

平成 30 年第 4 回定例会

むかわ町議会会議録

平成30年 12月12日 開会

平成30年 12月13日 閉会

むかわ町議会

平成30年第4回むかわ町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (12月12日)

議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
事務局職員出席者	4
開会及び開議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	7
町長行政報告及び提出事件の概要説明	7
一般質問	10
大 松 紀美子 議員	10
野 田 省 一 議員	23
佐 藤 守 議員	42
東 千 吉 議員	55
舞 良 喜 久 議員	61
北 村 修 議員	64
津 川 篤 議員	82
散 会	96

第 2 号 (12月13日)

議事日程	97
------	----

本日の会議に付した事件	9 8
出席議員	9 8
欠席議員	9 8
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 8
事務局職員出席者	9 9
開 議	1 0 0
議事日程の報告	1 0 0
議案第 6 4 号から議案第 6 7 号までの一括上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 0
議案第 6 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 2
議案第 6 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 3
認定第 1 号から認定第 7 号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	1 2 9
請願第 1 号の報告	1 3 4
意見書案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 4
意見書案第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 5
意見書案第 1 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 7
意見書案第 1 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 0
意見書案第 1 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 1
所管事務調査報告の件	1 4 2
閉会中の特定事件等調査の件	1 4 3
議員の派遣に関する件	1 4 3
閉議及び閉会	1 4 4
署名議員	1 4 5

むかわ町告示第66号

平成30年第4回むかわ町議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年11月30日

むかわ町長 竹 中 喜 之

1 日 時 平成30年12月12日（水）午前10時

2 場 所 むかわ町産業会館 第1研修室（3階）

○応招・不応招議員

応招議員（13名）

1 番	東	千 吉	議員	2 番	舞 良 喜 久	議員
3 番	山 崎	満 敬	議員	4 番	佐 藤	守 議員
5 番	大 松	紀美子	議員	6 番	三 上	純 一 議員
7 番	野 田	省 一	議員	8 番	三 倉	英 規 議員
9 番	星	正 臣	議員	10 番	津 川	篤 議員
11 番	北 村	修	議員	12 番	中 島	勲 議員
13 番	小 坂	利 政	議員			

不応招議員（なし）

平成30年度年第4回むかわ町議会定例会

議 事 日 程 （第1号）

平成30年12月12日（水）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長行政報告及び提出事件の概要説明
- 第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（13名）

1 番	東 千 吉 議 員	2 番	舞 良 喜 久 議 員
3 番	山 崎 満 敬 議 員	4 番	佐 藤 守 議 員
5 番	大 松 紀美子 議 員	6 番	三 上 純 一 議 員
7 番	野 田 省 一 議 員	8 番	三 倉 英 規 議 員
9 番	星 正 臣 議 員	10 番	津 川 篤 議 員
11 番	北 村 修 議 員	12 番	中 島 勲 議 員
13 番	小 坂 利 政 議 員		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	竹 中 喜 之	副 町 長	渋谷 昌彦
支 所 長	田 所 隆	会 計 管 理 者	藤 井 清 和
総務企画課長	成 田 忠 則	総務企画課参事	大 塚 治 樹
総務企画課参事	上 坂 勇 人	総務企画課幹主	梅 津 晶

総務企画課主幹	柴田巨樹	総務企画課主幹	西幸宏
町民生活課長	萬純二郎	町民生活課主幹	飯田洋明
健康福祉課長	高橋道雄	健康福祉課主幹	今井喜代子
健康福祉課主幹	藤田浩樹	産業振興課長	酒巻宏臣
産業振興課主幹	東和博	産業振興課主幹	今井巧
産業振興課主幹	松本洋	建設水道課長	山本徹
建設水道課主幹	江後秀也	建設水道課主幹	兄後敏彦
地域振興課長	石川英毅	地域振興課主幹	長谷山一樹
地域振興課主幹	菅原光博	恐竜ワールド戦略室長	加藤英樹
恐竜ワールド戦略室主幹	櫻井和彦	地域経済課長	吉田直司
地域経済課主幹	高木龍一郎	地域経済課主幹	西村和将
国民健康保険穂別診療所事務主幹	藤江伸	教育長	長谷川孝雄
生涯学習課長	齊藤春樹	教育振興室長	田口博
生涯学習課主幹	上田光男	生涯学習課主幹	佐々木義弘
選挙管理委員会事務局長	成田忠則	農業委員会事務局長	鎌田晃
農業委員会支局長	高木龍一郎	監査委員	数矢伸二

事務局職員出席者

事務局長	八木敏彦	主査	長谷山美香
------	------	----	-------

◎開会及び開議の宣告

○議長（小坂利政君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第4回むかわ町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

◎議事日程の報告

○議長（小坂利政君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小坂利政君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、舞良喜久議員、3番、山崎満敬議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（小坂利政君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

さきに議会運営委員長から、12月6日開催の第7回議会運営委員会での本定例会での運営にかかわる協議の経過と結果について報告の申し出がありましたので、これを許します。

佐藤議会運営委員長。

〔佐藤 守議会運営委員長 登壇〕

○議会運営委員長（佐藤 守君） 議長のお許しをいただきましたので、今月6日に開催しました第7回議会運営委員会の経過と結果について報告をいたします。

委員会での協議は、第4回定例会の運営に関する件であります。

まず、副町長及び議長から、町長及び議員等からの提出を予定している審議案件の概要説明がありました。

今期定例会に町長から提出される審議案件は6件で、その内訳は議案6件であります。議員等から提出を予定している審議案件は17件で、その内訳は認定7件、請願1件、意見書案6件、その他3件であります。

提出審議案件の取り扱いについては、協議の結果、会議規則第37条の規定により、一括して議題とする案件は、会期日程表に記載のとおり、議案第64号から議案第67号までの4件、認定第1号から認定第7号までの7件であります。

認定7件については、平成29年度むかわ町各会計決算について、本年10月10日開催の第3回臨時会において特別委員会を設置し、その審査を付託されたものであり、その結果を報告するものであります。

次に、請願についてであります。提出のありました請願1件につきましては、所管の委員会に付託することで協議済みです。

次に、意見書案についてであります。議員より提出のありました意見書案は5件であります。11月30日に各常任委員会協議会が開催され、協議の結果、受理番号6番は意見書案第9号、受理番号10番は意見書案第13号として所管の委員会構成委員で提出されております。受理番号7番は意見書案第10号、受理番号8番は意見書案第11号、受理番号9番は意見書案第12号として所定の賛成者をつけ提出されております。

陳情文書表の取り扱いについては、6月定例会以降受け付けたもので6件であります。お手元に配付の陳情文書表に記載のとおりであります。11月30日に開催された所管の常任委員会協議会で協議の結果、受理番号14番は意見書案第14号として、所管の委員会構成委員で提出することが決定されております。受理番号12番、13番、15番から17番までの5件については、全議員へ印刷配付することとされております。

次に、一般質問については、5番、大松議員ほか6名から19項目の通告がありました。その取り扱いは通告のとおりとします。

今回の一般質問につきましては、震災関係で7人から提出されております。質問される方は、質問事項が重複しないよう配慮願います。

次に、本定例会の会期については、以上の審議案件数とその取り扱いから、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日と13日の2日間としたところであります。

質問される方は要領よく簡潔に質問され、答弁される方は簡潔明瞭に答弁をいただき、時間の短縮をお願い申し上げます。

最後に、議会中継であります。情報公開を推進するため、本会議につきましては、むかわ四季の館道の駅付近ロビーと穂別町民センターロビー及び穂別診療所待合ロビーにおいて放映しますので、お知らせいたします。

なお、審議の妨げになるような私語は慎まれるようお願いいたします。

以上申し上げ、平成30年第7回議会運営委員会の報告といたします。

○議長（小坂利政君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のとおり、本日12日から13日までの2日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から13日までの2日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（小坂利政君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に印刷配付しております諸般の報告及び議会だより第89号のとおりですので、御了承願います。

◎町長行政報告及び提出事件の概要説明

○議長（小坂利政君） 日程第4、町長行政報告及び提出事件の概要説明を行います。

町長から行政報告及び町長提出事件の概要説明の申し出がありましたので、これを許します。

竹中町長。

〔竹中喜之町長 登壇〕

○町長（竹中喜之君） おはようございます。

平成30年第4回むかわ町議会定例会に当たりまして、議員の皆様には時節柄、お忙しい中を御出席いただき、まことにありがとうございます。

概要説明の前に、胆振東部地震の対応状況について申し上げます。

9月6日の地震発生から3カ月が経過しております。

町民の皆様には、徐々にですが日常への生活に戻りつつある一方で、避難生活を余儀なく

されている方々、あるいは応急仮設住宅においてなれない生活の中、ふだんの生活へと戻れるまでには、いましばらくの時間が必要でないかと存じます。

まず、被災を受けた鶴川高等学校生徒寮の状況について申し上げます。

生徒寮につきましては、建物調査において、基礎部分に損壊を受け、半壊の判定となっておりましたが、急激な倒壊のおそれがないことから、現行の寮生活を続け、災害救助法に基づく応急仮設寮の設置後に移転することと当初していたところでございます。

この間、応急仮設寮の設置を国に要望していたところでございますが、全国的に寮の整備に前例がないということから許可を得るまでに時間を要し、一方で電気設備のふぐあい、温水ボイラーの故障などが生じたため漏電の危険性も考慮し、11月12日に寮生34名、指導者2名、計36名の安全をより確保するため、避難することを決定したところでございます。

このため、直ちに生徒に対する説明と保護者への周知を行い、11月13日には二宮の生涯学習センター報徳館へ移動、17日には全ての引っ越しを終了し、現在もなお避難生活を送っている状況でございます。

なお、応急仮設寮の設置につきましては、11月29日に北海道を通じ、正式に許可が得られたことから、今月末の完成を見込み、現在急ピッチでモバイル型ハウスの設置工事を進めているところでございます。

次に、応急仮設住宅の整備状況についてであります。

住宅に被害を受け、応急仮設住宅への入居を希望される世帯は、11月30日をもって受付を終了し、全体で35世帯の申し込みを受けており、10月末には25戸が完成しているところであります。残りの10世帯分につきましては、2期工事分として4戸が12月3日に完成しており、3期工事分として4戸が14日に完成予定、残りの2戸は今年25日に完成する予定となっております。

これにより、申し込みのあった35世帯71人全ての方々に応急仮設住宅の供給が可能となるものでございます。

次に、建物の被害状況について申し上げます。

発災から90日の12月5日までを期限とした罹災証明交付申請の件数は、4,047件となり、現在も建物の被害調査を進めておりますが、12月7日現在、全壊建物が159棟、大規模半壊13棟、半壊161棟、一部損壊は3,158棟に及んでおり、改めて被害の大きさを痛感しているところでございます。

このため、町独自に被災住宅の応急処理制度を創設し、処理費助成の補正予算をさきの臨

時会におきまして議決をいただき、12月3日から申請の受付を始め、10日現在、64件の申し込みを受けております。

今後も助成事業のPRを行い、所有する家屋の修理に活用いただくよう促進をしてまいります。

なお、義援金の配分につきましても、12月から受付を開始しておりまして、現在、交付事務を進めているところでございます。

次に、半壊以上の公費解体の対応状況についてであります。

10月15日から受付を開始し12月7日現在、解体建物の受付状況は、105件。内訳は、鶴川地区80件、穂別地区25件となっております。解体作業は、11月30日から開始をしており、周辺の環境に配慮をしながら、順次解体を進めてまいります。

なお、倒壊のおそれがある建物につきましては、緊急的に取り壊しを行った、いわゆる先行解体につきましても、5件の申請を受け付けている状況であります。

続いて、この間の人口の動きについてでございます。11月の臨時会でも報告いたしましたが、発災時9月6日8,281人の人口が、11月30日現在8,163人と118人が減少しております。人口減少につきましては、町としましても喫緊の課題として引き続き地方創生の推進とあわせ、その取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、被災箇所の復旧についてでございます。

現在、被災箇所の復旧につきましては、全力を挙げて取り組んでいるところでございます。公共施設の復旧につきましても、国の災害査定を順次受けている状況でございますが、被災箇所が多いことから、査定は年明けまで続く予定となっております。箇所によっては、復旧までに時間がかかる場合もあることから、しばらくの間、町民の皆様には、不便をおかけするところでございます。

今後におきましても、一日も早い復旧に向け、他自治体職員の方々の力もおかりしながら、全力で取り組み、その先の創造的な復興へとつなげるまちづくりを進めてまいりますので、町民の皆様には、引き続き一層の御理解と御協力を賜われますようお願いを申し上げます。

さて、本定例会で御審議いただく事件につきましては、議案4件、追加議案2件でございます。

議案第64号 平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第11号）、議案第65号 平成30年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）、議案第66号 平成30年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第4号）、議案第67号 平成30年度むかわ町病院事業会計補正予算

(第4号)につきましては、いずれも事業の必要性から、所要額の補正を行うものでございます。

議案第68号 工事請負契約の変更に関する件につきましては、防災行政無線移動系デジタル化整備工事に設計変更が生じ、契約金額を変更する必要があるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設の利用、又は廃止に関する条例の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものでございます。

議案第69号 むかわ町平成30年北海道胆振東部地震による被害者に対する町税の減免に関する条例案につきましては、北海道胆振東部地震によりむかわ町内において甚大な被害が発生したことから、町税の減免に関する条例を制定し、被災された納税者の方々の負担軽減を図るものでございます。

以上につきまして、後ほど説明員から御説明を申し上げますので、何とぞ御審議、御決定を賜われますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） これで、町長行政報告及び提出事件の主要説明が終わりました。

◎一般質問

○議長（小坂利政君） 日程第5、一般質問を行います。

順に発言を許します。

◇ 大 松 紀美子 議員

○議長（小坂利政君） まず初めに、5番、大松紀美子議員。

〔5番 大松紀美子議員 登壇〕

○5番（大松紀美子君） 質問の前に一言申し上げます。

9月6日に発生した北海道胆振東部地震により被災された全ての皆様に心からのお悔やみとお見舞いを申し上げます。

また、震災発生時から昼夜を分かたず住民の命を守り、日常の生活を取り戻すために御奮闘されている執行部を初め職員の皆様に心から感謝とお礼を申し上げます。

また、関係機関を初め、全国からお寄せいただいた御支援に、心から感謝とお礼を申し上げます。

復旧・復興はまだまだこれからですが、私も執行部職員の皆様を初め、町民の皆様と力を合わせ、このまちが一日も早く住まいや暮らし、なりわいを取り戻していくことができるよ

う、力を尽くしたいと思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。

震災後の9月議会、流会になっておりますので、そのときに質問したかったことを最初に質問させていただきます。

介護の人材確保対策についてです。

介護職員の不足により、特別養護老人ホーム慶寿苑、愛誠園ともに満床まで利用者を受け入れることができない深刻な事態が続いています。保険者として事態解決の考えを伺います。

2つ目に、介護労働者の賃金は、ほかの産業と比べ、月額で10万円も低い実態にあると報道されています。人材確保のため、町独自の支援制度をつくる考えはないか伺います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 介護人材確保対策についての御質問でございます。

介護職員の不足は全国的に大変大きな課題となっております。

本町におきましても、町内の介護サービスの提供に影響をもたらしているところもございます。今年度は、特別養護老人ホームにおきまして、短期入所サービスや施設入所サービスの受け入れ人数調整が必要な状態となっており、定員以下の入所数で推移をしているところもございます。

介護職員不足の国の対策としましては、介護への参入の促進、資質の向上、労働環境処遇改善に資する事業というのが出されているかと思えます。

本町につきましては、地域ケア推進会議におきまして、現状と課題から改善策の意見交換を実施し、その中で出されております意見をもとに、町として人材の確保と育成、就労のサポート、事業所への支援というこの3つの柱を対策を構築していきたいと考えているところもございます。

2点目として、議員から提案されております家賃助成につきましては、事業所において現在住宅手当の支給などの整備というのもされていることから、個人に対しての助成は考えてはおりません。

しかしながら、人材確保の基盤整備というのは、重要な事項として捉えておりますので、現在進められておりますむかわ学などを通じた介護の仕事の周知、町外からの人材確保に向けた取り組みとして、子育て支援のPR、さらに住宅確保などの働きやすい環境づくりも現在進められております被災者の皆さんへの復旧・復興と並行しながら、調査研究というのを進めてまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 大松議員。

〔5番 大松紀美子議員 登壇〕

○5番（大松紀美子君） これまで、私以外の議員の中からも同じような質問があったと思うんですけども、さほど町の取り組みとしては進んでいないのではないかというふうにお聞きいたしました。

慶寿苑は80床、愛誠園は100床の状況の中で、慶寿苑の実際の現在の入所者は、63人と聞いています。それから、この震災で厚真の豊厚園のほうから慶寿苑は10人、愛誠園のほうでは13人を受け入れているとお聞きしました。

結局こういうことですよね、慶寿苑さんのほうでは職員の方、常勤で現在10人不足しているとおっしゃっていました。結局、10人不足しているからどうするかというと、募集しても集まらないので、結局入所する人を減らすということですよ。

そして待っている方が今33、慶寿苑さんしか聞いておりませんけれども33人。ということは、保険者としての責任という点で考えていけば、皆さん保険料払っています、そして、サービスを受ける権利をお持ちです、しかし、人材が集まらない、働く人がいないということで入られない状況が続いている。それも、おっしゃっていましたけれども、人材が集まらないのもここ2年ぐらい続いていると言っていました。

毎回、広報と一緒にこんにちはの裏にこういう求人の案内で入ってきます、必ず入ってきます。それでも応募がないと。

それから、町長もおっしゃっていましたけれども、それぞれの施設で働く人たちに対して、ここにも書いてありますけれども、住宅手当とかいろんな手当もしていると。にもかかわらず応募がない。

全国的に見ても、とにかく養成学校の受験者も少なくなっている。その原因としては、やはり、専門性を生かせる、生きがいを持てる職業でありながら、やっぱりそれが広く周知されていないというのがありますし、賃金の問題も大きくかかわっているというふうに私は思っているんです。

ですから、この施設に入りたいという希望というのは、やっぱり田舎になればなるほど大きいんです。施設もあるのに入れなくてあけていてということ、やっぱり保険者として私はすごく責任を感じなければならない事態にあると思っているんです。

これが一体いつまで続く、いつまでこの状況でいいと思っていますか。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 介護保険制度発足から20年弱ですか、まだまだ全国的な大きな課題の一つ、我が町だけの問題ではないと、広がりある課題なのかなと思っています。

そして、利用者というのは増加の一途をたどって、給付費というんですか、これも急速に増大しているかと思います。

都市部だとかあるいは地方での安定したサービスの提供、この維持に懸念が生じているんでしょうか。地域によって抱える課題というのもまちまちとされているかと思います。

そのような中ですが、先ほどの答弁と重複するかと思いますが、介護従事者の不足、そして在宅介護サービスの不足といった課題に対しまして、議員御存じのとおり今年度から見直しスタートしております。

町におきましての高齢者保健福祉計画、さらには介護保険事業計画の中にも具体的な事業メニューとして掲載しております。これまで実施してきております介護従事者養成事業補助金、この引き続きの活用の促進とともに、さらに介護職員の実務者研修の町内の開催というのを計画的に実施にとどめ、粘り強い推進というのを行っていきたいなと思っております。

先ほどの答弁にも申し上げました次期の、今7期ですから、次期の計画策定に向けて、現在ある地域会議の中での議論というのを、さらに熟議を持った中において、情報交換と現実の町としての課題の共有を図り、次の計画策定に向け、より具体的な支援策の調査研究、今、進められているところでもございます。

それと、重ねてですが、町内での子育ての支援だとかあるいは住宅確保対策など今回の震災対策というのを契機にさらに住みやすい環境づくりに努めていきたいと考えているところでございます。

○議長（小坂利政君） 大松議員。

〔5番 大松紀美子議員 登壇〕

○5番（大松紀美子君） 20年たって、ますます使いづらくなるというのは私は感じているのですけれども、自分たちの町だけではなくて、全国的な課題であるということももちろんそうですね。ただ、やっぱりこういう実態になっている。じゃ、職員が集まらなければ、要するに入所する人を減らしていけばいいわけです。いる人でできる入所数だけやっていけばいいのですけれども、そうすると、例えば特別養護老人ホームの経営もうまうまいなくなるでしょうし、その分、要するに被保険者である私たち住民が結局被害をこうむることになるんです、利用できないということ。

ですから、これは、国の制度だからとかどこも同じだからとかいうのではなくて、やっぱ

り現実をきちんと見て、やっぱり大きな対策というのか、そういうものも取り組むように考えていただきたいと思います。

国はどうかといえば、国庫負担金増やすどころか自然増の分を圧縮するとこの間安倍さん言っているんです。そうすると、ますます使えないものになっていくと。

けさNHKのニュース見ていましたら、東川町と鷹栖町と幌加内町で、介護のやっぱり人材確保できないということで、人材確保のために新しい奨学金制度を創設するというニュースが出ていました。詳しい内容は、出かけるときだったので見ていませんけれども、やはりそういう全国的にも人材確保するために町独自の制度を設けているところありますので、ぜひ研究して、今のような状況がこれからも続くことのないようにしていただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 町独自の、例えば、実態に見合ったというのはこれは否定すべき問題ではないですけれども、やはりこれ全国的な課題は全国的な課題として、各自治体においても相当の重要性を帯びてきているというのは事実なんです。

そこで、さきの町村長全国大会におきましても、これ重点要望事項の一つにして、介護サービス基盤の確保ということで、具体的に介護離職者ゼロというこれを達成するために、さらなる介護サービス基盤というのを、整備をなさいということで引き続き人材確保に取り組むこととして、町村全体で取り組む事項として再提案をしておりますので、その辺のところも延長上に独自の上乗せだとか、あるいは横出しだとかこういったところも地域の実情というのをしっかりと捉えながら今後に向けていきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

〔5番 大松紀美子議員 登壇〕

○5番（大松紀美子君） ぜひよろしくお願いいたします。

次に、2、情報伝達について。

避難所に私も二晩お世話になったんですが、避難所に情報が届かない、中央小学校の体育館でしたけれども。テレビがあっても電気がつかないときには見られなかったんですが、自家発電だったと思います、テレビもありませんでした。必要な情報が避難者へ行き渡らない。

例えば、何か疑問点を聞いても、本部からの情報を待っているところなんですということで、すぐには返事がもらえなかったとか、支援物資の配布について取りに行ける人とか行けない人がいて不満があった、仮設住宅の説明会においても避難者への情報伝達ができていなかった

たなど、いろんなことが9月6日の地震発生以来、必要な正確な情報が町民へ十分届いていないということで、不満や不信がありました。

情報伝達の検証が必要と考えますが、見解を伺います。

2つ目に、防災無線が聞こえないという苦情がやはり今回もありました。防災行政無線個別受信機の無料貸し出しを、一般町民へも行う考えがないか伺います。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 質問にお答えしたいと思います。

9月6日に地震が発生しましてから、情報伝達につきましては、町ホームページ、また、9月9日にはフェイスブックを立ち上げ、また災害FMについても総務省総合通信局などの協力により実施してまいりました。

発災直後のフェイズでは、起きた事象に対しいち早く判断し、実行するという時間のない中での対応でございました。

そのため、できる限り早い段階でホームページやフェイスブックなどでタイムリーな情報掲載に努めてまいりましたが、避難所などへの紙ベースの掲示ということは足りなかったと率直に反省をしております。

情報伝達ということは、災害に限りませんが、携帯電話を使用している方、使用していない方、また高齢者、若者など、情報伝達の媒体が多種多様な手段としなければ、全体に行き渡らない時代にも入っております。

今後、情報伝達の多重化を図っていく必要があると認識しておりますので、御理解いただければと存じます。

2点目になります。

防災無線につきまして、以前から御指摘があり、昨年度伝搬調査を行いまして、一部聞き取りづらい場所があることも承知しております。

聞き取れなかった場合、直近の防災無線を電話でお知らせしておりますので、御活用いただけるよう周知に努めてまいりたいと思います。

しかし、根本的な問題としまして、北海道の気密性の高い住宅では聞き取りづらいということも、事実としてあります。

全世帯に個別受信機を設置するという方法もありますが、個別受信機ありきではなくて、先ほどの質問でお答えさせていただいたように、多種多様な手段を使うということをあわせて、防災マスターや地域防災組織などを活用して、情報が伝わらない方に伝えていただくこ

とや、防災行動をとっていただくような、そういったコミュニティーづくりも検討してまいりたいと考えておりますので御理解いただければと存じます。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

〔5番 大松紀美子議員 登壇〕

○5番（大松紀美子君） 今回の震災というのは、もちろん私も初めてでしたし、職員の皆様も初めてのことから、なかなか避難所にどういうふうに情報伝達したらいいのかとか、本当に模索している中でのことでしたから、私も十分わかるんです。わかるんですけども、それにしても、私も毎日報道機関向けのペーパーもらうんですけども、もちろん新聞とかテレビとかそういうもので情報を得るということも大事ですし、得ています。しかし、そういうものとあまりかかわらなくている人たちもたくさんいます。

そういう人たちに、今もペーパーでと言っていました、SNSとかホームページとかフェイスブックとかと言っていましたけれども全くかかわらない人っていっぱいいるんです。やっぱりそういう人たちにどうやって知らせていくかといったら、やっぱり1つはペーパーです。避難所にやっぱり掲示板をつくって、常にそこに新しい情報を書いていく、そこに行けばみんな今どのようなふうになっているのかわかるかということもあるので、やっぱりペーパー、あちこちの災害のたくさんではないですけども、読みました検証したところ、そうするとやっぱりペーパーなんです。ペーパーで伝えていくということが、求められているということがありましたので、やはりその辺も考えてほしかったなというのがあります。

それと、四季の館はテレビずっとついていました。ほかのところはわかりません、中学校の体育館も多分ついていなかったと思うんですけども、その辺のその時点でのどうだったのかというのをちょっと教えていただけますか。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 議員御指摘のとおりペーパーということは本当に大切だと思いますので、今後避難所については、紙ベースで掲示板に貼るようなことで対応していきたいと思っております。

それと、テレビに関してなんですけれども、中学校とか小学校の体育館には設置できるような形にはまだしておりませんので、状況としてはなかったというふうに思っております。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

〔5番 大松紀美子議員 登壇〕

○5番（大松紀美子君） 避難所になっているところで、テレビがないというのは、かなり問題じゃないかというふうに思うので、やはりそういうところにテレビを設置できるような対応をしておくとか、そういうことをしないと。情報何もわからなかったんです。たまにインターネットを見られる若い人がいて、厚真がひどいとか、どこがどうかという情報を聞くのみでわからないんですから、全然。

だから、そういうところに置かれていた、避難者は。その辺もやっぱり、私、後で言おうと思っていますけれども、震災検証委員会、多分立ち上げてやると思うんですけれども、やはりそういう中できっちりやってほしいなと、いろんな町民の意見も聞きながらつくって、検証していったらいいとは思っています。

それと、防災無線が聞こえない。本当に聞こえなくて、先日も議会の事務局のところにいて、すぐです、聞こえないんです、中にいたら。それで戸を開けて、何を言っているかというのを聞いたんですけれども、私、必要な人でいいと思うんです、個別受信機。町内会だけです、役員のところに3台ずつきていますでしょう。設置していますよね。会長、副会長、総務ぐらいのところまで、3台きています。

そういうのを必要だと聞こえないと思っている人のところに貸し出せばいいんです。全町民に設置させなくてもいいんです。私は花園ですから、小学校のところから玄関のところまで出たらもう聞こえますから、鳴っていると思ったら茶の間から出て聞きますからいいんです。でも、聞こえない人にはそれを貸し出したらいいいんじゃないですか。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 個別受信機の関係についてお答えをしたいと思います。

今、議員が御指摘のあった必要な方への貸し出しという点でございますけれども、なかなかここが、数としてどのぐらい潜在的にあるのかというところもちょっとあるかというふうに思っております。

個別受信機にこれからその情報を集中して流すということよりも、先ほどもちょっと大塚参事からお答えしましたように、いろいろ情報を取る手段としては多種多様だということだと思います。そういったところも含めて、例えば、携帯電話で情報を取る方、あるいはテレビで情報を取る方、また、コミュニティづくりというお話もさせていただきましたけれども、そういう地域での情報を流すという部分では、例えば防災マスターの方を中心に情報を流すとか、そういったところでお問い合わせができる、そういった仕組みづくりも必要ではないかというふうに考えております。

受信機ありきではなくて、やはりこの辺の研究も必要であろうというふうに思いますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

〔5番 大松紀美子議員 登壇〕

○5番（大松紀美子君） 地域コミュニティづくりだとか、防災マスター活用も大いに結構なんです。

でも、全国の危機を知らせるJアラート、あれだってああいう防災無線から流して聞いてもらうためにつけているんです。結局防災マスターいなかったら、その人に伝わらなかったらどうやってそのほかには伝わらないとあるでしょう。

防災無線は何のためにについているかといったら、これを流せばみんなに一斉に通知が行くから防災無線なんでしょう。そしたら防災無線が聞こえないと言っている人が現実にいるんだから、それを、じゃ、どう解消するかということを考えないと。フェイスブックだ。ホームページだとかいろんなものがあるという、わかります、それはやっていかななくてはならないこと、これからの時代。だけど、何のために防災無線を何基もつけているのか。一斉に知らせたいからでしょう。

震災のときに、津波がきませんという情報は、私は外に逃げていましたから、防災無線から聞きました。だけど、それを聞かなかった人とか、聞く前に避難したかもしれないけれども、二宮の報徳館へたくさんの人が津波が来たら困ると逃げたんです。そういうことだってあるわけだから、防災無線が聞こえるか聞こえないかというのは非常に重要なんです。

Jアラートが何で防災無線から流すんですか、そしたら。もっと違うことしなきゃならないでしょう。

もうちょっと、その辺のことを、ニーズ調査したらいいじゃないですか。防災個別受信機、聞こえないから必要としていますという人、いるかどうか調査してください。どうですか。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 防災無線、聞きづらいということでもありますけれども、これは以前からずっと言われておりまして、現実問題として、防災無線のすぐそばであっても、住宅の中にいれば、鳴っているのは聞こえるんですが、内容がよくわからないということがままあるかと思います。

そういった意味では、何を言っているかと聞いていくという、そういう情報を取りに行くというまず基本的な姿勢というのを持っていただかななくてはならないというのを思っていま

す。

そういったことを、町民の皆様まず自助、みずから守っていただくためにはみずから情報を取りに行くということも必要ですので、ぜひそういうところは窓を開けて聞いていただくとか、電話を使っていただくとか、そういったことも大事なんだろうと思ってございます。

無線機があったとしても、その部屋に必ずいるとは限りませんし、スイッチが入っていないこともあるでしょうし、いろいろな事態があると思うんです。

そういったことも含めて、まずは自分で本当に聞こうという意識があれば窓を開ければ聞けるわけですから、そういうところも大事にしていきたいというふうに思っています。

それとまた、鳴っていることが全然わからないぐらい聞こえない地域があるとするならば、そういったところについてはまた別のおっしゃるような手だてというのでも補完していかなければならないと思っていますので、そういうところも含めて、もう少し、調査ということもありましたけれども、聞き取りはしてまいりたいというふうに思っています。

それとあわせて、先ほどから言っておりますいろいろな多重的なものを含めて伝えていくような努力、重ねてやっていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜わればというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

〔5番 大松紀美子議員 登壇〕

○5番（大松紀美子君） この情報伝達だけではなくて、この震災で対応はどうだったのかということを含めて、当然検証委員会というものをつくってやっていくことになると思うんですけれども、北海道は災害検証委員会を設置して、来年3月中旬には中間提言をして、4月から5月には報告書の取りまとめをするというふうに道のほうではやっているというふうに情報来ているんですけれども、町としての防災計画に基づいた災害対策本部というものがあまして、私もパラパラ読ませてもらいましたけれども、初期の対応から被害に対する対応、応急対応の状況等、さまざまな課題があると思うんですけれども、この検証委員会というものをどのように考えていますか。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 現在、職員向けにアンケート調査をしております、このアンケート調査をもとに、職員間で検討会を今検討しております。これは、年明けになると思いますけれども、実施をしていきたいというふうに考えています。

1月の広報で町民向けのアンケートを、北海道と北海道大学が一緒になってやることにな

っておりますので、そういった部分も含めて、防災計画の見直しですとか、そういったところにつなげていきたいというふうに思っております。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 検証委員会の立ち上げという点で、今ほど大塚参事のほうから、庁舎内といいますか、職場においてのアンケート調査を実施するということを申し上げました。

その後、北大、北海道によります町民向けのアンケートというようなものを活用しながら、さらに、地域での今回の災害どうであったのかというようなことを含めて、今すぐということにはならないですけれども、一定程度落ち着いた段階で、そういった検証も当然必要であろうというふうに考えてございますので、これから北海道も検証が進むということで、実は北海道の聞き取りも1月末に予定をされております。そういったところもあわせて、この大きな災害を、やはり次に向けてしっかりと安全安心な災害対策を講じていくために、検証委員会というものも必要だというふうに考えておりますので、しかるべき時期に開催をしていきたいというふうに考えております。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

〔5番 大松紀美子議員 登壇〕

○5番（大松紀美子君） ぜひ、よろしくお願ひしたいと思っています。

地域にもアンケートということをおっしゃっていましたが、2年前の災害で台風で被害を受けた新得町のほうに議会で行ってきたんです。それを見せてもらいますと、庁舎内、職員の人たちだけの検証委員会もあるんです、あとは自治会、町内会だとかそういう人たちで、地域の人たちの組織も2つつくってました。それで、それぞれが検証していくと。それを、全町民に広報の中で報道していたんですけれども、こういう何ページ、すごいたくさんなんですけれども、初期段階の対応はどうだったのか、時間を追って全部書いていって、そして問題点と提言もあって、そして対応策の方向性も書いているというこういうものがあるんです。とてもいいなと思って見ていましたので、庁舎内は庁舎内でやるんでしょうけれども、ぜひ住民組織も立ち上げていただきたいなと思っています。

それから……、あ、答弁ありますか。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 今、議員がおっしゃるとおり、庁舎内においては、やはり災害対策本部の体制の中で、初動から始まって、この間対応も含めて、どういったことが課題

であったのか、どういったことが困った点だとか、こうすべきだとかいう点が当然あるだろうというふうに思っています。そういった点をやはり掘り下げて、ただアンケートだけじゃなしに、実は年代別でも検討会を行いたいなというふうに思っています。

そういう意味で次の災害に対応していくという体制をつくっていくということで考えてございます。

また、町民の方々にも、次に災害に生かすために何が必要だったというようなことを先ほど情報の関係もありましたけれども、どんな情報が足りなくて、どういう情報がほしかったんだというようなことも当然あるかと思います。

どういうところに困っていたという点も含めて、こういった点を掘り下げながら、役場としても対応していくというようなことに、意見反映していただくというようなことで、その辺も含めて検証委員会の中で、そういった点もまとめ上げて対応していきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

〔5番 大松紀美子議員 登壇〕

○5番（大松紀美子君） では、3番目の人口減対策について伺います。

仮設住宅入居期限は2年です。2年後の住居をどうすればよいのか、いろいろな思いをめぐらせていらっしゃいます。

先ほども報告ありましたけれども、震災の後、人口は減り続けています。住まいの確保がこの町に残って生活を送ることの最大条件となると考えています。災害公営住宅の建設で、仮設住宅入居期限終了後の住宅確保を行うべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 仮設住宅に入居後の住宅確保ということで、御質問にお答えしたいと思います。

災害救助法に基づく応急仮設住宅の入居に関しましては、基本的には2年間ということが決まっております。

その後の住まいの確保ということは、町としても当然考えていかなくはないと考えております。

今後住まいを再建されるのか、公営住宅などの入居を希望されるかなど、それぞれのニーズを調査しまして、被災者に寄り添いながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

〔5番 大松紀美子議員 登壇〕

○5番（大松紀美子君） 私も仮設に入っている方全員に聞いたわけではありませんけれども、やはり、文京の町営住宅に住んでいた方は、期限後も町営住宅に住みたいとおっしゃっている方もいますし、もともとどこかに家を再建したいと考えているという人もいましたし、まだ考えられないという人もいましたし、すごい低所得の年金の方は、ここを出たら自分が持っているお金で入れる住宅はないのではないかというふうに心配されていますし、まずは、皆さんのニーズ調査と言っていましたけれども、聞いてほしいです。一人一人の方に、この後どうするかというところを、聞いていただいた上で、やはり災害公営住宅、復興住宅とも言っていますけれども、全国各地で建てられていますけれども、ぜひそういう方向性でやっていただきたいというふうに思っています。

今、そういうふうに考えているとおっしゃっていましたが、具体的には何か考えていることはないんですか。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 災害公営住宅に関しましては、全壊の住宅の何%というような制度にもなっておりまして、戸数的にはさほど建てられないんじゃないかなというふうに、現在認識しているところです。

また、小規模改良住宅事業というものもございまして、そういったものも活用を現在検討しておりまして、そういった中で、住宅の確保ということを考えていければというふうには考えております。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

〔5番 大松紀美子議員 登壇〕

○5番（大松紀美子君） 災害公営住宅が、全壊が何戸あったかによって決まるということは今おっしゃっていましたが、じゃ、一体何戸建てられるのかと。

今の時点で、そういう方向性をもうちょっと、仮設に入居したばかりだからということもありますけれども、やはり少しでも早く、2年といったってあつという間に来るんですから、早めにそういう考え方を示してあげることが安心して暮らせることにつながるわけだから、今の時点で何戸建てられ、あるのかとかという今みたいな答弁では、もうちょっと突っ込んで考えていることあると思うので、おっしゃっていただきたいんですけども。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 今、災害公営住宅というお話もございましたけれども、適用の問題もございます。

そういった中では、まず、先ほど申しましたように、どの程度のニーズというかあるのかということもまず聞き取っていく必要もあろうかと思えますし、今、現行でやっています公営住宅の建設、これらの建設計画をどうしていくのかと、そういったところの前倒しとか、そういったところも含めて考えていかなければならないというふうに考えてございます。

具体的な戸数までは、今言及できる状況にはございませんけれども、今後、復旧・復興に向けて行くそういった計画をこれからまたつくっていくことになろうかと思えます。

そういった中で基本方針を立てながら、具体的な計画というのを今後煮詰めていきたいというふうに思っておりますので、現段階で少々お待ちをいただければというふうに思っているところでございます。

加えて、空き家対策計画というのも、今後つくっていくことになっております。そういったあるストックも使いながら、どうニーズに応えていけるのかというところが、ここの課題だろうと思っておりますので、御理解を賜わればというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

〔5番 大松紀美子議員 登壇〕

○5番（大松紀美子君） 行政も本当に精いっぱいいろいろなことに取り組まれているので、ましてやまだまだ寮の建設も終わっていないわけですから、そういうものが追いつかなければ、なかなかもっとその次へと進んでいけない気持ちもわかっているつもりでいるんです。

ただ、やっぱり家をなくして仮設で暮らしている人たちにとってみると、本当に先のことを心配しているというのが現実ですので、ぜひ早めに方針を出して知らせていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

答弁ありますか、ないですか。ない。じゃ、よろしくお願いいたします。終わります。

◇ 野 田 省 一 議 員

○議長（小坂利政君） 次に、7番、野田省一議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） それでは、一般質問させていただきます。

まず最初に、このたび震災でお亡くなりになられた方々に御冥福をお祈りしますとともに、また今回被災された町民の皆様方にお見舞いを申し上げます。

そして、さらに震災直後から自分の生活も顧みず、昼夜を問わず復旧・復興に向けて日夜努力をされてきた町職員の皆様に改めて感謝を申し上げたいと思っております。

さて、一般質問でございますが、若干前の議員とかぶるところもございますが、今回の9月6日の発災時の初動についてお伺いをしたいと思います。

今回の震災の経験を生かして、いつ起きるか想定できない災害に向け、発災直後の初動対応について、経験や記憶が薄れる前に課題を整理し、今後に向けた対応を早急に取りまとめる必要があると思いますが、どのように考え、経験を後世に伝えていくかお伺いをいたします。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 発災時の初動の対応と課題ということでございますけれども、議員おっしゃるように、大変重要な課題というふうに捉えているところでございます。

先ほど大松議員のときの答弁で大方述べておりますので、重複いたしますけれども、現在の取り組みといたしましては、発災から登庁までに要した時間ですとか、担当した業務の改善点など、多岐にわたります職員向けのアンケート調査を実施しております。集計した後、今後に向けた課題を整理をしていくという予定としているところであります。

また、以前から消防署のほうにおきましても、災害ごとの課題整理を行っているというふうに聞いてございます。相互のつけ合わせも行うことが大切だろうというふうに考えているところでございます。

なお、今回の地震のさまざまな教訓を生かしまして、来年度、地域防災計画の見直しをしていくこととしているところであります。

また、先ほど申し上げましたけれども、町民対象のアンケートにつきましても、北海道大学と北海道が連携をしまして、1月に実施を予定しておりまして、集約結果についても活用を図ってまいりたいというふうに考えているところであります。

今年度、むかわ水害タイムラインを策定いたします。そのノウハウを生かしながら、地震、津波などの行動マニュアルを作成し、誰が何をどう対応するのか、誰が誰に何を伝えていくかなど、今後明確にしてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） 先ほどの答弁の中とあわせて質問をさせていただきますけれども、ふ

だんからよく言われる自助、共助、公助というお話の中で、公助の部分については職員、庁舎内である程度集約したものをしていくと。自助という部分では、個人のそれぞれの考えをアンケートで今後とっていくという中で、やはりその共助という部分を考えていくと、今回の震災の中で私も経験して、本当に地域力というものが一番とは言えませんが、すごい大きな割合を占めたんじゃないかなと。やはり今自主防災組織をそれぞれ地域に立ち上げておりますけれども、果たしてそれが絵に描いた餅のように終わったところも多々あることは反省しておりますけれども、やはりその中、ふだんからの地域のつながりの大切さで、共助という部分が大きな力になったんでないかなと思います。

そんな中で、経験や記憶が薄れる前にということで、例えば自治会、あるいは自主防災組織を持っているところの皆さんのお話を聞いていくような手順も非常に大事じゃないかなと。それぞれのこうしたことによってよかったよというものを出し合った中で、よかったよというか、機能したよと、こうするべきだったというものをやはり共助の考えもぜひ積み上げていっていただきたいなと思って、今回質問させていただいたんですが、その点についてはどのように考えておりますか。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 共助というところでの御質問でございますけれども、先ほど大松議員の質問にお答えをいたしましたけれども、今後は、やはりこういった地域での活動の振り返りといいますか、という点もやはり検証していくということで、検証委員会のほうで聞き取りをさせていただくということを考えておりますので、自治会、町内会、あるいは自主防災組織もそうですけれども、そういった中でどういう取り組みをこれまでされてきたのか、今後に向けてどういった課題があるのかというところを聞き取りをさせていただきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） 1点だけ、その日程的なものは、おおよそどのぐらいと。今年度、あるいは来年度のいつごろなのかということは考えをお持ちでない。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） なるべく早くと申し上げたいんですけれども、なかなかこの落ちつかない状況の中でございますので、できればです、年度内ということも考えてございますけれども、しかるべき時期に開催をしたいというふうに思っておりますので、御理解

のほどをお願いします。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） できるだけ早くということでありませけれども、そういった意味で、まず忘れないうちにといいますか、そういった中で、まず字に残しておこうということでアンケートをとって、その中で、まず記憶、記録をしておくということで考えております。

今、役場の状況を申し上げるならば、まさに今まだ復旧の途上といいますか、まだ応急の状況でございます。道半ばというところでございまして、まさに今仮設住宅もまだ建設中、それから被災者に向けての支援の取り組みといいますか、申し込みもまさに今真ただ中という状況でございますし、罹災証明においても、現在数百件のまだ現地調査が残っているというような実態でございます。まだ査定についても、今まさに査定の最中で、今週も受けておりますけれども、来年に向けてもまだまだ続いていくというような、こんな状況でございますので、そういったところを新たに見きわめながら、まず内部の中で少し議論をして、あとまた今言われたような自治会ですとか、またいろいろな団体等も含めて、今後また調整をしながらできるだけ早目に進めていきたいと思っておりますので、そういった事情もいろいろ御考慮いただきながら、御理解いただければというふうに思っております。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） 十分今の現状を理解した上でお話をさせていただいておりますし、本当に復旧道半ばという言葉もありましたけれども、まさにそのとおりだというふうには思っております。

ただ、本当に災害はまさかというか、今回まさか本当に私たちの身近なところでこういう状況になるということは誰も、ほとんどの人が考えていなかったというふうに思われますし、また道東においては、国や道が発表しているところであれば、非常に高い確率で近年というか、何十年かの間に地震災害も起こり得ると、非常に高い確率だというような情報もありますから、こればかりはいつがいいのか、後から失敗したということがないように、ぜひ努力していただければと思っております。

2つ目に入ります。

災害時の情報伝達についてであります。

穂別地区では、情報端末を利用した災害時の情報伝達が主な伝達方法となっていると考えられますが、震災前、震災後の情報端末の接続状況はどのようなになっているか。

2つ目に、利用、活用促進を図るために、これまで取り組み、これからの取り組みについてはどのようなになっているかお伺いします。

3つ目に、情報端末の導入から10年以上経過しておりますが、耐久年数ですとか、修理部品の在庫対応年数などはどのようなになっているか、今後の端末の更新についての考えはどのように計画しているかお伺いをいたします。

○議長（小坂利政君） 石川地域振興課長。

○地域振興課長（石川英毅君） それでは、御質問にお答えいたします。

まず1点目の御質問でございますけれども、穂別地区で使用している情報端末は町の行政情報を初め、防災情報を伝達する重要な役割を担っていると認識してございます。

震災前と震災後の情報端末の設置状況については、震災前の8月末で1,273件で、震災後の11月末では1,261件という状況になってございます。

接続の状況につきましては、残念ながらさまざまな理由で、これまでも未接続の状態となっている情報端末もございます。

このため、この間、委託業者に依頼をし、機器点検とあわせて接続状況の確認をするとともに、啓発用のチラシを作成し、町広報、新聞折り込みを実施して、未接続解消に向け取り組んでまいりました。

なお、震災発災後は、情報端末による災害情報、復旧復興、生活支援情報など、町民皆様への必要な情報を提供したことから、震災後、情報端末の修繕、接続に関する問い合わせや依頼等が58件あり、震災前の機器点検で確認した件数と震災後に点検した件数と比較いたしますと、微増ではございますけれども、接続件数は増加しているという状況を確認してございます。

次に、2点目の利用促進を図るための取り組みについてでございますが、情報端末は、町民皆様の暮らしに係る行政情報を伝達する手段の一つとして、災害時の情報伝達、さらには自治会活動をはじめ、町民相互の情報連絡の手段として活用がされてございます。

最近では、町民主体のイベント事業の周知など、従来のチラシ折り込みによる対応に加え、情報端末を活用した取り組みも出てきているところでございます。

今後は、自治会や自主防災組織と連携を図り、町民の皆様が求める情報伝達のあり方や情報機器の多元的な活用と利活用の促進に向け、調査研究を進めてまいります。

3点目の情報端末の耐久年数、修理部品の在庫対応年数についてでございますが、情報端末につきましては、メーカーによりますと、耐久年数は、何年間といった決まった期間はな

く、一般的にはサポート期間の終了、もしくは部品の製造がなくなった時点と伺っております。

また、修理部品の在庫対応年数につきましては、製造打ち切りから7年間保有することとされてございます。

情報端末の更新につきましては、現在、修理により使用可能な機器であることから、当面は現情報端末を活用していく考えでございます。

しかし、現情報端末の活用にも限界がございますので、情報提供のあり方、機器選定、更新時期なども踏まえ、情報端末の役割と必要性について、改めて調査研究の上、先進事例も参考にさせていただき、今後、整備方針をまとめていきたいと考えてございますので、御理解願います。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） この質問は、実は9月の定例議会に出させていただく予定で、この震災前、震災後という言葉を除いた部分で質問をさせていただいておりました。

今回、こういった状況の中で、震災後にこの情報端末の有効性というのを改めてどのように町サイドとしては認識したか、この1点をお伺いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 石川地域振興課長。

○地域振興課長（石川英毅君） やはり震災時、穂別地区につきましては、こちらの鶴川地区と違って防災無線がございませんので、町民の皆様方にいろいろな情報を伝達する重要な機器だというふうに私どもとしては認識してございます。

また、先ほども申し上げましたけれども、やはり情報を伝達していく手段として、この機器を使って情報提供してございますので、やはり震災後もこの機器がつかないですとか、見てくれといったような修繕の依頼もございましたので、我々としては、やはりこれは重要な機器だというふうに認識しているところでございます。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） 私も同様に考えます。停電になってしまったときには、さすがに何も役に立たなかったですけども、その後、2日後には、もうラジオ、穂別地区においてはテレビも入りませんでしたから、ラジオしか公な情報をとる方法はなかった、一部の方は携帯電話が使えたという状況もありましたから、それも何日間かで途切れてしまうという状況も

ありました。最終的には、ラジオで公の情報をとることになりましたけれども、電気が回復した後は、やはりこの情報端末を使って相当の情報を入手していったのではないかなと私もそのように重要だと思っております。

そこで、この重要な情報端末、災害にも非常に有用だということは今回実証されましたから、やはりこれが途切れることがなくというか、先ほど部品供給が7年ということで、生産終了から、もう随分前に生産終了していると思いますから、もう既に部品供給はないようなお話も聞いておりますので、いろいろと苦労しながら、あまりいい言葉ではないかもしれませんが、だましだまし部品交換をしながら使っているのが現状かなというふうに思っております。

そこで、やはりこのことも先ほど調査研究とありましたけれども、こんな時期ですけれども、次に向けて委託業者を含めた中で、計画をいつまでということはないでしょうけれども、委託した中でどういった規模の投資が必要になるのかということも含めて、ぜひ続けてというか、研究をしていただきたいなと思っています。

それで、質問なんですけれども、穂別地区では、今有線でそれぞれ私たち毎月1,000円払っています、あのテレビを見るために。そのために、11チャンネルというところが開放されていて、今も11チャンネル利用して、その中でテロップを流すような形でいろいろと情報を提供していただいているんですが、これの使用については、情報端末とあわせて情報ということでお聞きしたいんですけれども、11チャンネルは、あれ以上のことというか、そこでも情報を流すことは、あれ以上のことはできないんですかね。一つの、今できていますよね。大きな画面で流すという、時々ですけれども。あの画面をもう少し静止画で流して災害に対応するというような、今後の考えとしてはなかったですかね。

○議長（小坂利政君） 田所支所長。

○支所長（田所 隆君） 穂別地区にあつては、いわゆる山里地区、中山間地域でありますので、山をしょっているということによる通信過疎地であります。そのため、テレビも有線で、全世帯に電線を通して受信していると議員のおっしゃるとおりでございますし、情報端末もそういう事情により、有利な補助金をもって平成20年度に導入しているところであります。

その中で、あわせてテレビの11チャンネル、これは各世帯への光ケーブルが走ることによって可能となっている部分でございます。この11チャンネルを通常は各地区の河川の状況を把握する、管理するという意味で放映をしているものでございます。また、今回のような震災時にテロップ方式をもって情報を提供しているということも御存じかと思いますが、いず

れにいたしましても、この11チャンネルを管理するということは大変放映上、倫理委員会等をしっかり設置をして、それをもって運用、運営をしていかなきゃならないというのが大前提でございますので、なかなかそれを映像を逐一提供することになりますと、今の状況では難しいというところでありますので、御理解をいただければと思います。

○議長（小坂利政君） 野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） 今、実際は罹災証明の関係でしたっけ、1画面増えていますよね。あのような形で、さらに先ほどもありましたけれども、情報伝達の方法を情報端末ばかりでなくて、あの情報、テロップ以外、テロップよりも本当はL字型みたいな静止、そこ止まっていてくれれば読めるんですけれども、我々でも、お年を召した方に関していえば、あの流れる文字読み切れないという、そんなような話もありますけれども、静止画像で1枚出しているようなことができるのであれば、あれも今後の検討課題に入れていただきたいなど。情報の伝達、緊急時の、やはり情報端末のない人、あるいはなくても見られるというようなことも必要かなと思っていますので、御検討をいただきたいと思います。

それと、3番目になりますけれども、震災からの復興についてであります。

復旧から復興へと進めていく上で復興に向けて基本的指針、スケジュールは現時点でどのように考えているか。

震災の影響で、まちづくり計画の策定など予定していたが、今後のスケジュールはどのように考えているかお伺いをいたします。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 復旧から復興という御質問かと思いますが、先ほどから答弁のやりとりでもありますように、発災から3カ月ですか、現在、これまで多くの方々の御支援、そしてお心遣いによって応急から復旧に向けて何とかその局面局面、段階段階というんでしょうか、向き合って乗り越えて、今に至っているところでもございます。改めて、まだまだ応急から復旧の私自身は道半ばと捉えているところでもございます。

さて、そこででございますけれども、御質問にありますように、これからに向けてどうなんだというところの観点かと思います。

今回、この大きな試練は試練としてしっかりとこれを向き合いながら、この震災を乗り越えるために、単に震災前の状態に戻すのではなくて、地域の社会的機能だとか、経済活動の迅速なこれからに向けての復旧を図るとともに、さらには経験、今回積んできている経験だ

とか、これから検証する教訓というのも最大限に生かした中で、これまで申し上げてきておりますむかわ町としての、そしてむかわ町民の皆さんの持っている底力によって、ふるさとむかわの復興、そして未来へつなぐ復興、いわゆるこれは阪神・淡路大震災から東日本大震災、そして熊本大震災もずっと言われてきているかと思います。単なる復興ではなくて、より強固な復興につなげる創造的復興というのを目指す、こういったところを視点にしながら復興計画策定に向けていきたいなと考えているところでございます。

そこで、復興計画でございますけれども、この上位計画でもございます、議員も触れられておりますむかわ町のまちづくり計画、これの最終年度が平成32年度、平成という表現が適切かどうかは別にして、そしてまち・ひと・しごと創生総合戦略、さらには都市計画、地域防災計画、これからなお整理が必要とされている空き家対策計画、こういった個別計画にも配慮しながら、国、そして北海道との連絡、連携、さらには今回の甚大な被害を受けている厚真町、さらには安平町、こういったところも協調しながら一日も早くその復興計画の策定に向け、今準備を進めているところでもございます。

また、復興に向けた基本的な理念等々が整理される基本方針、この案につきましては、順次まとめ次第、町議会の皆様にお示しをして、御意見をいただきながら今後につなげていきたいと考えております。

それと、第2次のむかわ町まちづくり計画の策定につきましては、現在のまちづくり計画の人口ビジョン、地方創生総合戦略などなど、まちづくりにかかわる成果と課題の整理というのを行うとともに、町民の皆さんへのアンケート調査というのを実施しながら、町民皆さんのニーズの把握、こういったことに努め、これからのまちづくりの方向性を検討していきたいと今考えているところでございます。

まちづくり計画、これは来年度中には策定方針を決定し、まちづくり委員会、そして地域協議会の皆さんをはじめ、町議会議員の皆様にも節目節目で御協議、御説明を申し上げながら進めていきたいと思っております。基本構想並びに基本計画の骨子案というのをまとめていきたいと考えているところでもございます。

最終的には、パブリックコメント等の手続を経て、平成32年度中の策定、公表というのを予定しているところでございますので、御理解をお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） まさにこれからまちづくり計画をしようとしていた、委員会を立ち上

げてという段階で大きな災害に遭ってしまったということで、これがピンチなのかどうかということは考え方一つで変わってくるなと思っていますので、ぜひ平成32年までという、あつという間だと思います。本当に町長におかれましても、大変なときに、こんなチャンスにめぐり合わせて町長でなられたということ逆なばねにして、ぜひ強いリーダーシップを持ってまちづくり計画を策定、そして復興計画を、ピンチをチャンスに変えていただきたいなというふうに思っています。今の気持ちはお聞きしましたので、これ以上のことは聞きませんけれども、次々とある課題を解決していただきたいというふうに思っております。

4点目に入ります。

災害の状況の変化についてお伺いをいたします。

今回の震災により我が町の今後の財政状況の変化をどのように捉えているかお伺いします。

2つ目でありますが、当初より予定していた事業、施策を延期、または中止せざるを得ないものはどのように考えているか、展望をしているかお伺いをいたします。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 先ほどの関係にも続くかと思うんですけれども、今は今として、これは試練としてしっかりと受けとめながら、せっかくの機会ですから、ちょっと強がりますけれども、得がたい契機として受けとめて、いきなりピンチをチャンスにではなくて、ピンチをヒントにして、ヒントをチャンスに置きかえていきたいなと思っています。

さて、むかわ町の財政運営でございますけれども、これまでの間、中長期財政フレームにあります指針に沿って進められてきたところでございます。

震災以降につきましては、災害復旧を最優先として財政運営を図ってきたところでございます。現在の中長期財政フレームにおきましては、性質上投資的経費となります災害復旧費は見込んでおりません。いわば、平常時における指針となるものでございます。

現在、災害対応により町債の借入額は、指針にあります6億円を超え、19億円余りとなり、財政調整基金残高は、指針にあります計画期間の10億円程度を下回り、3億円弱となっているところでございます。現状では、中長期の財政フレームの枠外での取り扱いとなっているところでもございます。

当初予算に対し、延期、または中止となったものにつきましては、震災の影響によるものでございます。基本的にまちづくり計画などの施策は推進していく方向で考えておりますが、財源というのが言わずもがな、課題となっていくものと捉えているところでございます。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） 非常時というか、今のお話、なかなか私たちにもその財源の状況というのが一つずつぶさには見えてこない。ただ、こういった状況であるから、フレームの中ではおさまるわけではないということは覚悟はしていかなければならないと思っていましたが、今調整基金がいろいろと減ってきて最低でも10億と思っているところが3億ぐらい、基金がたくさんあることにこしたことはない。ただ、基金は使うためにあるわけですから、今回のこういった事態に対応できたのも基金のおかげだったのではないかなと思っています。その先、もう一歩先、こういった激甚災害の中で、町債もたくさん借り入れている中でどういった国から手当て、この手当てのめどというのはどういう方向で考えられているかお伺いをしたいと。

○議長（小坂利政君） 西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

この後の国からのお金の流れといいますか、補填的なものということでのお答えをさせていただきます。

昨日も新聞報道等で発表がございまして、特別交付税の額が発表になっているかと思います。今後については、やはりその特別交付税が今後の一般財源というところで、非常に重要になってくるかなというふうに捉えているところでもございます。

現在、ルール分としてなんですが、予算上としましては7億8,000万ほどを見込んでいるというような状況でもございます。

今後、本年度の最終交付というものが3月に行われる予定なんですが、3月の交付の中身というところでございまして、こちらにつきましては、それぞれ町におきます特殊需要に対する交付というような内容になってございます。その額によって、これまで取り崩してきたような財政調整基金をどこまで戻すことができるのかなというのが課題なのかなというふうにも捉えているところでもございます。しかしながら、3月交付分というものが特殊事情に対する交付という中身になってございます。現状においては、こういった画一的な算定方法というものが示されておりませんので、現時点の見込みが立てづらい、立てられないというような、そういった状況でもありますので、こちらの状況を見て、今後考えていかざるを得ないかなというふうに考えてございます。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） 昨日の新聞でも出ていましたけれども、その特別交付金というものがルール分だけなのかなと、こんなもので終わるのかなとちょっと心配にもなっておりましたが、今すぐにその金額を示してくれと言われても、こういった事情の中ですので、明らかにならないのはわかります。ぜひ国に対しても早期に、その金額がわかるように努力をしていていただきたいと思います。

ちょっと先ほどの積み残しであるんですけれども、2つ目に、事業とか延期とか中止になっているものはないかということで、ちょっと再度お尋ねしますけれども、現時点では延期、中止はないんですか。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 具体的な事業のことをお聞きされているのかと思います。

何点か拾いますと、延期、中止をした事業につきましては、ひだまりの里管理運営事務、ごみ荘屋根改修工事、農業振興対策事務、事務です。農業振興地域整備計画策定業務委託料、それから観光振興対策事業、これは観光ニーズ調査です。それから、町道整備事業、町道橋梁個別計画策定業務、延期事業は町道、林道工事等でかなりの数に上がっているところでもございます。いずれも、災害の復旧に充てているところでございます。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） やむを得ず延期、中止をせざるを得ないものが中には出てきているかと。町民の皆さんの生活に影響のないわけではないですけれども、それは今回のことによっていたし方ない部分もあるのかなと思っておりますが、想像以上にもっとあるのかなと思っておりますけれども、口頭で伝えられる範囲で、延期ということであれば、次年度に向けて実施されることを期待しております。

今回、この質問をした中で一番何が言いたかったかという部分としては、町民の皆さんの中でも最初から町にお金はないよというようなお話は、何となく町にはお金がないんだみたいな雰囲気がある中で、さらに今回の被災を受けたことによって、一体この町、財政的に大丈夫なのということを我々も含めて町民の皆さんからお聞きするところ、質問される場所なんですけれども、やはりこのことについて一定程度中期財政フレームの中は逸脱している、今回のことでしているということはあるかもしれませんが、見通しがもう少し見えてくる段階で、町長のリーダーを持って財政的に大丈夫、健全ですよというような力強い宣言をされただけだと、町民の皆さんも安心していただけるかなと思うんですが、そのようなことは必要では

ないかというふうに考えるんですが、いかがですか。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 先ほどの答弁の中で、延期事業等の町道、林道等ということで申し上げましたけれども、延期というのは年度を延期するのではなくて、工期の延長ということで捉えてください。工期延長をかけて、年度内に終了させていくというようなことで御理解をいただければというふうに思っています。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） よろしいですか。

○議長（小坂利政君） はい。

○町長（竹中喜之君） 今後に向けての財政運営というんですけれども、明らかにしていかなければならないのは、これから策定を進めていく復興計画の中でも、そういったさまざまな分野を総括した中で、そのバックとなるものは何なのかと、財源はということになるかと思っています。

平成30年度の予算でございますけれども、不足する財源に現在、現年度、財政調整基金を取り崩して充てているところでございます。震災後の補正予算におきまして、特にこれから顕著になってくるかと思いますが、来年度以降の予算編成につきましては、明らかに財源不足が発生することも見込まれるかとも思います。しかし、今後におきましても、安定した財政運営のもとで、乗り越えなければならない復旧・復興というのを着実に推進していくため、必要とされる事業の選択と法律的な予算執行というのを不断の取り組みとしていかなければならないと考えているところでもございます。こういったことを職員全体で共有した中で、次年度の予算編成に臨んでいきたいと思っています。

言わずもがなですから、むかわ町の発展につながる必要不可欠な取り組みというのはしっかりと前向きに進めていきたいと考えているところでもございます。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） 何回も言いますけれども、復旧・復興の中ですから、あれもやれ、これもやれというのは、ただ早い段階で、少しでも早く、次年度の立ち上げというか、次年度の予算の中で大きく見えてくるのかなというふうには思いますけれども、先ほど町長がピンチの後にヒントがあると。まさしく私は、ピンチはチャンスだという言葉と同じ意味合いだと思いますけれども、今回町民が一丸となれる、本当にピンチとしてはもう必要ではない、

できれば被災はしたくなかったですけれども、もう被災しちゃったわけですから、このことを本当に町民が一丸となれる機会になれるんでないかなというふうに捉えて、例えば予算についても災害で起きて、こういう復興をしていかなければならないから、今回、来年度、例えば少し予算が小さくなるけれども、心をみんなで一つにしてやっていきたいと思いますということがとても大事なのかな。今、そういうお話をリーダーがお話ししていただけると、非常に心に響くんでないかなということで、来年度の予算に向けてでも大きなスローガン、予算というか、復興に向けての考え方、スローガン的なものをぜひ出していただいて、町民の心を一つにしていただきたいと思いますと思いますが、その辺について何か考えがあれば。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） これは阪神淡路の大震災のときでしたか、時のリーダーが奇貨におくべしという言葉を出しているかと思います。私、先ほど申し上げました。これは、試練は試練としてしっかりと向き合って、そして乗り越えなければならないと同時に、得がたい契機なんだと、そして共有すべきは、今みんなで乗り越えるんだと、こういったところもこれから策定する復興計画、これの基本的な方針の中にも盛り込みながら、皆さんに発信をしていきたいと考えております。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） 今の思い、聞きましたので、ぜひ町民が一丸となって復興に当たっていただけるように、力強いリーダーシップを期待していきたいと思っております。

5番目であります。

まちの顔、商店街についてお伺いをいたします。

まちの顔でもあります商店街も大きな被災をし、閉業、または取り壊しとなる事業者もある中、今後の町並みの再生をどのように考えていくか、現時点でのお考えがあればお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） まちの顔、議員は商店街ということで質問を投げかけられているかと思えます。

むかわ町におきましては、御存じのとおり、鶴川地区の中央通り、それと穂別地区の通称ホッピー通りですか、御質問の商店街に当たるものと存じますが、両地区とも、近年は、経営者の高齢化等による廃業等のためシャッターが閉じられた状態の店舗というのが目立って、

市街地の空洞化というんでしょうか、これが進行してきているかと思います。

9月6日の発生の地震により、こうした空き店舗のみならず、営業中の店舗にも被害というのが発生しております。解体を余儀なくされた事業者も多数発生するなど、その空洞化というのが一層進んでいるところでもございます。

この問題、現象につきましては、従前から大きな課題として捉え、現在進められております恐竜化石を初めとした地域資源の活用だとか、起業力耕上支援など、地方創生に取り組んできているところでもございます。

現時点で、町といたしましては、こうした人口減少対策に歯どめをかける地方創生の取り組みというのを継続しつつ、店舗を失いながらも事業継続に意欲のある方々が、日常の事業活動を再開できるよう優先的に対応すべく、さきの臨時議会におきまして、仮設店舗整備にかかわる補正予算というのを計上させていただいているところでもございます。2月末の完成と3月中の入居に向け、今事業を進めております。当面は復旧対応を中心に取り組むものと考えているところです。

鵜川地区と穂別地区の被災状況、町並みにも違いはございますが、両地区市街地の商店が並ぶ通りというのは、これまでも申し上げてきておりますとおり、まちの一つの顔でもあり、地域の経済と生活の中心的位置づけとなっているかと思います。

復旧の次のステージとして、あえて商店街とは申し上げません、町なかの活性化に向けた再編というのは必要と認識しているところでございます。今後策定する復興計画にも位置づけるよう、調査検討を進めるよう関係機関と議論を深めてまいりたいと考えております。

なお、調査検討の際には、地域の課題というのを謙虚に見詰め、アイデアというのを町内外から多数集めることが必要と考えておりますので、経済活動の主体であります事業者の皆さんをはじめ、地域の皆さん、経済団体の参画というのを基本に協働により進めていきたいと考えております。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） まさに町長のほうから町なかという言葉が出てきたということは大変うれしく思っています。

もちろん、もう商店街というのはどの地域でも成り立たないということは、これはどの地域でも同じことです。やはりその町なかをどうやって再編していくかということが重要な課題だと私も思っておりますので、そのことが次の復興計画の中で、町なかの再編というこ

とも考えていただけるということで、今回お聞きしましたので、これ以上のことはないわけですが、ぜひ本日その言葉が出てきたので、私はこれ以上質問をしませんけれども、このことに今回の、先ほどのことからずっと続きますけれども、本当、ピンチになったことをぜひチャンスに変えて、これを実現していただきたいというふうに思います。

この質問は終わります。

○議長（小坂利政君） 野田議員、昼食のため、しばらく休憩をさせていただきますので、御理解をいただきたいと思います。

再開は午後1時とします。

休憩 午前11時56分

再開 午後1時00分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番、野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） それでは、6番目の学校給食についてお伺いをいたします。

給食費の納入状況は、学校別にどのようなになっているか。

2点目に、納入対策についてはどのような対策、開始時の保護者との契約はどのようなになって対策を打ってきたのか。

3点目に、近隣町の対策方法を調査研究してきたか。

4点目に、給食開始時の対応が今後の納入に対して大きな影響をもたらすと考えられるが、現状から今後の納入対策、または、補助制度など考えはあるかお伺いをいたします。

○議長（小坂利政君） 佐々木生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（佐々木義弘君） 学校給食の御質問についてお答えしたいというふうに思います。

今年度の給食費の納入状況でございますけれども、平成30年度10月分までの数字についてお知らせしたいというふうに思います。

町内小中学校5校ありますけれども、いずれの学校も94%から98%の収納率となっているところでございます。

また、次の納入対策と契約の御質問でありますけれども、納入対策につきましては、文書及び電話による納入督促、訪問徴収、分割納付への対応、また、経済的な理由で納入が困難な世帯については、就学援助制度の申請により給食費の全額援助が受けられるということも周知をしてきているところでございます。なお、学校給食は保護者からの申し込みにより提供しているというものでございます。

また、3点目の近隣の町の対策方法の調査研究の御質問でございますけれども、近隣の町の対策につきましては、胆振・日高管内給食センター長及び事務担当者会議などの会議に出席をいたしまして、近隣の町との情報交換を行い、対策を講じているところであります。

また、4点目の今後の納入対策と補助制度という御質問でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、文書及び電話による納入督促、訪問徴収、分割納付への対応については、今後も引き続き行っていくということはもちろんでございますけれども、学校給食の意義、役割につきましても、改めて保護者に周知することも重要であるというふうに考えております。

また、給食費の未納が保護者の経済的な問題が原因とならないよう、就学援助制度の周知にも引き続き努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） 要は、取れるのに取れない人からという、払う意思がないという人をどうするかという問題もそうなんですけれども、就学援助制度の対象になる人というのはそれぞれ何%、何人ぐらいいるものなのか。その人たちが例えばその制度を受けたときには、それなりの収納率になるのか、ちょっとその点だけ。

○議長（小坂利政君） 佐々木生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（佐々木義弘君） 就学援助受給者の御質問でございますけれども、現在、小学校で54名、中学校で36名ということになっております。納入方法で、児童手当からの天引きということも可能ではあるんですが、現在のところ、まずは口座振替等による自主納付の浸透を図って、収納率を上げていくということがまずは優先だというふうに考えているところであります。

平成29年度の決算でありますけれども、この時点では98.2%でありました。その時点で42万円弱の未納がありましたけれども、現在それが半分程度、20万程度に圧縮されております。今後、今年度中に、昨年度の未納分というものは全て解消したいというふうに今鋭意努力し

ているところであります。

この就学支援制度の周知を図ることによって、やはり経済的困難で給食費を払えないという方が払えるようになるということで、一定程度の収納率の向上には寄与するものというふうに考えているところであります。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） そこが聞きたかったんですけれども、就学支援助成制度の受けられるのに受けていない人というのは相当数いるんでしょうか。

○議長（小坂利政君） 佐々木生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（佐々木義弘君） 受けられると想定されるにもかかわらず、受けられていないという方は数件いらっしゃいます。その辺については、知っていてその申請をしていないのか、それとも制度自体をまだ知らないのかというところまでまだ実際の調査というものが進んでいるところではありません。引き続き、それを周知して、皆さんに丁寧に説明をしていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） 全体の学校の生徒が少ないから、数名というのは1桁なのか、1桁以下でも恐らく収納率としてはすごく変わってくるんじゃないかな、その就学支援制度を受ければ。私たちと言ったらおかしい、ふだんから行政が出すような文書を目にすることが多々ある人には読み解けるんだけど、行政から出てくる文書ってなかなか理解していただけないという部分が往々にしてあるんですよ。ですから、その辺は丁寧にというか、平たい文書というか、口頭でもやはり丁寧に説明をしてあげて、就学支援制度を理解してもらうように、ぜひ努力をしていただきたいと。結構知らない人がいるんじゃないかなというふうに思っているところなんですけれども、その辺、具体的にぜひ進めていっていただきたいと。

それで、実は3番目の近隣町の対策方法を調査研究したかということで、私もそんなにたくさんは知りませんが、この問題というか、給食費の、給食を始める際にいろんなところを調査していただいた段階でも、今実際収納のことを担当しているのは教育委員会で行っているんですよね。

例えば、近隣町でもありますけれども、給食、父兄の間で給食未納の人をどうするかということを父兄の方々に携わっていただいて、一緒にやるというような方法をとっていらっし

やるところもあって、ほぼ100%だよという話をお伺いしたこともあります。やはり父兄の中で払えるのに払えない人たちが、そういうことがわかつちゃうと、その辺、プライバシーの問題もあると思うんですけれども、その辺どうやっているのか、私もそこまでは突っ込んで聞いていませんでしたけれども、平取なんかはそうだと思うんですけれども、やはりそういうような方法も見習って、ぜひ最初の、本当にここ数年間の間に収納率をほぼ100%にしておかないと、何とかさんのお兄ちゃんのときは払わなくてよかったということが前例として残ってしまうと、払えるのに払えない人たちが出てくることが危惧されるわけですが、一度そういうこともちょっと研究されてどういう方法でやってうまくいっているのか、小さな学校になればなるほどうまくいくというお話も聞いたりしておりますので、その辺、何か情報つかんでいらっしゃいますか。

○議長（小坂利政君） 佐々木生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（佐々木義弘君） 給食の未納問題につきましては、全国的に問題になっている部分もありまして、例えば先生を使ってといいいましょか、徴収をしているというところもあります。ただ、その徴収事務というものが本来の教育が仕事である先生にとって物すごく過大な、教育に影響があると、ふだんの授業に影響があるような大きい事務になってしまっているというような事例も聞いているところであります。

また、先ほど議員がおっしゃられていました周りの父兄もということですが、その辺はちょっとプライバシーの問題というものがありますので、今後もちっと研究をさせていただきたいというふうに考えているところでありますけれども、いずれにいたしましても、昨年度から始まりました学校給食ですので、未納を許さない風土といいいましょか、そういったような雰囲気づくりというのは大切だろうというふうに思っております。

○議長（小坂利政君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） 私からも答弁させていただきます。

平成29年6月30日に学校給食を開始して以来、1年5カ月が経過いたしました。開始以来、一貫して安心・安全でおいしい給食の提供に取り組んでまいりました。これまでのところ、一定程度の手応えを感じているところであります。

胆振東部地震において、給食センターも被害を受けました。9月18日の学校再開から9月末までのパンを中心とした簡易給食の提供を余儀なくされましたが、10月からはほぼ通常通りの給食提供を行うことができました。

また、10月15日から11月9日までの間、四季の館避難所にも昼食を提供いたしました。災

害時の炊き出しといった機能も発揮いたしました。

御存じのとおり、学校給食は児童生徒の心身の健全な発達にとって大きな教育的意義を有するものでございます。このことは、これまでも周知をしてまいりました。

今回給食費納入に関する御質問をいただきましたので、もう一度収納対策の強化はもちろんでございますが、給食の意義、役割を保護者に改めて周知し、また、給食費を払うに値する安全で質の高く、そして、おいしい給食の提供をし続けていくことが大切だと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） 今、教育長からそういう思いを語っていただけたので、安心してというか、これからどういう対策をされていくのかということも注目していかなきゃならないと思っております。

取れない人から取れと言っている話ではなくて、取れない人にどうやって手当てをしてあげるかと。さっきの就学支援制度を使っていない人がやっぱり先ほど数名と言ったけれども、実態がもっといるんじゃない。いや、もっとというか、はっきりそこを推測するのもまた相手に対して失礼な部分もあるのかもしれませんが、そこはやはり払えない方には、どういう状況かはわからず、とにかくその制度を説明してあげることがまずは第一だろうというふうに思いますので、その上、安心・安全な給食を続けていっていただければなど、今回その思いが強くて、支援制度をしっかりと浸透させているかどうか。それで、数%、またここ94から98でしたっけか、もっと上がっていくんじゃないかなと思っていますので、期待をしていきたいと思っています。

以上で終わります。

◇ 佐 藤 守 議 員

○議長（小坂利政君） 次に、4番、佐藤 守議員。

〔4番 佐藤 守議員 登壇〕

○4番（佐藤 守君） それでは、4番議員から一般質問を行いたいと思います。

その前に、私のほうからも今回の災害で亡くなられた方、また被災を受けられた方に対しまして、心から御冥福とお見舞いを申し上げる次第でございます。

それでは私のほうから、まず最初に、農家・農業支援について伺いたいと思います。

本事業は、被災された農林漁業者が対象になりますが、今回、農業に限っての御質問をさせていただきます。

まず最初に、被災農業者向けの経営体育成支援事業について、国は10分の5。今回、先月の道議会の補正予算で265億円の補正が成立しましたが、それによって、道が10分の2、それに倣っての町の10分の2、農業者10分の1という支援内容になるようですが、事業費の中で被害額の下限設定というのを考えているのか。今後の対応と本事業への申し込み状況について伺いをしたいと思います。

次に、強い農業づくり事業でJ A施設等の災害復旧事業の対応について、考え方を伺いたしたいと思います。

3つ目に、災害による農家への無利子による資金支援の考え方を伺いたしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 農家・農業支援についての御質問について答弁をさせていただきます。

まず1点目、被災農業者向け経営体育成支援事業の関係でございます。

支援内容につきましては、先ほど議員のほうからも触れられておりましたが、国庫補助金により、基本は対象経費の10分の5となっておりますが、園芸施設共済引受対象施設で共済未加入の方につきましては10分の4となっており、この部分に下限の設定はございません。また、国の補助金のほかに、北海道として10分の2を上限とした上乗せ支援がございますが、こちらの復旧に要する経費が600万円以上かつ、その金額が過去3カ年平均の農業収入に対し3割以上となった農業者の方を対象としております。

本町の方針といたしましては、北海道の上乗せの対象となる方には、町としてさらに10分の2を上乗せし、北海道の上乗せに該当しない復旧規模の方につきましても、町として10分の3を上乗せし、被災農業者の方の復旧を支援していく考えでございます。本定例会に後ほど補正予算を提案させていただきたいと思っております。

なお、本事業の申し込み状況でございますが、12月7日現在、両地区で129件、むかわ地区116件、穂別地区13件となっております。

次に、2点目の強い農業づくり事業につきましては、J A施設等の災害復旧についての考え方をございます。

今回の地震により、J Aの各施設につきましては、乾燥調製施設、馬鈴薯選果施設、農業

倉庫などに甚大な被害というのがあると報告を受けております。再建または大規模改修に対する支援要望を受けてきているところでもございます。

町といたしましても、被災した共同利用施設につきましては、流通コストの低減など、産地間競争力の向上に重要な役割を担っているものと認識しております。この間、関係省庁をはじめ、随時、国会議員、道議会議員の皆様に対し、支援要望を申し上げてきているところでございます。

強い農業づくり交付金につきましては、本災害に関し、通常よりも条件が緩和されていることから、現在、当該交付金の活用というのを軸に、ＪＡにおきまして、北海道のお力をいただきながら事業内容をまとめている段階でございます。引き続きＪＡとの協議を重ね、早期復旧・回復に向けた全体計画というのが明らかになった時点で、町としての支援のあり方というのを決定していく考えでございます。

３点目の被災農家の方への無利子による資金支援の考え方についてでございます。

災害により被害を受けた農業者の方が今後も営農を継続できるよう、経営の再建、減少した収入を補填するために、円滑な資金繰りというのが大切であると考えているところでもございます。そのためには、利子補給事業は負担軽減策として有効な手だての一つと考えております。

本災害におきまして、運転資金、さらに各種災害復旧支援事業の自己負担などにより、融資を必要とする被災農業者の方にとって有利な金利負担軽減策というのが、日本政策金融公庫から既に示されているところがございます。

町としましては、被災農業者の方の営農意欲の減退というのを招かないよう、この制度の資金の活用を促すよう、両ＪＡと協議をしておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（小坂利政君） ４番、佐藤守議員。

〔４番 佐藤 守議員 登壇〕

○４番（佐藤 守君） 大変答弁ありがとうございます。

私も今回の本事業は、未曾有の災害の中の営農意欲を減退させずに速やかな復旧・復興を行うためにも、個々の施設の再建、農業機械の取得、修繕と力強い事業であるというふうに捉えています。

今、町長の説明の中では、共済未加入について10分の４で下限はなしと、町が10分の３、そういった説明を受けました。そしてもう一つは、被害額の下限設定といえますか、600万の足切りといえますか、そういった事業の中で129件の申し込みがあるということですから

ども、この被害額の設定金額、この中では正直、該当者は少ないような気がするんですが、その辺どういうふうな判断をしているのか。

それと、対象外の農家の営農意欲を減退させることにならないように下限設定を下げるかどうかというそういった説明会の中では、議論がなかったんだろうかというそういった点と。それともう一つは、これに対してどうしても対象外になるという農業者に対しては、別の事業等の紹介など、そういった対応をひとつ考えていただきたい。

それともう一点は、129件の申し込みの中で、種類別といいますか、建物、機械、そういったものの種類別の割合というのがわかれば、大体で結構ですが、お教えをいただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 東産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（東 和博君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、事業の説明等につきましては、10月19日から生産者の聞き取り等をこの間行ってきました。その都度、生産者の要望等に応えられるよう、この間準備等を進めてきたところでもございます。その中で、この下限設定の部分につきましては、国の制度に基づきましてこの間進めてきており、下限設定というものは設けず、生産者の要望というものに添えるような形で対応を図ってきたところでもございます。

対象外の取り扱いにつきましては、町のほうで10分の3という補助事業を町単費で計画をしているところでもございます。

そしてまた、129戸の種類別の割合というところでもございますが、今回の事業内容でいきますと、国が5割、北海道が2割、町が2割、個人が1割といった北海道の上乗せに係る事業者でありますけれども、延べ32名となっております。また、1人で機械あるいは格納庫、それからビニールの被害ということで、延べ人数では129戸となっております。例えばトラクターの破損であれば1人1件ということで整理してございますので、詳細の部分は件数ということで御理解をいただきたいかと思っております。

北海道のかさ上げの対象にならない方が89人、210件でございます。それから、施設園芸共済加入の方で北海道の補助の対象になっている方が5人、件数でいきますと5件と。それから、施設園芸で共済加入で北海道の上乗せ事業に該当にならない方が7人の件数でいきますと7件。それから、施設園芸で共済の未加入者で北海道の独自支援の該当者につきましては6人の6件。施設園芸の共済未加入者で北海道のかさ上げにも該当にならない方が8人の10件。それから、施設の撤去に係る人数が6人。それから、ビニール破損の撤去の費用に係

る申し込みが2人ということになってございます。

○議長（小坂利政君） 酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君） 当該補助金の制度につきましては、この間、まずいち早く国の補助制度が明らかになったということがございまして、その段階で一旦、農業者の方に御案内を申し上げまして、それぞれの地区において相談会のような形で実施をさせていただきまして、その後、道の補助の内容等も明らかになってきた段階で、改めまして再度御案内を申し上げてのということで、この間幾つか相談会、それから随時、御相談に来られる方もいらっしゃったということでございますので、個別の対応等もこの間随時行っているところでございます。その中で、議員御指摘のとおり、補助事業、国の制度あるいは道の補助金というもので示された中で、なかなかそれに該当できないという方もいらっしゃったのも事実でございます。

そういった中で、町といたしましては、道の被災規模条件に当てはまらない方たちを何とか支援していきたいということで、道の支援にならない方につきましては10分の3を支援するというような組み立てで、今回の補正予算のほうに御提案を申し上げたところでございます。

またそのほか、どうしてもこの事業自体に該当にならないという方につきまして、別途制度の中で産地としてグループといいますか、複数人で取り組みをした場合の事業についての支援の制度等もございましたので、そういった部分についても、随時御相談があった場合には御紹介するなど、そういった部分の紹介にも努めてきたというところでございます。

○議長（小坂利政君） 4番、佐藤議員。

〔4番 佐藤 守議員 登壇〕

○4番（佐藤 守君） ちょっと確認というか、まだちょっと今、説明の中ではのみ込めない部分があったんですが。

というのは、129件のうち、結構該当しない方もかなりいると。それで、共済の未加入の方は10分の3ということで下限の設定はないということなんですけれども、それで共済に入っている人の事業に対して、今は国の10分の5、道の10分の2、町の10分の2、農業者が10分の1、これに該当する方の600万という被害額、これは上回らないと、その対象にならないというふうに理解していいんですね。

○議長（小坂利政君） 酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君） 復旧規模の制約条件がありますのは、道の補助金の上乗せの

部分でございます。国については、まず基本として下限上限の設定はございませんので、対象になる分については10分の5。あるいは、ビニールハウス等で共済に未加入の方につきましては、通常のところでそういった手当てがあるということで、国としては10分の4ということになっておりますので、国は10分の5、あるいは10分の4というのが基本の設定でございます。ここに、先ほど言いましたが上限、下限の設定はございません。

そこで上限、下限が問題になりますのは、道の補助金の部分でございます。道の上乗せ部分につきましては、復旧規模が600万円以上。そして、その600万円という数字が過去3カ年平均の農業収入の3割以上を占めるといったようなケースの場合については、大きな被害があったという判断のもと、道においては10分の2を上乗せするというような、今回の補助制度の内容になってございます。

町といたしましては、道のこの補助の上乗せの対象になる方につきましては、さらに10分の2を上乗せしまして、最大、農業者の方は9割の補助を受けて1割負担。共済未加入の方については、8割の補助を受けて2割の負担というような、こういった2つの形が道の対象になる方には出てくるということでございます。

道の補助対象にならない方につきましては、国の50%、あるいは40%という補助しかございませんので、その方に対しては町として3割の補助をしまして、最大8割、小さな方でも7割の支援を受けて、何とか復旧に向けていただきたいというような組み立てで、今回、補正予算のほうで御提案を申し上げているというところでございます。

以上でございます。

○議長（小坂利政君） 4番、佐藤議員。

〔4番 佐藤 守議員 登壇〕

○4番（佐藤 守君） わかりました。結構申し込んでいる方の中で、その下限設定の600万以上の被害額、これだと該当しないんでないか、自分は申し込んだけれどもしないんじゃないかということで、ちょっと落胆をしている声も聞いたものですから。今の話を聞くと、道費の対象にならなくても下限設定はありませんよと。そのかわり10分の4、これは事業費として申請すれば対象にはなりますよという、そういう理解でよろしいんですね。要するに、共済に入っている人といない人で10分の……

○議長（小坂利政君） マイク入れて、もう一回しゃべって。

○4番（佐藤 守君） ちょっと今マイク入っていませんでした。すみません。

〔「酒巻課長。議案の説明資料、あした説明するやつがある。それ見て

もらえばいいか」と言う人あり]

○4番（佐藤 守君） ちょっと今聞こえました。

○議長（小坂利政君） 酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君） あすの議案ということで、ちょっと説明のほうなんですけれども、本日配付させていただきました議案説明資料のほうに、実は予算のほうはつけさせていただいております。その2ページのところに、実はこういった带状に、イメージをつかんでいただきたいということで資料を添付してございます。先ほど申しました道のほうの上乗せの対象にならない方については、7割ないし8割の支援が受けられるよう、町としての上乗せを今回提案させていただいているというような内容でございますので、御理解をいただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（小坂利政君） 4番、佐藤議員。

〔4番 佐藤 守議員 登壇〕

○4番（佐藤 守君） 資料については何しろ今朝見たものですから、ちょっと自分の質問とかぶるなと思いながらしているんですけれども、後で十二分に拝見をさせてもらいたいと思います。

そこで、何人かの該当者がいるという中で、特に非住家についても早期に解体して再建を望むという声があるんですけれども、特に機械等、そういったものを申し込んでいる方がもしあれば、農業機械とかそういったものというのは特殊性があるものですから、発注しても使用時期に間に合うのかどうかというそういった心配もありますんで、もしいるとすれば、そういった今回対象になるよという人方に対していつごろ、おたくは該当になりましたとか、そういう連絡というのはいつごろできるものでしょうかね。その点だけお伺いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 東産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（東 和博君） ただいまの御質問にお答えいたします。

実は、この事業につきましては、来週12月17日までが申し込みというふうになっておりまして、今週の金曜日に事前審査というものが行われる予定でございます。この後、1月下旬予定とされておりますが、補助金の交付決定というスケジュールになっておりまして、一応事前申請の段階である程度クリアされれば、生産者のほうに対しまして、今後、あくまでもまだ決定ではありませんので、予定というような形で、自己負担の部分ですとかそういった

情報をお知らせして、何とか年内にはある程度の見通しがつけていただけるように、年内にはお知らせしていきたいという考えでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小坂利政君） 4番、佐藤議員。

〔4番 佐藤 守議員 登壇〕

○4番（佐藤 守君） わかりました。被災農家にとっては営農の励みになりますので、農業再建に意欲を持って取り組めるよう、心からお願いをしたいと思ひます。

次に、強い農業づくり事業ですけれども、農業振興計画の中でそれぞれJAから参考として、両JAから農業関係の整備計画の提案、こういったものがありましたけれども、今回の地震災害によって、さらに費用が多額となっております。この点については、町長の答弁のほうから大変な被害が出ているというそういうお話がございました。それで、こういった費用が多額となるために、強い農業づくり事業の中で再建できるように、町と両JAとの間で情報の共有と協議をお願いしたいと思っております。

なぜこの質問をするかといいますと、農業振興計画のアンケートの結果でも65歳以上が44%、後継者のいない方が75%という数字が出ているんですね。それで、今回の地震の被害で経営体育成事業での再建も考えたんですけれども、自分の年齢と後継者がいないということを見ると、再建を諦めて、JAの施設を利用して、できる歳まで農業を頑張りたいと。こういった農家もいますので、JAの施設が今後大きな役割を担っていることを理解していただき、一番よい方法を見出してほしいと、そういった意味合いで質問をしたところでございます。何かこういった強い農業づくり事業の中身を見てみますと、耐用年数とか倉庫等に制約があるやに聞いておりますけれども、その点での捉え方だけ、ちょっといま一度お聞かせ願えればというふうに思っております。

○議長（小坂利政君） 酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君） JAの共同利用施設の復旧に対する御質問にお答えさせていただきます。

現在、強い農業づくり交付金事業のその災害向けという部分がこの震災の後、国のほうから示されまして、今その活用を軸にということで、先ほど町長のほうから御答弁させていただいたところでございます。

通常、強い農業づくり交付金を活用した施設整備ということになりますと、現状より相当の規模拡大であるとか、機能向上というものを果たしていかなければならない。

例えば、その利用対象になる作物の面積を大幅に増やしていくのであるとか、あと労働力

を大幅に短縮していくんだというそういった目標のために、こういった施設が必要だというような設計で中身を進めていかなきゃならないというのが通常の補助でございますけれども、今回示された内容といいますのが、ほぼ現状の利用実態に即した形でものを復旧していくということに対して対象として認められるというような形で、条件がかなり緩和されているということでございます。

穀類等の乾燥調製施設については、かなりの事業費用を要する工事と、事業費になるというふうにお聞きしているところでございますし、こういった使いやすい補助があるうちに、そういったものに向いていければというようなところもございまして、今、JAさんのほうが北海道の助言を浴びながら、計画の取りまとめにいろいろ頑張っていらっしゃるというふうに伺っております。

まずは、こういった補助事業の活用といったものを軸にしながら検討し、またその部分、いろいろ事業内容を精査した中で、もしもほかの補助事業も何か望ましいものが、将来負担も含めた中で、いろいろ経営に影響の少ないような形の手法があれば、そういったものも視野に入れながらの検討だというふうに理解しております。まずは、JAさんのそういった事業計画のほうの結果といいますか、状況というのを伺いながら、町としての対応についても、それが明らかになった時点で協議をしていきたいというふうな内容でございますので、御理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（小坂利政君） 4番、佐藤議員。

〔4番 佐藤 守議員 登壇〕

○4番（佐藤 守君） わかりました。むかわ町、第一次産業の町でございます。農業が中心となりますので、ひとつ両JAとしっかりと協議をして、一番いい方法を何とか見出してもらえればというふうに考えております。

それと、3つ目の資金支援の考え方ですが、町長のほうからも支援を考えていると。何とかいろんな資金を手だてしながら、利子補給ができるような、そういった方法で営農意欲を持ってもらうようなそういう考え方、これからも考えていきたいと、そういう答弁でございます。大変ありがとうございます。

御存じのとおり、ことしは6月以降の長雨等によって農作物に大きな影響が出ております。穂別地区においては、例年カボチャの販売が4億という大変大きな販売額があるんですが、それでも、ことしは半作というようなことで、かなり減収を想定していたんですが、単価が倍以

上になって、カボチャ自体は例年の予定どおり 4 億になるやに聞いておりますが、米のほうが一番損害が大きいのかなと。しかしながら、カボチャについても、種で植えた人、苗を移植した人、また全く天気が悪くて作付できなかった人、それで穂別地区も個人差というのが非常に大きいものですから、その辺も十二分に情報をお聞きしながら対応をお願いしたいと思うんですが。

また一方、鵠川地区においては、施設園芸の複合経営ですけれども、春先にもう大変な大雪がありまして、排水が全て埋まって凍ってしまったと。こういう状況の中で、さらに大雨が追い打ちをかけまして、排水がきかないために、ハウス約200棟以上、レタス、それからハウレンソウ、花卉、こういったものが冠水をしたという、そういう状況なんですね。そして、6月以降の長雨で被害が出ているところに21号の台風と、追っかけ9月6日の地震ということで、特にトマトが大量落下をして、支柱が倒壊すると。そういった状況の中で、当時9億ぐらい見ていたトマトの販売額もかなり落ち込むという、そういう予想でおります。きょう、新聞のほうに、鵠川農協の関係で大きく出ておりましたけれども、48億の販売額の予想から大体5億前後減収するのではないかという、そういう報道もされております。

こういった状況の中で、米の不作というのも非常に大きいんですけども、町は28年度もこういった農業支援というのを実施してございます。ことしは、未曾有の災害で、町の財政負担も大変な状況という中で、本当に心苦しい感じは持っているんですけども、町長の答弁のように、利子補給の中で農業支援をぜひ行っていただきたいと思いますと思いますが、改めて考えをお伺いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 一つ整理しておきたいんですが、利子補給事業については、負担軽減策である一つの有効策ということでお答えを申し上げたところでございます。

そして、今回の災害につきましては、運転資金だとか、先ほどの答弁繰り返しますけれども、各種災害復旧支援事業の自己負担などの融資を必要とする被災農業者にとって、今現在、有利な金利負担軽減策というのが日本政策金融公庫から示されているところでもございます。手続も、前回とはまた異なった期間的な短縮というの也被考えられるかと思えます。町としましては、被災農業者の営農意欲の減退というのを招かないよう、日本政策金融公庫からの示されている融資の活用というのを積極的に願いたいというのが先ほどの答弁でございます。この制度の資金の活用を促すよう、両JAと協議をしているところでもございます。

あわせて、先ほどトマトの関係での被害というのが出されておりましたが、今回の災害の

被災状況の現地調査の中におきましても、現吉川農林水産担当大臣ですか、が来町されたときに、既に今回、かなり国におきましてもスピード感と丁寧さを持った中で、21号台風も含めて、胆振東部地震に並行しながら対策、対応というのを制度化されているところでもございます。

町としましては、先ほども申し上げましたように、こういった国の制度化された支援事業の実施につきましても、町独自の上乗せというのを図りながら、生産者の皆さんの改めて経営意欲を高める、災害により強いむかわ町農業、農村の創造につなげていきたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 4番、佐藤議員。

〔4番 佐藤 守議員 登壇〕

○4番（佐藤 守君） ありがとうございます。

先ほど町長のほうから有利な資金の活用、そういったことをいろいろ紹介をするというそういう説明。私、支援をしていただけたという、そういったふうに捉えたものですから、ひとつ失礼をいたしました。

農協のプロパー資金というのは、既に1年繰り延べしていますけれども、国の借入金というのも延長はできるんですけれども、ただし、次の年、2年分を支払わなければならないというので、こういった制度というのはちょっと無理があるというような状況で、それで組勘の残がこういう状況の中で残った場合にプロパー資金等を借りた場合、3から3.5%という、こういった状況もあるものですから、これらの金利が何とかなくなるような方法の支援策ということで御質問したんですけれども、いろんな国のそういった方法もありますよという、そういう答弁ですので、ひとつ理解をしているところでございます。

1年にこれほどの災害が起きるということ、正直、今回限りで、もう今後あってはほしくないという感じですが、ひとつこれからもよろしくをお願いをしたいと思います。

それでは次に、は一とふる事業について伺いたいと思います。

胆振東部地震によって家屋等の被害が甚大であり、この12月に既に住宅が全壊した方、その建築というのが始まっていますけれども、31年度は新築、リフォーム等、は一とふる事業の利用者が増大すると思うが、その対応についてお伺いをいたします。

○議長（小坂利政君） 吉田地域経済課長。

○地域経済課長（吉田直司君） 今の2つ目の質問にあります、胆振東部地震により、平成31年度におけるは一とふる事業の活用、増大、予想されるが、その対応についてという御質問

にお答えさせていただきます。

移住・定住の促進を目的に開始しましたは一とふる事業ですが、戸建て住宅新築への助成制度のは一とふる・ほ一む助成事業につきましては、平成28年度より事業開始いたしました。平成29年度に大幅に活用が増加し、平成30年度についても確実に実績を重ねております。また、平成29年度より開始しましたは一とふる・りふお一む助成制度についても、中古住宅取得助成とセットで、移住・定住に係る改修助成、戸建て住宅のバリアフリー改修、耐震改修の3つの区分に助成を行っております。平成30年度につきましては、昨年度の実績を既に超えております。一定の効果を上げております。

平成30年北海道胆振東部地震においては、住宅についても多大な被害が生じております。来年度については、は一とふる事業の活用の増大に、また、実績のなかった耐震改修の活用も増えることが予想されますので、今までの実績を踏まえて対応に努めてまいります。よろしく願いいたします。

○議長（小坂利政君） 4番、佐藤議員。

〔4番 佐藤 守議員 登壇〕

○4番（佐藤 守君） この事業というのは、年々需要が多い事業ですが、今回の地震災害でさらに利用が想定されます。対応していきたいという答弁ですけれども、28年は950万、29年は今、説明があったとおり、リフォーム等を含めた中での2,700万という決算が出ているんですが、30年は予算で2,800万見ております。は一とふる・ほ一む、こういった新築というのは確認申請で予算が立てられると思うんですけれども、リフォーム、賃貸というのはちょっと未知数ですので、もし予算オーバーしたときには、補正を組んでも、今回こういった状況ですから、要望に応えるべきと思うが、その点についてお伺いをしたいと思います。

それと、住宅等に比例して合併浄化槽、確認ですけれども、今も道の合併浄化槽の支援、こういったものは継続してあるんだっただろうか、その辺ちょっと私、記憶ちょっとなかったものですから、予算書見て。その説明をお願いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） ただいまの御質問の、今後30年度の予算において、補正等の措置がされるのかという部分の質問にお答えいたします。

ただいま今の実績の中で、先ほどの説明の中でも、28年度が29年度、そして29年度が30年度と順調にこのリフォーム制度の活用がされております。その中で、今の実績を踏まえまして見通しを立てた中で、今の段階では、当初の予算で推移していると考えておりますが、こ

れからの部分で急激に増えたり、そういう部分につきましては補正も考えております。

一部、は一とふる・ほ一む……

〔「実績を聞きたい」と言う人あり〕

○建設水道課長（山本 徹君） 実績ですか、はい。

ただいまの現は一とふる事業の実績状況を御説明いたします。

は一とふる・ほ一む事業、戸建て住宅の新築事業の実績ですが、28年度については8件、1億7,600万ほどの事業費となっております。29年度については、戸建て住宅については25件の実績で、5億200万ほどの実績となっております。30年度につきましては、12月現在で17件、3億6,000万ほどの実績になっておりまして、かなり昨年度の実績に近づいている状況であります。

〔発言する人あり〕

○建設水道課長（山本 徹君） 来年の分。

〔「今年度 ないでしょうという 」と言う人あり〕

○建設水道課長（山本 徹君） はい、すみません。

今の状況の中で、今年度の要は実績の部分を考慮して、今の予算の中で乗り切れると考えております。

以上です。

○議長（小坂利政君） 副町長、補足ありますか。

○副町長（渋谷昌彦君） いや、合併浄化槽絡みで。合併浄化槽……

○議長（小坂利政君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） 合併処理浄化槽のことにつきましては、基本的に確認申請等が出るのに合わせながら数を確認しているところですが、平成30年度につきましては、今足りないということはなく、今年度の予算で対応できているところでございます。

○議長（小坂利政君） 4番、佐藤議員。

〔4番 佐藤 守議員 登壇〕

○4番（佐藤 守君） わかりました。

それでは、以上で質問を終わりますけれども、今回、むかわ町民も歴史始まって以来の大災害の経験です。町民も職員も復旧・復興に向けて一丸となって、私自身も取り組んでいきたいと思っておりますので、今後ともよろしくをお願いをしたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

◇ 東 千 吉 議員

○議長（小坂利政君） 次に、1番、東 千吉議員。

〔1番 東 千吉議員 登壇〕

○1番（東 千吉君） お疲れさまでございます。

通告に従って、順次質問をさせていただきますが、まずはじめに、9月6日の震災以来3カ月、この間、町長をはじめとした町職員の皆さん、それから、近隣市町村の関係の方々、また、全道、全国の関係機関の方々、ボランティアの方々に非常に多くの御支援をいただきました。さらには、援助物資等の提供をしてくださった個人あるいは団体等、そして、今、後ろのほうからお話ありました消防の方々も含めて、多くの方々の支援をいただきましたことに深く感謝を申し上げ、被災町民にかわりまして、心より厚くお礼を申し上げる次第でございます。

そこで、今日はこの震災関係に関連して、幾つか質問をさせていただきたいと思っております。質問の事項としては、特に本町の基幹産業でございます第1次産業の復旧・復興について、農林漁業の3点に分けて伺いをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

まずはじめに、①農協あるいは地域の共同施設、機械の復旧に対する町の支援状況、今後の方向について伺おうと思ったところ、前者の佐藤議員が1番目、2番目で質問をしておりますので、それに対する具体的な答弁を町長はじめ、産業振興課長よりいただきましたので、この今回の補正を含めた12億3,000万、一般財源を3億1,000万とする部分についての具体的な部分を実践として、よろしくお願いをしたいと思うところでございます。

私のほうはそれを削除しまして、2番目の農協等からの要請事項の中に、農業経営緊急支援に対する利子助成とその対応について、それから3番目の日本政策金融公庫には、農林漁業セーフティネット資金、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）等、無利子、実質無利子化の金利負担軽減措置が、災害被災を受けた場合適用になるが、それらのことを踏まえたJAとの打ち合わせ、特に個々のJAの違いが若干あると思われまますので、それぞれのJAとの打ち合わせが進んでいるのか、どういうふうにとどこまで進んでいるのか、伺いをいたします。

それから、次に林業関係でございます。甚大な被害を受けた林業関係、特に山林被害につ

いて、2次災害、洪水の危険が喫緊の課題になっているが、急いでやらなければならないこと、長期的視野に立って復興を考える事項等のすみ分けができていますと思いますが、その優先順位を伺います。さらに、その手法について、どのように考えているのか伺います。

次に、漁業関係でございますけれども、漁業においても大きな被害を受けており、河川の水質汚染からこれからも被害が出ると予想され、その対策についてどう考えているのか伺います。さらに、ししゃものふ化事業に影響がないのか伺いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 東議員の質問用紙の①を除き、第1次産業の復旧・復興についてのお答えをさせていただきたいと思います。

資金に関係することからお答えをさせていただきたいと思います。農協からの要請事項でございます利子助成につきましては、10月17日に平成30年北海道胆振東部地震、合わせて台風21号からの復旧に関する要請書として、鵒川農業協同組合・とまこまい広域農業協同組合の連名で要請がありました。

その中に、具体的な資金名までの記載というのはありませんでしたが、議員御質問の農業経営緊急支援資金と思われる内容の要請があり、町としましては、先ほども佐藤議員に答弁申し上げました日本政策金融公庫の制度資金を優先とした対応を促してきたところでございます。

次に、林業に関する御質問でございます。森林被害につきましては、現地確認が困難な状況にありますが、林道復旧を優先し対応を図ってきているところでございます。特に、厚真町を中心に甚大な山腹崩壊等々を受けてきているところでございますが、北海道が中心となり、被災町及び関係機関団体により、胆振東部森林再生・林業復興連絡会議というのが少し長いですが、設立され、情報の共有、当面の対策、被災森林の復旧方法、木材の安定供給、確保に向けた取り組みを検討し、平成31年、来年の4月を目途に具体的な対応方針が提案される予定となっております。他の被災町との連携を図り、その取り組みを進めてまいりたいと考えております。

漁業被害に対する御質問でございます。鵒川漁港におきまして、岸壁及び道路等に損壊が見られ、管理主体である北海道が調査をした結果、ほぼ全ての岸壁の修復が必要とされ、来年度及び平成32年度において、災害復旧工事が行われる予定でございます。

なお、ししゃものふ化事業につきましては、今期は親魚の確保など予定どおり終えたと伺

っておりますが、山腹崩壊に伴う河川等への土砂及び立木の流出など、今後、２次的な被害というのも十分注意しながら、林業における復旧・復興対策を注視してまいりたいと考えております。

○議長（小坂利政君） １番、東議員。

〔１番 東 千吉議員 登壇〕

○１番（東 千吉君） まず、農業関係の資金関係でございます。先ほど佐藤議員の質問の中にありました経営体育成支援事業関係、理解をしたところでございますけれども、通常、今までも経営体育成支援資金ございましたけれども、その後のことでちょっと気にかかることがあるので、このたびは質問させていただきたいと思っております。

通常、経営体育成支援資金、補助金の決定から事業が完了、そして、補助金が出るまでの間、非常にこう金額の大きいものが発生をして、立て替えをしなければならないという状況が出てまいります。ときには、年末あるいは年度末にならなければ補助金が出てこない。確定はもう既に行っているのですけれども、出てこないという内容でございまして、特に、このたびのように大きな災害による大きな事業では全額を立て替えて、後から９割あるいは８割、３分の２、３分の１というふうに助成金が出てくるという内容になっておりまして、金額が大きければ大きいほどどこかからお金を調達、どこかからと言うと所属ＪＡとかということになるのですけれども、お金を調達して、一時全額を立て替えて補助金が出てくるまでの間、利子を払いながら待つということが仕組みとしてなっているわけで。

そこを何とかどこで迅速にあるいは早めに対応できるのかをお伺いをしたいと思っております。私の想像で申しわけございませんけれども、１件ずつの申し込みではないのでございますから、全体が申し込み完了しながら、１つずつ前へ進んでいくんだろーと思っておりますけれども、そこについては、やっぱりその大きな事業であればあるほど、小まめにできるのかどうかという部分が１点ございますので、その辺をまずお伺いをしたいのが１点でございます。

それから、先ほど両ＪＡの打ち合わせがどこまで、どのような形で進んでいるのかということをお伺いしたのは、先般、私とまこまい広域の組合員でもあるのですけれども、とまこまい広域の組合長さん、常務関係とお話をお伺いをしましたら、なかなかいわゆる組勘の残をどうするかあるいはまた、次の年への運転資金をどうするかという部分について、なかなか日本政策金融公庫との話が進んでいないやに感じております。そういう部分では、今回、日本政策金融公庫、先ほど町長のお話ありましたけれども、被災地においては、本来、０.０２５金利のスーパーＬ資金農業経営基盤強化資金が、罹災証明が出れば無利子のいわゆる

金利負担軽減措置がありますよというお話もありますし、大きな金額を与信バランスの関係にありますけれども、当然ございますけれども、少なくとも僕の感じているとまこまい広域の与信の査定よりも非常に今回は緩やかな段階の中で、融資が見込まれるのではないかという感じがしておりますので、ぜひともそこは押していただきたいというのが1点です。

加えて、地方行政も先ほどからあります補正も含めて、一般財源からの支出、いろんな形で出る、財布は決まっているということでございますから、できる限り外貨をしっかりと導入されるような方策を取れるように誘導をしていただければという思いがあります。

それから、日本政策金融公庫には農協が窓口にならずとも、直対でやれる形もあるかと思っておりますから、それらも含めながら、J Aとの打ち合わせをよろしくお願いしたいという気持ちでございましたので、その打ち合わせがどこまで進んでいるのかお伺いをしたい、そういうふうなところでございます。

○議長（小坂利政君） 東産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（東 和博君） まず、1点目の経営体育成支援の関係でございます。

今回、件数が129戸ということで大変事業数も多くなっております。また、近隣のほうも延べ件数でいきますと約500を超えるといったような状況になっておりまして、特に、この時期冬を迎えてございます。格納庫等の建てかえ等につきましては、年度繰越ということも想定されておりまして、まず、今の段階でその交付金の支払い方法につきましては、詳細な部分は出てございません。ただ、補助金の交付決定がされれば、もう既に事業の着工にあっている場合等につきましては、すぐにでも精算という形が通常どおりであればできるのかなと思っております。

また、当然、今後の資金対応といった部分では当然ながら、緩和できるところにつきましては、可能な限りということで指示も仰いでいるところでございますので、なるべく生産者が不利益にならないような形の要望を引き続き、道のほうに対して訴えていきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君） 政策金融公庫の利用についてのJ Aとの打ち合わせの状況でございますけれども、この間、両J Aさんとはそれぞれ税務課とは私も本庁のほうで、広域農協については総合支所担当のほうで、この間利用についていろいろ促させていただいたところでございますけれども、その中で鵜川農協の関係につきましては、既に政策金融公庫のほうの有利な5年間無利子という制度がございますので、そちらのほうの利用を促していく

ということで確認をしております、さきに11月の下旬から12月の頭、各地域の中で営農の懇談会というものも農協のほうで開催されていると、地区別の懇談会が開かれているということでございまして、その中でもこの制度についての御紹介ということで、JAほうから各地域のほうにおろしているというようなところでございます。

また、広域農協の部分に関しましても、農協の個別支所と打ち合わせ行いまして、こちらの政策金融公庫のほうの活用のほうを行っていくということで、支所長との確認を行っているとございましてお聞きしているところでございます。

なお、政策金融公庫につきましては、例年、活用についてちょっと課題がなかったわけではございませんので、実際に御相談して融資が実行されるまでに相当の時間を要していたというところではございましたが、今回のこういった被災の状況に鑑みまして、速やかな実行のほうをやっていくというようなこともお聞きしておりますので、そういった中で今回の部分でのより利用しやすいというか、実態に合ったような形での利用というものがされるんではないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小坂利政君） 高木地域経済課主幹。

○地域経済課主幹（高木龍一郎君） 私のほうからは、穂別地区の農協との進捗状況ということとを補足説明させていただきます。

10月17日の要請書以降、都度都度、農協の支所長並びに金融課長と協議をまいりました。その中では、やはり12月の組勘精算が終わるまでははっきりとした数字は示せないんだけど、運転資金に対してやはり融資を求めるという生産者の相談は何件か受けているというところでございます。

また、さきの経営体育成支援事業の中で、やはり自己負担が伴うというところでは、今後、自己負担額によってはいわゆる自己負担に対しての融資を要望する声も出てくるだろうということで、これにつきましては、いわゆる自己負担の概ねの額がわかった時点で明示した中で、組合員と農協でさらに精度を高めていただきたいということです。

制度資金を活用しつつも、いわゆる1月中旬ぐらいまでには目途をつけて、3月末には実行したいというのが、現時点での農協のほうからの意向ですので、それに向けて、今後も引き続き、町と農協とでの協議なり、打ち合わせを進めてまいりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（小坂利政君） 1番、東議員。

〔1 番 東 千吉議員 登壇〕

○1 番（東 千吉君） プライバシーポリシーのある中で、日本政策金融公庫の担当者と先般、穂別でも相談会がございましたので、話をさせていただきました。それによりますと、今、高木主幹のほうから話し合ったことについては、穂別の支所の中ではそのとおりになっているようでございますけれども、本体、本所のほうではなかなかこの部分については、難色があるやに思っております。この日本政策金融公庫の担当者に聞いてみたら、今回の部分については非常にこう手続も簡素化されていて、直対も含めて非常に簡素化されていると。金融部長、信用担当理事に聞きましたら、日本政策金融公庫の処理の手続にはすごく膨大な書類があると聞きましたので、どちらかが違うのかなと思っておりましたけれども、当事者から聞くのが大体正確なところだろうというふうに感じているところでございますので、今後ともこの度の答弁をしっかりと承りましたので、実行とそれから振興のほうよろしく願いをしたいというところで、農業関係については一旦締めさせていただきます。

先ほどの林業、非常にこの林業について大きな被害がございますし、2次災害、洪水等の部分も含めて、想定範囲あるいは想定外のこともひょっとしたら、大雨によってあるいは融雪によってあるのではないかと考えておりますので、なるべく早い段階でその部分を検討しなければいけないんだろうと考えております。聞くところによりますと、この山林、山関係の復旧に、原形復旧あるいは、また被害を受けた部分とその周りを含めた部分を見て行う改良復旧、さらには、山の部分等もしっかりと今後のことを検討しながら再編復旧という考え方があるように聞いておりますけれども、その辺のことについてはどのようなようになっているんでございましょうか。

○議長（小坂利政君） 今井産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（今井 巧君） 復旧・復興についてお答えをしたいと思います。

先ほど答弁の中でもお話をされました胆振東部森林再生・林業復興連絡会議の中には、試験研究機関も入っているところでございます。その方が10月に開催されました会議の中でお話をされていたのが、通常、山腹崩壊が起きた場合には、治山対策等の対策が行われることが一般的ということで、森林再生というものはこれまでの参考文献にはないということで、お話がされているところでございます。

ただ一方で、通常の森林の再生でいきますと苗木を植える植樹、もしくは天然更新、種子が飛んで木が育つ天然更新という方法等もあるというふうには認識はしているところですが、山腹崩壊の箇所によっては、傾斜が急なところ、または緩いところ等によって状況等

も違うということで会議の中でも話がされているところでございます。

そういった点も幅広く考慮しながら、今現在、北海道と試験研究機関が対応方針の方策というものを、どういった方策があるのか検討をしているところでございまして、来年の4月を目途に対応方針が示されるところでございしますので、そういった方針等を参考にしながら、町としても復旧・復興に向けて取り組みを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小坂利政君） 1番、東議員。

〔1番 東 千吉議員 登壇〕

○1番（東 千吉君） 承りました。

1年先を見るのが、我々農業で作物を植える部分です。山林関係は10年以上先を見る内容になってくると思っております。よくよく検討しながら、将来に向けてどういう形がいいのか、いろんな周りの状況も把握をしながらしっかりと対策を練っていく必要が僕はあるのだろうというふうに思っておりますので、そのことはぜひぜひよろしくお願いをしたいと思います。

最後になりますけれども、今回の災害、未曾有の災害経験でございます。これらについては、こういうときには特に多くの人の、あるいは外の人々の支援をいただく。これは手間がえあるいはギブ・アンド・テークでございますから、こういうときにはしっかりと外部からの支援を快く受け入れて、しっかりと自分たちの今後のことについて考えていけるような、そういう体制をぜひぜひよろしくお願いをいたしまして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

◇ 舞 良 喜 久 議 員

○議長（小坂利政君） 次に、2番、舞良議員。

〔2番 舞良喜久議員 登壇〕

○2番（舞良喜久君） まず、質問に先立ちまして、9月6日の地震の震災におきまして、亡くなられた方、そして、震災に遭われた方、心より冥福とお見舞いを申し上げます。また、今日まで本当に職員の方々、夜遅くまで、また休みも返上して頑張ってくられました。本当に感謝をいたしております。また、今後とも一日も早く復旧・復興をなされますよう、尽力されますようよろしくお願いいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

災害救助法に基づく住宅の応急修理制度についてでございます。1番目に書いてありますように、現在までの申請件数、これはもし地区別にわかりましたら、よろしく願いいたします。

そして、2番目の、うち上限額が58万4,000円までの支払われた方がありましたら、これも地区別にありましたら、御答弁よろしく願いいたします。まず、2件聞きたいと思います。

3番は、特にこの制度はあるんですけど、非常にこうセットで、例えばフロアとか、床がついてないといけないとか、いろいろそういうこと、使いづらいつとか要望に応えられてくれないという声が大変多かったんです。特に、北海道これから寒くなるので、暖房器具なんかも本当にこれ生命にかかわることで、こっちのQ&Aを見ますと、家電品は対象外と書いてあるんですよ。今、かなり古い制度だと思いますので、特に、オール電化なんかはもう電気を使いますから、全部ストーブもセットされていると思います。だから、家電と言えば家電、電気使うから家電になるんでしょうが、普通の家電とはちょっとポット類とかそういうものとはまた意味がちょっと違うもので。

これは生活にはなくてはならないものだと思いますので、ぜひこういう声が物すごく多いわけで、どういう拡大をしていったらいいかなということです。これはむかわだけでなく、できれば安平とか厚真におかれましても、力合わせてやっていただければ幸いです。御答弁よろしく願いします。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度につきまして、質問用紙にのっとりながら答弁をさせていただきたいと思います。

災害救助法につきましては、非常災害に際し、応急的に必要な救助を行い、災害にかかった方々の保護の徹底と社会の秩序の保全を図ることを目的に制度化されております。住宅の応急処理につきましては、法的には半壊以上の被害を受けて、応急的に修理を行うことで居住が可能になることが見込まれる場合に、自治体が必要最小限度の修理を行う制度でございます。

そこで、現在までの町内申請件数につきましては8件、後ほど地区別について答弁があるかと思います。そのうち2件につきましては、契約を締結し着手をしております。契約額につきましては、上限の58万4,000円となっております。

また、要望の多い暖房器具まで対象を拡大する考えはないかという御質問でございますけ

れども、制度上対象外となっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） それでは、ただいまの申請件数8件のうちの地区別につきましては、鵜川地区については5件、そして、穂別については3件となっております。

以上です。

○議長（小坂利政君） 2番、舞良議員。

〔2番 舞良喜久議員 登壇〕

○2番（舞良喜久君） 対象外ということですが、この2件は上限をいっぱい使われたと今、答弁されたんですけれど、あとの方はまだその結果は出ていないということなんですけれども、要望のある方は58万4,000円を超えない限りは、できるだけそういう命にかかわるような、本当に北海道もこれから寒いので、そういう気持ちではぜひ拡大を増やして、住民の声に乗って行ってほしいというのが私の、それから要望者の意見でございますので、ぜひ今の町長さんは御検討ないということですが、今一度考えてもらえれば幸いだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 暖房器具のお話でございますけれども、国の災害救助法に基づく被災住宅の修繕という部分では、これはみずから修理ができないといったところで町がかわって行う制度でございます。

ただ一方、町としましては、単独でむかわ町被災住宅応急修理費補助金というものを創設してございます。こちらのほうは12月3日から受付を開始しておりますけれども、暖房器具、暖房用のボイラー、給湯用のボイラーについても、被害があったものについては修繕を行うと、あるいは行ったというものについて、その費用を助成をするという制度も設けてございますので、これについては、今回12月の広報に折り込みをさせていただいております。そういった具体的な事案があれば、一度役場の相談窓口のほうに来ていただいて、相談をしていただければ、この辺対応できるかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小坂利政君） 2番、舞良議員。

〔2番 舞良喜久議員 登壇〕

○2番（舞良喜久君） ぜひ検討をお願いして、私の質問を終わります。

○議長（小坂利政君） 追加の答弁がありますので、渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 今、成田課長のほうから答弁申し上げた部分については、本制度とは全然別の制度でございまして、これはこの制度とは合致しない制度でございまして、まず1点そこをお断りしたいと思います。

議員おっしゃっている58万4,000円マックスの災害救助法に基づく応急修理につきましては、半壊以上で、家の根本的な部分を修理する事業となっております。58万4,000円であれば何でもいいということではなくて、中が基本的な構造関係のみにとどめられておりまして、もちろん、電気製品類もだめですし、言われた暖房もだめですし、ホームタンクもだめです。非常に厳しい中身となっております。

そういったことで、この制度を利用される方については、本当に大変申しわけないんですけれども、非常に中身は精査されるということで、これは私どもが決めた中身ではなくて、基本法の中で指針が示されておりまして、それに合致したもので進めているというところでご理解をいただきたいと思います。それに該当しないような方については、また別の制度ということで、今、課長が申し上げた制度があるということで、これをセットしてできるものではないということだけ、ご理解願えればと思います。

○議長（小坂利政君） 舞良議員。

〔2番 舞良喜久議員 登壇〕

○2番（舞良喜久君） わかりました。

これで質問終わります。

○議長（小坂利政君） しばらく休憩します。

再開は15時とします。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 3時00分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 北 村 修 議員

○議長（小坂利政君） 次に、11番、北村 修議員。

〔 11 番 北村 修議員 登壇〕

○ 11 番（北村 修君） 第 4 回定例会に当たりまして、幾つかの問題について町長の見解を伺うものであります。

私は、今回の質問の最大の課題を、地震災害に基づく災害に強いまちづくりということで取り上げていきたいというふうに思っております。

未曾有の災害以来、本当に多くの皆さんの奮闘に心から感謝を申し上げますとともに、お見舞いも申し上げる次第でございます。

そこで、私はこの災害の問題について、特に今回取り上げたいのは、この災害があつて、多くの皆さんが一樣におっしゃられるのは、この災害が 9 月でよかったと。よかったというのは変でありますけれども、現在のような厳寒期、この真冬の中でなくてよかったという思いを本当に多くの皆さんがしていらっしゃるなということでもあります。同時に、先ほどから言われておりますように、まだ被災後、3 カ月が経過したばかりであります。地震の特性からいって、再発といいますか、余震等々がまだまだ心配される状況にあります。

したがいまして、私は困難の災害の中から、本当にこのような厳寒期の中で起こったとしたらどうなっていくんだろう、多くの町民の皆さんがここに大きな不安を抱いているというふうに思っております。そうした立場から質問をさせていただきたいというふうに思っています。

最初に、避難所のあり方について質問をさせていただきたいというふうに思います。

幸い、まだ暖かい時期でありましたけれども、しかし震度 6 強という経験したことのない災害でありますから、多くの皆さんが津波を心配し、高台へ逃避する、あるいは避難所にたくさんの皆さんが駆け込むという事態が起きました。そうした中で、避難所の体制がどうであったのかということを、改めて私はここで検証しておきたいというふうに思うものであります。

その意味で、いち早く避難所に駆けつけた方の中には、避難所があいていなかったという話もございました。あるいはそういう中で、我が町ではありませんけれども、隣町等々では耐震性の問題も出てきました。さらに、非常用電源がないということから、ブラックアウトの中で大変な御苦勞をされたという状況がありました。こういうことが、冬期間のこの寒さの中であったとしたら、どういう状況になったのか、これは本当に心配されるところでございます。

そういう点で、これらについて、各避難所では、例えば非常用電源等々がどういう状況で

あったのかということを改めて伺いしておきたいというふうに思いますし、幸いそう多くなく、2カ月余りで多くの皆さんが仮設等に移るという状況になるわけであります。

また、かなり長期になったと思われる中でも、町にあっては四季の館といういい施設がございました。しかし、これが他の避難所に指定されているところであれば、これが冬期間であつたり長期間であつたりということになるとどういう状況が起きたのかということが、本当に不安視されるわけでございます。これらについてのその辺の見解等々を、改めて伺っておきたいというふうに思うのが第1点であります。

それから、2つ目には、福祉避難所の開設、これは臨時会だったかと思ひますけれどもお尋ねをいたしまして、今回は開設したというお話でございました。この福祉避難所について、その避難状況、どのような避難状況であつたのか、あるいはそれに対する対応等々の問題はどうかであつたのかについて伺っておくものでありますし、そこに避難方法等の課題もあつたのではないかとこのように思うんですが、それらについてどのように対応されたのか、まず伺っておきたいと思うのであります。

○議長（小坂利政君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） それでは、通告に基づきまして、まず避難所の部分からお答えさせていただきたいと思います。

9月6日の3時7分に発生しました地震に対しましての避難所開設につきましては、避難救護対策部として3時15分から避難所準備態勢に入っているところでございます。

登庁してくる避難救護対策部の職員で、鵜川地区8カ所、穂別地区で5カ所の避難所を開設できるように2から3名のチームをつくり、車・物品等の準備を行い、各施設の状況を確認し、準備が整った施設から避難所の受け入れを始め、3時30分から4時15分までには全ての避難所の受け入れができる状態となったところでございます。

鵜川中央小学校避難所につきましては、3名の職員を徒歩で向かわせました。中央通りがちょっと被災等があるという情報が入りましたので、農協側のほうから回り込ませて行かせたところでございます。まず、小学校の教職員と建物等の確認を行い、それで3時30分には1名が体育館内で受け付けを行い、2名が外で体育館への誘導を行いました。

非常用電源設備につきましては、小学校の担当職員による点検確認を行い、4時30分ころには体育館内の電気をつけているところでございます。

むかわ市街地の電気の回復は、7日の夜から8日の午前中にかけて通電が再開しましたが、それまでは非常用電源設備での施設内の電気の確保と発電機等での外灯の点灯を行っていた

ところでございます。

通常、地震等の突然の災害につきましては、公園やグラウンド等の一時避難場所にまず待避し、それから受け入れ体制がとれた、安全が確認された避難所への避難となります。

各避難所は、4時50分の災害本部の緊急会議で開設がされたところでございます。

夜間の被災ということもありましたが、震度6強の地震災害に対して、ほとんどの避難所が30分から40分で避難者の受け入れ体制をとることができたのは、町民の皆様及び施設の関係者等の協力のおかげと考えているところでございます。

避難所につきましては、初動期の受け入れ段階と、応急、復旧に合わせて統廃合を行いながら、鵜川地区は四季の館避難所、穂別地区は町民センターに集約をしてきましたが、その役割を考える中で、それぞれの施設における設備の検討などの対策を考える必要があると考えているところでございます。

福祉避難所についても、続けてお答えさせていただきたいと思います。

通常、福祉避難所は一般避難所での生活が困難な人のために、避難の長期化に伴い、4日から7日目ぐらいをめどに二次的に開設され、スタッフ、物資等の確保と施設の確保がそろってから開設されることになります。

福祉避難所につきましては、東日本災害を受けて、平成28年4月に内閣府から出されております福祉避難所の確保・運営ガイドラインに基づき運営されますが、平成28年の熊本地震や鳥取県中部地震での指定された施設の被災により受け入れが困難、一般避難者で福祉避難所が満員となり、対象者の受け入れができない等の課題になっているところでございます。

今回の胆振東部地震災害におきまして、むかわ町ではデイサービスたんぼぼを緊急的な福祉避難所として、9月6日当日の17時10分に開設しております。

福祉避難所につきましては、保健師を中心とした職員と、鵜川地区でデイサービスを行っている法人職員とで運営を行い、各避難所から対象者及びその家族を福祉避難所に移送する形で行いました。受け入れ人数は、施設のスペース及びスタッフ数から、最大25名までの受け入れを行ったところでございます。

また、福祉避難所の物資につきましては、町内福祉団体や医療系支援団体の協力をいただき運営したところでございます。

また、穂別地区につきましては、避難所内で福祉避難スペースとして配置に配慮したり、またグループホームからの避難者を1つの避難所に集約する等の対応を行ったところでございます。

今回の対応を検証し、町内の福祉団体・介護事業者等との協力協定や、また避難場所や避難者への対応をしていただいた両地区の仏教会等との協力協定を考えているところでございますので、御報告させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 一つは避難所の問題で、町の中での13カ所の避難所、ここで非常用電源が確保されているのはどのぐらいの数になるのかと。中央小の場合には、一定の早い時間という、今、答弁がございましたけれども、改めて伺っておきたいというふうに思います。

それから、2つ目に、福祉避難所の問題で1点お伺いしますが、今回、非常にこれまで議論されていたものがこういうふうにできたというのは、非常によかったことだなと、本当によく頑張ったなというふうに思っていますが、しかし今回、25名の方を福祉避難所に、家族を含めてなのかどうか、25名の方を避難していただいたということになるのかどうか確認したいというふうに思いますが、それからこれらについて、どのような人たちを避難所に入れるというふうにしたのか、その中身について伺っておきたい。

例えて言えば、私の知っているところでは、ある団地に住む、これは身体的障害ではなくて精神的疾患等々を持ちながら障害者手帳を持っている方なんだけれども、とうとう避難所には声がかからないという状況もあったんですね。そうしたような人たちがあったということとは、どういうふうな対象者ということで、行政側としてはそれに声をかけていったのか。

また、一般的に福祉避難所に避難するという場合には、多くの方が一般避難所に行きながら、その中で福祉避難所に案内されるというケースとかが多いというふうには聞いておりますけれども、そういう形だったのか、そこら辺の対応状況についてもう一回伺いたい。

○議長（小坂利政君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） まず、避難所の非常用電源の部分でございますが、学校系と四季の館、そして町民センターでは非常用電源は確保しております。それ以外の会館等の施設につきましては、その後に運んで対応したり、なかなかちょっと対応がし切れなかったところ等があったかと思っております。

次に、福祉避難所の部分につきましては、25名は家族を含めた人数となります。

その対応につきましては、別に答えさせていただきます。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 福祉避難所についてお答えいたします。

今、言いました25名につきましては、最大いたときには25名いたという形で、家族を含めてなんですけれども、入ったり出たりということがありましたので、実人数にいたしますと30人で、家族5人という形に実績のほうはなっております。

対象者につきましては、おむつ交換が必要であったりとか、あとは認知症とかで集団生活になじまないような方というところで、一般の避難所ではなかなか難しいような方を対象としてお声がけをさせていただいております。

声のかけ方といたしましては、一般避難所のほうの担当職員のほうから、この方、ちょっと見ていただきたいという形で回ってきた方もいらっしゃるし、あとは最初の初動の段階で、保健師のほうでちょっと気になる方であったりとかに家庭訪問で声かけをさせていただきました。その中で、家ではちょっと過ごすのが難しいかなという方などを、車に乗せて連れてきたというようなケースがほとんどになっております。

以上です。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 避難所の非常電源の問題、具体的に数とかで示していただければありがたいです。それが1点。

それから、福祉避難所の問題ですが、これは一般避難所から福祉避難所へという形があったよと、それから保健師さんたちが訪問する中でここへという形もあったということなんです。でも、そもそも災害があった場合に、福祉避難所に入れる要支援の方々というのはどういう押さえ方にしているんですか。でも、そういう名簿はまだなかったということなんですか。そこら辺のところを明らかにしていただきたいと思います。

私、先ほど言ったように、例えば本来行かなきゃならない人だったと思うんですけども、一度は来た、ところが並んで待っていてもらうときに、いろんなことをやゆされてしまって、そのまま家へ帰って、それからずっと団地の中にいたというふうな方もございました。これは手帳を持っていらっしゃる方なんですね。ですから、そういう方たちには、声はかかるというようなことはなかったのかと、そういうことも含めて改めて伺いたい。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） まずは、日ごろの対象者の把握なんですけれども、平成

29年度4月から見守り支援センターのほうをむかわ町のほうでは開設をしております。その中で、要援護必要になる方につきましては提供同意という形で、各家庭を回りまして同意書のほうをいただいて、要援護者の人数のほうを把握しております。

そちらのほうが災害時のほうの要援護にもつながっていくという形で考えている部分と、さらにこちらのほうの要援護には当たらないけれども、在宅酸素であったりとか、あと人工透析という形で、長期になってくると福祉避難所が必要になってくるという方もいらっしゃるのです、そういう形でいろんな方が一応対象者にはなっているところなんです。その災害と、長期化になる状況と、ライフラインの回復ぐあいとかによりまして、その対象者というのは変わってくるというふうに押さえておりますので、今回につきましては急遽開いたというところもありまして、まずはすぐに困る方というところを搬送しながら対応していたというところなんです。

というところで、全体まで目が届かない部分も多少あったかなというところはあるかなというふうには思っておりますが、なるべくうちのほうで押さえている名簿の中で、この方は支援が必要だなというところには声かけをさせていただいていたつもりではおります。

以上です。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 非常用電源の確保の部分でお話ししたいと思います。

穂別地区につきましては、5カ所の避難所で、5カ所とも当時から発電機が確保できておりました。

鵠川地区に関しましては、4カ所で常備されております。1カ所については、自主防災組織のほうで持っていましたので、結果的には5カ所の避難所で電源を当初から確保できております。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 福祉避難所の関係で、もう一回伺います。

今、人工透析の話もありましたけれども、私、聞きますと、人工透析の皆さんなんかは、電源がしっかりしている鵠川地区で言えば厚生病院、そこへ入院されるとかということがあったようです。そういうこともあって、よかったなというふうには思っていますけれども、今、まだ全部が対象ではないということが答弁でありました。

町として、じゃ、これからの災害に備えて、福祉避難所の対象者、いわゆる要援護者とな

るべき人たちの押さえ方というのはどういうふうにしていくのかということ、もう一回改めて伺っておきたいと思いますし、それから福祉避難所の周知という点で言えば、ここは若干議論のあるところで、事前に周知すると何でもかんでもということでパニックみたいなことがあるということで、事前に知らせていないというような場合もありますけれども、しかし全体としては、やっぱり知らせていくという方向がいいんじゃないかという部分になっているんですが、そういうことを含めて、内閣府はこれらについて周知を図ると、避難所の運営、あるいは確保等について、そういう方向なんです、それらについて町としては今後どのような対応をしようとしているのか、その二つについてちょっと伺いたい。

○議長（小坂利政君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） まず、福祉避難所の周知等を含めての部分でございますが、今回うまく動いたのは、日常、夜には使っていないデイサービスという施設を使えたという部分が大きいかと思っております。通常であれば、福祉施設等を使ったり、病院等を使ったり等するんですけれども、実際の災害のときになると、その入所者等の対応のために、受け入れられる枠というのが非常になかなか困難でございます。

また、いつも使っていない会館等を指定する場合、その施設の本来の役割との絡みも出てきます。非常に難しいところを感じているところです。

ただ、今回、いろいろといい経験をさせていただきましたので、検証する中で、今後どのように対応していったらいいのかという検討を進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 今の答弁だけなんです、だとすると、そういう要援護者と言われる対象となるべき人たちを、きちっと押さえるつもりはないということになるのかなというふうに思っちゃうんですが、そこら辺を含めてもう一回お尋ねしたいのと、時間の関係がありますから、こうした問題に対して、やっぱりこれらをきちっとやっていけるような形にする、町として、そのためのさまざまな検討会、今、検討していきたいという話もありましたけれども、そういう検討会を福祉団体だとか、あるいは医療団体等々含めて立ち上げていく必要があるんじゃないかというふうに思っているんです。

今回、立ち上げた福祉避難所が、本当にそういう面でよかったのかどうかというのは、私は若干疑問に思っている。なぜなら、福祉避難所の要件である医師だとか、そういうものが

十分だったのかどうかという問題も、これはいろいろ考えていかなきゃなりません。そういうことも含めて、まだまだ課題はあると思っているんですけれども、そこら辺も含めて、その検討会の状況などはどうでしょうか、意見を伺っておきたい。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 今回の福祉避難所の今後の対応のあり方に入る前に、一言、初動期の関係で、議員の皆様にもこれまで御協議いただいた高齢者等の見守りの環境づくりについて、具体的に今年の4月からスタートしてきて、一つの成果というんでしょうか、初動期の安否確認に、かなりその名簿提供について役立ってきているのも一つとされているところなんです。

こういったことも含めながら、先ほど議員のほうの提案もありましたように、これから福祉避難所を開設した場合の対象者のあり方だとか、その把握をどうするのかといったところも含めた、これから、先ほど申し上げました住まいの関係も含めて、あるいは社会福祉の面も含めたオール分野での復興計画を策定していかなければなりません。

そういう中において、住民の皆さんのこれまでの経験したことに対しての意見聴取、それと職員の中でのアンケート等も含めた中で、今後に向けた計画づくりにいろんな面で、最悪が来ないことはもちろん願いますけれども、いざというときのための復興計画ビジョンづくりに反映できるよう努めていきたいと考えております。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） いずれにしても、私がこの震災の中で出会った中に、お母さんと2人暮らしの方なんですけど、お母さんもやっぱり持病を持っていて、すぐに入院をするという状況の中で、障害を持った方が1人取り残されて、たまたま近所の皆さんとのお世話の中で何とか過ごしてきたという状況があるんですけど、そういう人たちをやっぱりきちっと対応していくために、とりわけ今度、冬のような大変なときになると、これはもう本当に大きなことになるだろうと思うんです。そういう点で、もうちょっと細かな形での対応を、今、町長からも言われましたけれども、そういう計画の中で拾っていただいて、努力していただければというふうに思います。

次に移ります。まだ災害の問題ではあるんですけれども、災害対策と復興計画の問題についてお伺いします。

これらの問題については、さきの質問者の中でもるる出ておりましたので、私は特に、1

つはこれからの復興計画という体制の中で、災害からの復旧という関係の中では、やっぱり生活支援ということを中心にやっていくことが大事なんだろうというふうに思っておりますが、そういう意味で、どのような対応をとられるのかというのが第1点。

それから、2つ目には、町民の理解を得て、どのような形で理解を得てやっていくのかという問題があるかというふうに思っておりますが、それらを含めて伺いをしておきたいというふうに思いますし、先ほどまちづくり計画の事業変更なんかの質問もありましたが、これらについて先ほど今の復興計画、振興計画の話もございました。大体、めどはどのようにというふうに考えておられるのか、改めてそのところを伺っておきたいというふうに思います。

それから、2つ目には、公営住宅に関連してであります。

公営住宅に関連して、今回、全部なんでしょうか、一部損壊とみなしてそれなりの対応を図るということになりました。それはどのような過程を踏まえてきたのか、まず第1点、そこを伺いたいというふうに思いますし、また実際に、古い公営住宅が多い中で、損壊した公営住宅もたくさんあります。それらへの一つ一つの対応がどのようにされてきたのか、改めて伺っておきたいというふうに思うところであります。

3つ目には、住宅の損壊に係る再建支援についてであります。

国の制度の中では、これは本当に厳しい形のものでしかないということははっきりしているわけでございます。これから、全壊、半壊の方はもちろん、一部損壊でも大き目の損壊の方を中心に、それなりの住宅再建なり設置ということをやっていかなきゃなりません。ここには非常に膨大な費用もかかるだろうというふうに思っているんですが、それらについて町としてどのような対応をされていこうと考えているかどうか、改めて伺っておきたい。現在、応急支援ということでは既になされておりますが、これらについてはそこを越えていくものになるんだろうというふうに思っているんですが、それらについての対応を伺っておきたい。

4つ目には、農林漁業、商工業などの問題への対応で、特に商店街通りのということで出させていただきますが、これらについても先ほどからる議論がされて、質疑がされているところでもありますので、私は特に、町長が先ほど答弁されました商店街通りというのではないけれども、商店を営む中という形の中でのお話もありました。私は、この点で、むかわ町内言えば、本当に中心部分のところが大きく損壊をし、解体をされ、なくなっていくというか、空き地化するという事態が広がっています。これでは、やはり町の形が変わるというような状況になりますから、本当に大変なことだというふうに思っているんです。

そういう中に、今、商工会の皆さんが努力されて、さまざまな店舗の形を検討されておりますが、あわせて、例えばこの間、こういうお話を私はいただきました。ある農業者の方で、トマトを生産している方なんです、非常に大きくやっている方の中に、これが再建できていくと、私たちは今のあの町の状況を見ると、そういう中に販売の店舗なり、あるいはこれらの生産物を活用したものとしてやっていくような方法はないかと考えていますという話もございました。私は、そういうものとして受け入れていく、あるいはそういうものを呼び込んでいくというようなことも大切ではないかというふうに思っているんですが、そうした考えを含めてお伺いをしておきたい。

以上であります。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 質問要旨の2番、3番については、担当のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

改めまして、9月6日ですか、午前3時7分59.3秒に発災しまして、きょうで98日目ですか、私自身も含めてかつてない経験、甚大な被害、我が町も遭っているところでもございます。一日も早い復旧と、そして復興を行う上で、先ほど議員も触れられておりましたけれども、一番必要なものというのは住民の皆さんとの連携であり、団結であり、そして国や道・町との信頼関係なのかなと改めて思うところでもございます。

現在まで、初動期において最優先すべきなのは、命にかかわる安全性、次いで被害拡大の防止、その上で財産や利便性といった点に留意し、この間、多くの皆さんの御支援によって局面、局面乗り越えて、現在に至っているところでもございます。

そして、今回の質問でございます。議員の質問の要旨に、まず1答目、基づきながら答弁をさせていただきたいなと思っております。

震災以降のまちづくり事業における財政対応の面でございますが、この間の財政対応に努めてきた補正予算の対応という観点で答弁をさせていただきたいかと思います。

震災以降の補正予算におきましては、一般会計では事業の必要性から、専決も含めまして8回の補正を行ってきております。議決をそれぞれいただいているところでございます。

財政対応につきましては、災害復旧を最優先のものとして進めてまいりましたが、まちづくり事業の停滞というのは税収だとか、人口減少問題等に結びつくものであり、復旧・復興と並行して行う必要があると考えております。

まず、1答目につきましては御理解願いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 吉田地域経済課長。

○地域経済課長（吉田直司君） 2番目のほうに、私、お答えさせていただきます。

むかわ町における公営住宅の損害状況を、一部損壊となる経過につきましては、各団地全体の外観調査を震災発生直後から実施し、内閣府が示す住宅被害認定調査基準に公営住宅を当てはめると、一部損壊の区分になります。

さらに、内部調査につきましても、災害発生後、電話、窓口等により聞き取りをした情報に基づき、訪問調査を適宜実施してきております。

震災後は、生活面で特に影響の大きい順から修繕を鋭意進めてきております。民間修繕も甚大なことからおくれが生じている状況ですが、業者とのスケジュール調整を適宜行って、早急な対応に努めてまいっております。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 3点目の再建支援についてということでお答えしたいと思います。

住宅の再建支援につきましては、いち早く生活再建支援ハンドブックを発行させていただいておりまして、生活再建支援金や低利な融資制度など、多岐にわたる制度を御紹介させていただいております。

住宅再建には、以前から取り組んでおりますは一とふる事業の対象にもしております。

応急修理につきましては、受け付けを開始しておりますが、一部損壊の方でも利用できるむかわ町被災者住宅応急修理補助金を創設するなど、被災者の生活再建支援に努めているところ です。

この間、広報やチラシなどで周知に努めてまいりましたが、その他の支援制度内容も含め、普及に努めていきたいと考えております。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 4番目の各産業、そしてとりわけ商店街の関係について御答弁をさせていただきたいと思 います。

各産業分野におけます基本的な考え方としましては、まずは被災した施設等を被災前の状態、機能に戻す復旧業務というのを優先しつつ、産業の高度化、さらに地域振興を図るなどの質的向上を目指す復興業務へ、徐々にシフトしていく方向で進めてきているところでもございます。

農業分野、1番議員、そして4番議員の御質問にも答弁させていただいておりますとおり、

今後も営農に意欲を持って向かっていけるような対策を講じているところでございます。農家の皆さんの機械、施設等の対応として、被災農業者向け経営体育成事業の取り組みのほか、農地等災害復旧対策につきましても補正予算を提案させていただいております。

林業分野におきましては、林野災害の復旧はもとより、通常の施業に欠かせない林道の復旧を優先し、実施しております。さらに、原木の確保が困難になっている状況から、間接被害の拡大を防ぐため、町有林の立木売り払い事業を前倒しで実施してきているところでもございます。

そして、商工業分野でございます。被災した町内事業者の復旧促進のため、相談会・説明会に商工会と合同で相談ブースを設置し、復旧資金の対策として、地元金融機関の協力により、復旧支援特別融資制度を創設したところでもございます。また、事業活動の再開支援として、仮設店舗整備に着手をしております。先ほど御説明したとおりでございます。

なお、商店街通りの整備に関する御質問につきましては、7番議員の質問で町なか活性化に向けた今後の考え方を答弁させていただいているところでございます。これからの創造的な復興計画の策定やまちづくり計画、都市計画マスタープランの見直し、空き家対策と、こういったところの計画づくりというのも予定されているところでもございます。こういった個別計画も含めた中で、大変大きな課題として復興計画は位置づけられているものと考えております。

まずは、これまでの検証といったところも含めながら、調査、検討、さまざまな角度からの御意見もいただきながら進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） まず1つ目は、復興への基本姿勢の問題で、町長はまず災害復旧を最優先にということでおっしゃられました。私、この間、災害が発生して以来、町長にも私どもはお会いをして、いろんな要請もさせていただきました。その中で、私が非常に印象に残っているのは、9月の段階で既に財調が空になるような中にあっても、この生活支援に頑張りたいというお話をいただきました。非常に私は感動いたしました。ぜひ、そういう立場で引き続き努力をしていただければというふうに思うところであります。

今、町民の皆さんの中には、恐竜の問題も取り上げながら、それよりもやっぱり災害支援だろうということが非常に大きな関心事にもなっております。ぜひとも、その点で努力を

お願いしたいということを述べておきたいというふうに思います。

2つ目に、公営住宅との関連の問題であります。私、なぜこれを聞いたかという、今、課長の答弁の中に大きい順からと言うんですから、被災、損壊しているんだけどまだ修理されていないところがいっぱいあるということというふうに承っておきたいと思います。そうでなければ、私、ちょっと事例を申し上げようと思ったんですが、給湯器が倒れて、それが直っていないとか、あるいは同じような関係で新しいところの松風団地であっても、そういうものが倒れて、水が一面に広がっていると、そういうものについて自前でというふうなことも言われたけれども大変だとか、いろんなことが町民の住宅に入っております方にあります。これは、ぜひそういうことで鋭意、引き続き、もうだんだん寒くなりますから、早急にやっぱりやっていく、そういうふうに努力をお願いしたいというふうに思うところであります。

3つ目に、住宅損壊にかかわるもので、今、答弁をいただきました。前段申し上げたように、応急修理のような制度をつくりました。しかし、これでは大きな損壊を受けた住宅をこれから立て直していこうというのには、これはちょっとあまりよろしくないわけで、やっぱり新たな支援策というのを大いに検討していく必要があるのではないかというふうに思っているんです。そういう点では、これは臨時議会等々の中でもあったかと思うんですけれども、当初、町も要請していた道への基金事業ですね、国等の支援も受けながらの、これらについてもっとやっぱり今、大きな声を出しながらこの実現を求めていく、これに基づくこういうものの復旧支援というのができていくんじゃないかというふうに思っているんですが、そこら辺のところの状況はどうなのかということを改めて伺っておきたいというふうに思います。

商工業、農林業関係のところでは、いろいろる言われました。全く、答弁をいただいておりますが、私が先ほど言ったように、町民の中でもこういう大きな損壊で解体された、広場になったところに自分たちも地元産を活用した、そういうものを取り入れた、そういうブースなり何なりをつくってやっていきたいというものがあります。こういうものは大いに入れていく、あるいはそういうことを外部からも入れていくことによって、さらに商店街の皆さんが努力されているのとかみ合った形で、新たな町なかの骨子というのできるんじゃないかと思っているんですが、改めてそのことを伺っておきたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 吉田地域経済課長。

○地域経済課長（吉田直司君） 公営住宅の修繕に関しまして、先ほどにも説明ありましたが、業者が繁忙期にも入ってきております。修繕の早急な対応ができない状況も考えられます。

ただ、入居者の申し込み等々、協議をして、先ほどにも説明ありました大きい順からどんどん進めてまいりたいと考えております。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 住宅の支援策というようなことでのお話がございましたけれども、お話ししておりました応急修理については、あくまでも住宅の大きな修理ということでございますので、大規模な建てかえということを想定したものではなくて、制度から漏れていくようなものを少しでも救っていこうという立場でやっているものでございますので、これはこれとして進めていきたいというふうに思っておりますし、大きく損壊をされて全壊されているような方については、建てかえするか、大規模な修理をするかということになるわけでありまして、そういったところは不足ではございますけれども、既存の生活支援策、支援金の中で何とかお願いをしたいということと、あとは町としましては、は一とふる事業というものも既存制度でございますので、こういった事業の活用をぜひお願いしたいというところでございまして、現在、新たな制度というのは持ち合わせていないところでございますので、既存制度の活用をしながら何とか進めていきたいというふうに思っているところでございますので、御理解をお願いします。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 復興に関する復興基金の関係でございますけれども、この間、一貫して、1つの町の要望ではなくて被災3町として、この機会ですから被災3町、これからの新しい、災害により強い、北海道の創造に向けたモデル版としてもしっかり示していこうじゃないかというふうなことを共有して、復興基金の創設については、つい先日も3町として国等に要望を提示しているところでもございます。あわせて復興計画の策定支援、そして復旧・復興に対する財政支援ということで、今後においても十分な地方財政措置が講じられるよう、まず要望するというのが1つと。

それと、発災年度以降の地方債の借入れ、充当率の減少というのは大きな財政負担になるということから、過年度債に対する災害復旧事業債についても、現年債同様の充当率となるよう要望したいということも提案してきております。

あわせて、先ほど出ました復興基金に向けましては、生活再建だとか、そして伝統文化の再建等、そしてさまざまな課題に迅速、さらには柔軟に対応できるよう、いち早く復興基金の創設に向けての国としての支援をお願いしたいというのは、継続した要望として出しているところでもございます。

あわせて、町なかの活性化の関係でございます。議員の御意見というのをしっかりと参考にしたいと思います。あわせますが、この町なかの活性化、先ほど言いましたように、今回の一つの特徴として、とりわけ鵠川地区については東西1キロにおいての建物の損壊、これは1971年の建物だったと、改正建築基準法前だったよというのも1つ。要するに地質もちょっと悪かったよというのも1つ。しかし、それにしても東西という揺れが大きかったということで、もう数十軒という倒壊もあります。そして、それを全て街路整備でいくのかというのは、もう不可能に近いと思いますので、町なかという商店、こういったところも絞りながら、きちっとゾーンの的にも絞りながら、これは穂別の広域農協も店舗が崩れたといったところも、この機会にやっぱり町なかというものの活性化をどう向けていくのかというのを関係機関、あるいは国・道等も含めながら、いろんな中で膝を突き合わせてこれから向きたい。言ってみれば、改めてむかわ町としてのにぎわいとなりわいとむかわならではの味わい、これらを地域の資源、そこには歴史も入ってくるでしょうし、産物も入ってくるでしょうし、そういったものをこの機会に改めて全部活用しながらどう生かしていくかと、災害により強い新しい価値づくり、改めて進めていきたいと考えております。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） よろしく申し上げます。

次に移ります。生活支援についてであります。

ここで、福祉灯油の問題で、ことしは灯油代も100円を超えたり非常に上下しておりますけれども、厳しい中でこれを拡充することは考えていないかというのが1つ。

それから、さらには仮設住宅、水道がパンクしたという話もございますけれども、これらについて支援するということはないかということについて伺っておきたい。

○議長（小坂利政君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋道雄君） ただいまの質問に対しまして、私のほうからお答えを申し上げます。

福祉灯油は、これまで灯油価格の急激な高騰に伴う町民生活の影響に配慮した対策として、平成19年度から低所得世帯を対象に実施しており、今年度におきましても、11月から来年2月28日まで受け付けを行っているところでございます。

御質問のありました応急仮設住宅と住家被害世帯への拡充であります。本制度の趣旨では低所得世帯に対する福祉支援でありますので、仮設住宅の入居者、住家被害のあった方な

どの被災者支援としては、現在のところ、対象枠の拡大は考えておりません。

なお、被災者支援として応急仮設住宅等への入居者に対して、民間ＮＧＯが入居時の寒さ対策として灯油支援事業を実施しておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 非課税世帯を対象にということで、むかわで言えば非常に少ない世帯なんですね。これらの枠を引き上げていくということは、こういう災害のときに特に私は大事なことはないかと思います。そのことを強く要望して、次に移ります。

日高線の存続問題についてであります。

災害の中で、鵠川苦小牧間もストップしました。しかし、この間、先日、これが皆さん方の強い要望もあって何とか復旧しました。このときに、私も町長も一緒に列車に乗りましたけれども、本当に高校生、通学する皆さんの元気な姿というのが印象的でありました。やはり、こういうことが町を元気にするんだなというふうに思います。

やっぱり、そういう点ではこれをなくすことなく、さらに日高方面、日高線を延長させるということは大事だと思うこういう点でさらなる努力が必要ではないかと思いますが、その点で考えを伺っておきます。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） J R 日高線の存続に関する質問でございます。

11月17日開催されました日高管内の臨時町長会議におきまして、これまで調査検討が進められてきました交通モードについて、全線復旧を断念し、鵠川様似間をバス運行に転換すると、それと鉄道を日高門別駅まで延長し、その先をバス運行に転換する、この2つに絞り、その結論が年明けに出される予定と伺っているところでもございます。

既に、報道にもありますように、新ひだか町、それと新冠町につきましては、日高門別駅までの復旧、そして鉄道の延長というのは望んではいるものの、費用負担は難しいという見解を示しているところでもございます。

さらに、直接の情報入手はしてありませんが、J R 北海道が単独維持困難とする苦小牧鵠川間を含む8区間をめぐり、国が沿線自治体の負担を軽減する地方財政措置について、現在、関係者と調整中ということで、制度設計そのものが見送られる可能性というのも出てきたやにお聞きをしております。なかなか現行路線の維持について見通せない状況にあるのかなと受けとめております。

本町としましては、日高管内町長会議の議論というのをこれからも注視しながら、東胆振首長会議でしっかりと情報共有を図り、今後の対応というのを協議してまいりたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） ある意味、言われるとおりなんです、しかし大事なことは、やっぱりまだ鉄道がある町として、今のＪＲをめぐる問題、これらについてやっぱり北海道の地域台地には存続すべきという旗をおろさないで、ぜひ頑張っていたきたいということを申し上げて、次に移ります。

最後になりますが、カジノをめぐる問題でございます。

先日、道の中でＩＲに関連して、道内では苫小牧が優先候補地になるのではないかという道側の意見もございました。その検討を進める検討会の中で、それを出す前に、この北海道でどこにという議論の中で、今度の被災地、我々被災地のこの問題を持ち上げて、被災地支援にもなるのではないかと、だからということもございます。私は、本当にとんでもない話だというふうに思っております。このカジノというのは、御存じのように地域を破壊し、自然を破壊する、この地域の人々から巻き上げたお金、吸い上げたお金といいますか、負けたお金で経済を潤すというとんでもない話でありますから、これは絶対に許されない、北海道民の６割以上が今、反対だと、苫小牧市内でも同様の形になってきているところであります。

我が町として、胆振東部の中での関連、いろいろあろうかと思っておりますけれども、これらについてはやっぱり慎重な審議、許されないという立場をぜひともとっていただきたいということで、見解を伺うものであります。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 質問では、カジノ誘致というのを限定しての御質問かと思っておりますけれども、カジノを含む統合型リゾート施設、特定複合観光施設ＩＲの道内の誘致をめぐり、御案内のとおり北海道が設置する有識者懇談会におきましても、ＩＲを誘致する場合、想定されるさまざまな課題への対応、方向を整理したＩＲに関する基本的な考え方のたたき台というのが公開されているかと思っております。その中で、誘致する場合は立候補している３市町村、苫小牧市、釧路市、留寿都村、このうち苫小牧市を優先候補地とすることが妥当と明記されているかと思っております。

また、有識者懇談会の出席者から、胆振東部地震からの復興に寄与するとの視点も意識す

べきだというふうな発言があったようでございますが、いずれにいたしましても、高橋はるみ知事はＩＲの道内誘致に対する態度というのは明確に現段階しておらず、これまで議論されてきているギャンブル依存症対策など解決すべき課題というのが多いことから、本町としては引き続き有識者懇談会の議論というのを注視してまいりたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 全く状況はそのとおりなんです、これはもう注視しているばかりではなくて、やはりギャンブル依存症等々、これらについてどの専門家も今の国内の対応では非常に無理があるというふうな指摘もされております。このＩＲの事業そのものが、国内の中というよりも、外国のギャンブル資本といいますか、こういう中での要望から来ているということも我々は十分承知しなきゃならないというふうに思っています。

ぜひとも、こういうものが近くには必要ないんだということで、北海道にはそんなものなくても、もっともっと我が町のようにアピールし、観光客を招き入れる事業はたくさんできるといってもアピールしていただいて、こういうものはきっぱりと来ないようにするという立場に立っていただくことを願って、質問を終わりたいと思います。

以上です。

◇ 津 川 篤 議員

○議長（小坂利政君） 次に、10番、津川 篤議員。

〔10番 津川 篤議員 登壇〕

○10番（津川 篤君） 第4回定例会に当たりまして、通告に基づきまして質問をさせていただきますと思いますが、私は今回の一般質問は災害のみを取り上げて質問するものであります。

まず、第1には、ちょうど全体の整備計画というか、その見通しについてお伺いするものでありますが、これらについては鶴川地区がどの程度あって、穂別地区がどの程度の箇所にもたがって整備をしていかなければならないのか、これらの概要についてお伺いするものであります。

それから、2つ目には、今、全壊した家屋の取り壊しが進められている現状の中において、先ほど冒頭、町長のほうから、全壊についてはむかわ町が80カ所、それから穂別については

25カ所と。この箇所について、今どの程度の進捗状況で進められているのか。私も町民から見て、これがとまっているような状況。進んでいるという状況にはどうも理解しがたいような状況があるわけですが、これらについてもお伺いするものであります。

それから、3点目には、公共施設、特に穂別町民センター、それから鶴川町体育館、それから、町民の皆さんが非常に危惧していた火葬場がいつから再開できるのか。そういうものが何かまだ見通しが立っておらないと。ただ、たまたま四季の館については、何とか新年交歓会だとかそういった事業に間に合いそうだというふうなお話もちらっと聞かせていただいているんですが、体育館等、こういう火葬場の再開について、どういう見通しを持ってどういうふうな方向で今検討されているのか。これ、町民の皆さんに非常に見えにくい。そういう状況の中で、やはり町民に見えるような形の公共施設の復旧に対しての考え方を、やはり町報などを通じて私は出していく必要があるというふうに思うんですが、これらについての基本的考え方があればお伺いするものであります。

それから、大変、職員の皆さんは日夜、9月6日以来、この3カ月、きょうの中で本当に日夜を問わず努力されている。私が一番心配したのは、やはりこういう状況の中にあって一生懸命やるのはいいんです。ただ、体調不良だとかそういうものに、体を壊してまでやれとは言いませんけれども、やはりそういう人が出たときに行政としてどういうかかわりを持つていくのか。そういうことがこのマニフェストというか、町が出したこの生活再建支援ハンドブック、この中に町民に寄り添ったケアをしていくんだと。その寄り添ったケアというのはどういうものなのか。そういうものを具体的に実例を挙げて説明していただきたいというふうに思う。

この4点でありますので、よろしくお願いします。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 各項目別の質問要旨にある問題点、質問事項につきましては、担当のほうから説明をさせていただきたいと思います。私のほうからは、大項目にあります議員の災害対応の復興に対する考え方について、改めて申し上げておきたいかと思います。

自治体というのが行う災害対応でございます。これにつきましては、その局面局面ごとに整理をしますと、地震が発生しましたよという発災、それから初動対応、応急救助、さらに復旧、復興という形態に流れとしてはなるかと思います。現在は、これまでも申し上げておりますように、応急から復旧のまだまだ道半ばでないのかなというふうに私自身は捉えているところでもございます。初動対応としましては、命と財産を守ることを最優先に考え行動

しなくてはなりません。一般的に災害の発生から3日間というのは、人命を助けるために重要な期間ともされております。そこで、応急救助といたしましては、ライフラインの応急復旧や避難所の運営、応急仮設住宅等の確保などの局面となるところでございます。現在、先ほども申し上げましたように、まだまだこの段階でもあるのかなと思っております。

次に、復旧の次の局面でございますが、復旧はもとに戻すということが原則でございます。再度、災害防止という観点で、被災を受ける前よりも機能を上げるということにあります。そして、その次の復興に向けていくところでございますけれども、復興につきましては、被災前に戻すということを超えて、本来あるべき町をつくっていくという観点でのソフト面、それからハード面を含めた被災する前よりもよりよいまちを目指す。何度も申し上げていますが、創造的復興というのをむかわ町も目指していきたいと考えております。今後、このまちをどうしていくのか、こういったところをしっかりと議会の皆さんとも町民の皆さんとも議論をしながら、あるべきむかわ町の復興計画の策定に努めてまいりたいと思いますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

残余につきましては、よろしくお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） それでは、私のほうから1つ目と2つ目の御質問についてお答えしたいと思います。

まず、1つ目の災害対策における町道の整備、復旧ということですが、見通しについてお答え申し上げます。

むかわ町内における町道の被災につきましては、国の補助を受ける公共土木施設災害復旧分で28路線49カ所、穂別と鶴川の内訳につきましては、49カ所中、鶴川については20カ所、穂別地区については29カ所となっており、被災金額につきましては12億1,800万と過去に例を見ない甚大な被害を受けました。地震における道路の被災では、路面の亀裂、陥没、沈下が大部分を占めまして、これまで早期の交通規制解除を目指しまして応急的対応を進めてまいりました。今後、災害査定による災害復旧費が決定した後に復旧工事を進めてまいります。

国の補助による災害復旧につきましては、3年間で完成させるというルールになってございまして、通学路や交通量の多いところ、緊急性の高いところから優先順位をつけまして復旧を進めていく次第であります。ただ、被災箇所が町道のみならず、今回の場合は、河川、農道、林道、広範囲にわたり甚大な被害を受けていますので、バランスを考慮しながら復旧を進めていきたいと考えております。

これから復旧に向かいますが、復旧工事完成までについては、町民の皆様には道路交通等におきまして多大な御迷惑をおかけいたしますが、御理解をくださいますようよろしくお願いしたいと申し上げます。

続きまして、2つ目の通告の質問の全壊家屋という部分で、まず、お答えさせていただきたいと思います。2番の全壊家屋の取り壊し状況についての質問にお答えいたします。

今回の震災において被災を受け全壊となった家屋につきましては、所有者が早急な対応が必要と判断しまして、解体業者にみずから解体を要請した家屋につきましては、先行解体として申請としては4件の申請が上がっております。また、全壊の家屋のうち、町が所有者にかわって被災家屋を解体する公費解体につきましては、10月15日より申請受け付けを開始いたしまして、12月7日現在で、全壊家屋については61件、鵠川地区48件、穂別地区13件の申請を受理しております。解体撤去作業につきましては、解体撤去に係る委託契約を各町内業者と11月中旬に締結いたしまして、災害廃棄物を受け入れる仮置き場の体制ができました11月下旬より解体作業を開始しておりますので、御理解願いたいと存じます。

○議長（小坂利政君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） 私のほうから、鵠川地区の鵠川斎場についてお答えさせていただきます。

鵠川斎場については、9月6日の地震災害により、火葬炉がずれて、配管や設備の断裂などを含め耐火れんがで組んであります火葬炉自体の損傷が大きい状態でございます。でありますので、火葬炉部分の入れかえを行おうとしているものでございます。現在は修繕を行い供用を再開しております穂別斎場を利用しておりますが、鵠川地区から片道35キロほどあるため、鵠川地区での葬儀では町民の皆様には御不便をおかけしておりますが、鵠川斎場については修繕では対応できないため、入れかえ工事として実施設計を行いながら災害査定を受けているところでございます。査定が終了し実施設計が完了した段階で、再開の見通しをお示しできると考えております。できるだけ早い時期に、災害復旧事業として予算案を上程させていただければと考えているところでございます。

○議長（小坂利政君） 上田生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（上田光男君） 私のほうは、鵠川地区町民体育館の復旧の見通しについてお答えしたいと思います。

社会体育施設としての町民体育館については、施設災害復旧事業での現在、実施設計中でありまして、終了した時点でおおむね工期が明らかとなります。災害復旧事業の査定時期に

ついてですが、来年3月ごろというふうなことから、査定後に災害復旧事業を進めたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いします。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 4点目の災害で体調不良になった町民に対してのケアについてお答えいたします。

災害発生からの避難救護対策部の取り組みとしては、発生直後から要援護者の安否確認をケアマネジャー等町内事業所と分担して実施し、受傷状況や体調を確認いたしました。避難所では、保健師や派遣医療班の巡回、災害支援看護師による体調確認を随時実施いたしました。在宅の要援護者につきましては、道外の派遣保健師の協力を得ながら、約800件の家庭を訪問し健康確認を実施しています。

また、災害により心のケアが必要な方の対応として、北海道心のケアチームの医師や看護師等の専門職による面談や学校カウンセラーの派遣など、個別面談を中心に支援を行ってきました。10月には、復興推進プロジェクトチーム「心のケア推進チーム」を立ち上げ、乳幼児、児童・生徒、成人、職員を含む支援者などの支援のほか、社会教育事業、復興応援事業受け入れを進めています。

心のケアに関しましては、被災直後だけでなく、時間が経過してから発症するケースも見受けられるため、臨床心理士会の協力によるセルフケア・チェックリストの活用や個別相談の実施、ボランティアによる傾聴を継続して進めていくなど、今後も時期に応じた継続的な支援を予定しているところでありますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 10番、津川議員。

〔10番 津川 篤議員 登壇〕

○10番（津川 篤君） まず、先ほどの町道の復旧についてなぜここで取り上げたかという、やはり住民の立場が非常に町道整備、国の査定だとかそういうものも当然これから始まるんであろうと思うんですが、ただ、生活に直接影響のある優先順位ということですね。そういうものを優先してやっていかなければならないのに、例えば例を挙げますと、旭生大橋を渡ったところ、あの両側がこの震災後、この3カ月の間に50センチ以上ずっているわけです。我々、毎月1カ月ずつはかっているんです。そうすると、今、道路幅が1車線しか通れない状況になっているんです。この震災後ですよ。震災のときにはまだどうにか2車線で交差はできていたんです。それが交差できない状況になっている。そして、加えて旭岡春日間の道路が200メートル以上にわたって崩落していると。それで、その迂回道路は絶対使

えないわけですよ。そうしますと、旭岡キキンニという地域にいる人たちは、その旭生橋を渡らなかったら本所のほうには来られないという状況ですよ。そうなったときに、これから冬期間に向かって病人が出たりなんかしたときに、万が一これが通れないと、ここの地域は陸の孤島となるわけですよ。今の段階で陸の孤島なんて考えられないですよ。なぜそういうところに、やはり一番先に物差しを当ててそこの復興・復旧というものをやってやるというのが、私は行政の仕事だと思うんです。

町長の挨拶の中にも、常に町民に寄り添ったまちづくりということが大スローガンであるわけですよ。そうしますと、やはりその住民に寄り添った復興計画というものを私は出すべきだと。この12月、年の瀬を迎えてその地域にいる人たちは、高齢者が旭岡地区については70歳以上の高齢者が90%ですよ。キキンニについては若い人たちもいますから、何とかその年代は下がるにしても、この高齢者の人たちは、やはり私たちが病気になったら救急車も迎えに来てくれないのではないかと。そんな状況になったとき、誰が責任とってくれるんですかと、そういう話ししていたんですよ。だから、私はせめてこういった危機感を持った町道があるとするならば、やはりそこにいち早く復旧、完全なものでなくてもいいですから、車両が通れる状況をきちっとつくるべきだと思うんですが、原課としてはその考え方について、どういう考え方を持って今後進めようとしているのか、考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） ただいまの御質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、災害査定の部分におきまして現場状況を保存するという観点で、現場を保存してなかなか応急対応ができないという部分で、町民の方に御迷惑をかけている部分が多々あるかと存じます。その中で、大きな段差だとかそういう部分につきましては、土のう等を設置して看板等で注意喚起をしながら災害査定を待っているという状況で今まで来ました。

その中で、今お話のあった旭岡外3線、旭生橋を渡った部分につきましては、当初路肩に亀裂が発生しまして、それで雨とかの部分の水が浸透すれば、のり面、路肩が決壊するおそれがあるので、ブルーシートで養生したという状況で今まで来ております。

その中で、実はきょう国の査定を受けております。その中で、旭岡につきましては、早急に査定を受けた後に、完全な復旧はまだできませんが、砂と土砂を入れまして亀裂をある程度解消して、応急的に通行できるような態勢をとっていきたいと思っております。そのほかの道路

の部分につきまして、今までは土のう等で本当の応急対応だったんですが、これらについては、道路の舗装、今回の災害についてはほとんど亀裂、陥没等の現場です。その中で冬期間の舗装工事というのはなかなかできない状況なものですから、本復旧については融雪後になるかと思います。その中で、査定を終えた現場につきましては、亀裂だとかそういう部分に砂とか砂利等を充填しまして、一応通れるという状況に応急的な対応をこれから進めていきたいと存じますので、御理解いただければと思います。

○議長（小坂利政君） 10番、津川議員。

〔10番 津川 篤議員 登壇〕

○10番（津川 篤君） 今、私も知りませんでしたが、応急な対応が早急にとっていただけるということで、住民の皆さんもそのことに対しては大変意を強くするものだというふうに思っておりますので、ぜひ早急にやっていただきたいなというふうに思っております。

さらには、10月30日に議会で災害の現地視察に回らせていただいたんですけれども、まだそこについては全く国の査定もまだ終わっていないというふうに思っていますけれども、そういうことが今後において、それらについても相当和泉地区についても危険な状況にあったわけですね。あれが山が1つのやつが半分ずれているというふうな形になって、これで余震が来ないからあれでとまっているというのが了としているのか、これらについても今後、先ほど課長が言った優先順位に従ってということですから、やはり危険のところからやっていきますよというふうなことの考え方でよろしいですね。

それと、もう一つは、これだけ、いつの議会でしたか、9月臨時議会のときにこういう話が出ていたんですよ。要するに、発注して業者と協定を結びました。協定を結んで復興に向けて前向きにこれからやっていきますよというふうな話です。しかしながら、北海道の地理的条件、気象条件、これを加味すると、先ほど言った融雪が終わらないと工事を発注できないですよ、ほとんど。この冬期間に工事を発注したって受けてくれる業者はいないと思いますよ。そうなってくると、建設業界、今27社というふうに聞いておりますけれども、本当に果たしてそれだけのスタッフでこれがやりこなせるのかどうなのか。原課としては、これらについて今後、協会と協議するんだろうというふうに思いますが、これについても、やはりもう少し膨らみを持った発注の仕方をしていかないと、相当厳しくなるんでないかというふうに私、素人考えですよ、そういうふうに思うんですが、そのあたり原課として、今後そういうふうな取り組みについてどういうふうな考えを持っているのか、ちょっとお聞かせを願いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） ただいまの質問にお答えします。

ただいまの質問は、道路の復旧の部分ということでよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○建設水道課長（山本 徹君） 先ほどの優先順位の部分につきましては、先ほどもお話ししたように交通状況だとか通学路だとか、そういう部分を優先していきます。先ほどの和泉の、のり面の部分のああいいう大規模な箇所につきましては、なかなか応急的な対応でやっても危険を除去することは難しいところもありますので、そういうところについては、ある程度規制をした中で行っていきたいと考えております。

業者の部分につきましては、議員おっしゃるとおり、むかわ町の町内業者につきましても、いろんな今、災害絡みの部分で業務多忙になっていまして、どこも忙しい部分が現状だと思います。その中で、発注時期等協議しまして、時期的な部分もありますけれども、今後、潤滑な発注ができるように行っていきたいと思いますので、御理解いただければと思います。

○議長（小坂利政君） 10番、津川議員。

〔10番 津川 篤議員 登壇〕

○10番（津川 篤君） 次は2番目の全壊家屋の進め方、これ、先ほど課長の説明の中では、先行を含めてまだ8件ぐらいの状況だと。家屋の全壊が、これが町が事業主体として今後進めなきゃならないのが80もあるのに、復興は激甚災害の指定は災害発生時から3年なんですよ。3年でやればいいんですよ、本当は。だけれども、そういう問題ではないと思うんですよ、この家屋という部分については。だから、これらの優先順位をどのようにつけて、私、見る限り、この1カ月で1件から進んでいないですよ、むかわの町の中で。これ、1件から進まないというのは何がネックになって進められないのか。やはりこれだけの数があるということになると、相当数急いでやっていかないと、先ほど町長言われたように、まちづくりの例えば商店街の整備だとかそういうものになると、弊害になってくる可能性だってあり得るんじゃないかというふうに思うんですが、なぜこういった順位がつけていくときに、その問題になるのは、私は心配しているのは末広町の道路が2カ月間にわたって通行どめにしているんですよ。そこには生活圏を求めている人たち、飲食業の人、それから一般の店があるにもかかわらず、2カ月そこでストップしているわけです。そうすると、こちらは2カ月たってようやくできた。そうすると、その反対側の美幸町の道路はどうだと。まだ、美幸の道路も今もまだバリケードしてありますよね。なぜああいいうことがもっと迅速に進められな

いのか。バリケードしておけば人は通らないでしょう。そういうふうな理解のもとにやられているのか。何らかのそういう障害となるようなものがあるからできないのか。やはり町民の皆さんは、私たちの生活道路を確保するということが行政の一般的な仕事でないですかと。にもかかわらず、私たちが通るのに上から物が落ちてくるような危険性を感じながらそこを通らなければならない。こういうことが、やはり行政としては何とかしていただきたいという願いなんですよ。

そういう部分で、この全壊をしているところの住宅についても、やはり全壊した人たちに話を聞くと、毎回毎回3カ月もああやって潰れた状態でいたら、さらし首に遭っているようなものだ。本当に見るに忍びないと。だからむかわを出たいと。そういう気持ちになってしまうんですよ。ぜひむかわに残ってもらいたいのであれば、やはりそういう事業というのはもう少し迅速に行っていかないと。先ほど町長の行政報告の中にもありましたように、100名程度減っていますよね。まだまだ私、減ると思います、これから。増えることはない。間違っちゃって増えることはない。そうしたら、減るために、やはりそういうものの歯どめというものを私は早急にやらなければ、手を打たなければ、どんどん、例えば建設協会と協定を結んでいるのであれば、28社あるんですよ。1社1日1つやったって、28戸できるんですよ。なぜそれをやらないのか、やれないのか。何が原因なんですか。

○議長（小坂利政君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） ただいまの御質問にお答えします。

まず、解体の進捗状況というか今の状況を説明させていただきます。

先ほどの答弁でも少し触れていたんですが、解体作業につきましては、11月中旬に建設協会の事業者10社と契約を結びまして、解体ごみ、要は建物を壊すとごみが出てきます。それを一部、一時仮置き場を鵜川地区と穂別地区に1カ所ずつつくりまして、そしてそれが整備できたのが11月下旬になっております。結局、災害の一般ごみと違いまして、解体ごみについてはかなりの量が急に出るおそれがあります。その中で、今20品目以上に分別した中でごみを解体現場で分別して、そして一時仮置き場に持っていくと、そういう段取りを11月下旬までかかりまして終えたところであります。そして、11月30日から解体をむかわ町はこの機運に先駆けて開始したところであります。

解体の状況といたしましては、今、公費解体で申請が上がってきているのが、全壊のみならず大規模半壊と半壊含めると、先ほどの町長の説明の中でも上がりましたが、105件の解体申請が上がっております。その中で、鵜川地区については、1件については完了検査

まで終わりました。そして、今、前にも一度議会の中でもお話ししたんですけれども、非常に危険の高い建物21件を鶴川地区と穂別地区で選定しまして、まずそれを業者に割り当てをしまして、そして町と所有者、そして業者と3者理解を11月中、そして12月頭まで3者が現場で確認し合いまして、そして取り壊しだとか中のごみだとか、そういう部分を確認作業して理解をいたしました。それが終わってからいよいよ21件については今、全て業者に委託というか指示をしていまして、その中で今10件ほど、もう中の取り壊し、そして仮設、そして建物の取り壊し運搬まで今、進めている状況です。

以上です。

○議長（小坂利政君） 10番、津川議員。

〔10番 津川 篤議員 登壇〕

○10番（津川 篤君） ちょっと私の認識不足だと思うんですが、協会全体の戸数で言うと28社ぐらいあるんですけれども、今、協定を結んでいるのは10社と言いましたよね。これは穂別地区、鶴川地区合わせて10社ですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○10番（津川 篤君） そうしますと、そのほかの協会に入っている人たちというのは、おのずからこれには頭から参加しないということですか。そういうふうな理解でいいですか。

○議長（小坂利政君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） ただいまの御質問にお答えします。

解体事業を始めるときに、建設協会と協定を結んだ中で参加業者を募りまして、今、先ほども業者が非常に忙しいという中、それと解体作業という特殊な作業もありまして、一応10社が協力していただけるということで協定を結んでおります。

近隣の状況を言いますと、なかなか業者で解体ができる業者がないという部分も聞いております。

○議長（小坂利政君） 10番、津川議員。

〔10番 津川 篤議員 登壇〕

○10番（津川 篤君） 解体と一口に言っても、機械等も当然用意しなきゃならないということになると、やはりこういった10社というふうな業界の選定があっても仕方がないのかなというふうな思いでおりますので、とりあえず、それにしてもやはり取り急ぎ町民の生活が優先する道路については、危険な建物については早急に手をかけてやるというふうな考え方で、今後進めていただきたいなというふうに思っております。

さらに、3点目のこの町民体育館とそれから穂別スポーツセンター、火葬場についてですが、御承知のとおり、むかわ町については、町民体育館についてはこの何年か前に耐震強度をやったと。あれやっていなかったら、恐らく潰れていただろうというふうなお話も出ております。しかしながら、穂別町民体育館については、相当老朽化もしていますけれども、やはり相当今回の地震による被害状況がひどかったと。であれば、やはり今後において、行政としてこの建物をどうしていくのかということの見通しを早く町民に私は示すべきでないのかというふうに思います。それで、そういったことがなぜできないのか、ちょっとそのあたりを田所支所長にお聞きしたいんですが、なぜそういうものがそうやって、穂別入ったら、あの体育館何とかしてくれと、そういう話しか出てこないんですよ。だから、そういう面で支所を預かる人間として、今後においてどういうふうな基本的な考えを持って進もうとしているのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 田所支所長。

○支所長（田所 隆君） 穂別スポーツセンターについては、所管が教育振興室ですので、詳しいこれからの進捗状況については所管からお答えということになると思いますが、穂別地区内にあるスポーツセンターとしては、かなり建物としても経年劣化が進んでいるものでありまして、また、所在地のやっぱり遠距離にあるという不便さ等々も考えまして、やはりそれぞれの地区、穂別地区も大きく分けると4つから5つの地区がございます。それぞれに同様な、例えば生活館があったり、高齢者生きがいセンターがあったり、あるいは旧学校があったりとして、同じような施設がその地区地区にあるといった事情等もありますので、その1つに、やはり穂別地区にあるスポーツセンターをできれば統廃合も含めた検討をしていかなきゃならないという部分では、一定程度認識はしているところです。これはやはり公共施設の総合管理計画が昨年策定されておりますので、それに沿った形で今後、検討をしていかなきゃならないだろうというやさきにこの震災という部分で、ただ、小学校がまだ体育館が修理をしなきゃならないという状況で、旧仁和小学校の体育館並びに穂別中学校の体育館を活用して町民にも利用も行っているというところで、大変不便を来しているところでありますので、できることであれば応急的な修理だけでもさせていただければというような思いは持っているところです。

詳しくは所管課のほうの対応ということになります。

○議長（小坂利政君） 田口教育振興室長。

○教育振興室長（田口 博君） 今回の震災に関しまして、穂別スポーツセンターに関しまし

ては、被災前の状況に戻すという形で災害復旧の申請を行おうと思っております。現況、使えない状況であります、先ほど田所支所長からもありましたように、今、応急対策として旧仁和小の体育館を利用しまして、代替施設として一般の方に開放している状況でございます。

以上です。

○議長（小坂利政君） 10番、津川議員。

〔10番 津川 篤議員 登壇〕

○10番（津川 篤君） 今、なぜそれを聞くかという、例えば今、支所長が言うように、行く行くは統廃合も含めたそういう大きなビジョンの中で進めたいと。だけれども、片方、生涯のほうではやはり応急で何とかそこをクリアしたいというふうなことでやっていくわけですね。そうすると、これから申請書をつくって出すわけですから、そんなに簡単にできないですね。申請書をつくるのに相当時間かかると思うので。それだったら、やはりなぜその前に、そういう話というのは、課内会議だとか例えば支所の会議だとか、そういうものにもう当然早くから、3カ月たっているわけですよ。1カ月はその自分たちの要するに役所の整備や何かにかかったにしても、やはり仕事には書かれているはずなんですよ。にもかかわらず、3カ月たっても何も出てこないということが、やはり一般質問の内容になってしまうんですよ。だから、できなくてもこういう見通しですよというのは、例えば町報というのはそのためにあるわけですから、穂別地区の人にはいつまで我慢してくださいと。今後においてはこういう検討をしますと。今やっていると。だけれども、頑張っているけれどもできないんだということ、全く知らないよというのであれば、町民の対応の仕方というのは相当、私は変わってくるんでないかなというふうに思いますので、渋谷副町長、何か答弁したいようですから、渋谷副町長、何か考えがあれば。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 答弁の中では、鶴川の町民体育館のみの答弁をいたしておりましたが、町民体育館とあわせて穂別のスポーツセンターも、同様にもう既に実施設計の発注は終えておりまして、災害査定に向けた準備は両方とも並行して進めております。

〔「予算化されている」と言う人あり〕

○副町長（渋谷昌彦君） 応急というふうにちょっと申し上げましたけれども、これは災害復旧事業を活用して元のような形に戻すというようなことであります。グレードを上げるということではできませんけれども、老朽化は直せませんが、もとのような形に戻して使えるよう

にはするということで、ただいま準備中であります。

ただ、先ほども申し上げましたように、社会教育施設については災害査定が非常におくれております。先に河川、道路、そういった生活に直接にかかわるものを先行して査定が進んでいるようでございます。その次に学校等の査定に入ってくるような予定になっております。そういった意味では、社会教育施設、いわゆる体育館のような一定程度我慢していただけると、我慢できないところもあるんでしょうけれども、そういったふうにとられる施設については、後のほうに送られているような実態でございます。そんなことで3月に査定でございますので、その後からの工事着手ということになりますので、相当おくれるのかなというふうに思っているところであります。その辺のある程度めどがつけば、また広報等で御案内をしたいというふうに思っております。

○議長（小坂利政君） 10番、津川議員。

〔10番 津川 篤議員 登壇〕

○10番（津川 篤君） そういうふうな見通しがもう立っているということであれば、やはり早く町民の皆さんにいついつになったら使えますよというふうな周知は私はしていく必要性はあるというふうに思います。

それから最後に、被災で本当に突発な事故ですから、それがそうやって体調不良に至った町民の皆さんとか、それから職員の皆さんも中にはいるんだろうというふうに思いますが、現下でこれらについて、何人ぐらいの人が行政に対して体調不良だとかそういうものを訴えてきているのか、その数字が把握しているものがあれば、ちょっとお知らせをしていただくと。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 心のケアに関しまして、まずお話いたします。

心のケアのほうにつきましては、北海道のほうの大人のほうの心のケア班と子どものほうの心のケア班というのがありまして、そちらのほうで巡回で心のケアの相談をしております。そこで受診された方が、大人のほうでは18人の面談を実施しております。子どものほうにつきましては、穂別地区、鶴川地区合わせまして25人ほどの面談を実施しているところであります。それ以外にも、こども園のほうとかに入りまして、その中で様子を見ながら気になるお子さんの御相談というところも数件されているところであります。

あと、それ以外に受傷という意味で、けがのほう、重症者のほうにつきましては、今ある義援金のほうの申請をしている中で、義援金のほうで重症者につきましては義援金と見舞金

が出るというところがありますので、現段階で申請に来られている方が5人というところで聞いております。こちらの方につきましては、今後、保健師のほうとかで今後の状況とかを確認していきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（小坂利政君） 10番、津川議員。

〔10番 津川 篤議員 登壇〕

○10番（津川 篤君） ただ、このハンドブック見ますと、例えば期日が9月15日から10月3日までの予定という、こういうふうなことを書いて出すと、なかなかそのほかのケアにどういうふうに取り組んでいっていいのか、例えば町民の皆さんもどう相談していいのかというのが、やはり戸惑いの一つの原因にもなりますので、これらについても、やはり町報を通じながら、継続して保健師さんが対応していますよというふうなものを町民の皆さんにアピールしていく必要性は私はあるというふうに思うんですが、それは参考としていただければというふうに思います。

それから、もう一つ、議案の、災害ですから通告はないんですが、きのう、仮設住宅、これが水道が凍結したと。本当にこういうことがあっていいんですかと。せっかく町が、そうやって道が建設してくれて、私たちは心のよりどころとして入ったにもかかわらず、朝になって水道が水が出ないと。洗濯もできないと。こういう状況が仮設住宅なんですかというふうな問い合わせがあつて、私は8時に現場へ行きました。行ってみると、本当に両端の家は3戸並びですから、両端の家は水が出ません。これはやはり早急に行政ができる仕事、私は例えば水道にかかわる部分ですから、電気コイルを巻いてやるとか、何とかそういうふうな対策を私は早急にとってやるべきだというふうに思うんですが、町長、いかがですか。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 今、議員のほうから御指摘にあった1期目の応急仮設住宅の関係につきましては、北海道と現地調査もしていたんだよね。現地も見に行つて早急な対応に努めたいということが1つと、全般を通じて一言、議員のほうの御意見も踏まえた中で、いずれにしましても先ほど申し上げましたけれども、経験したことのない災害に対しての対応でございます。一日も早い復旧・復興を願うというのは、これ、誰しもの願いでもございます。その生活に戻らせるためにも、被災者の皆さん、8,200人全員が私は被災者だと思っております、大きい小さいは別にして。そのためにも精いっぱいこれまでも町としても努力は皆さんの御支援をいただきながらしてきておりますが、今後においても、多くの意味で課題解決

には町民の皆さんの御理解がないとできないと思っております。正しい情報を皆さんに随時、適宜提供しながら、正しい情報の共有を図りながら、御協力願うことはしっかりと協力願って、さらに前進をさせていきたいと思っておりますので、創造的復興に向けて、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

○10番（津川 篤君） これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（小坂利政君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

なお、あすの開会時刻は午前10時といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 4時57分

平成30年第4回むかわ町議会定例会

議 事 日 程 （第2号）

平成30年12月13日（木）午前10時開議

町長提出事件

- 第 1 議案第64号 平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第11号）
- 第 2 議案第65号 平成30年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 第 3 議案第66号 平成30年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第4号）
- 第 4 議案第67号 平成30年度むかわ町病院事業会計補正予算（第4号）
- 第 5 議案第68号 工事請負契約の変更に関する件
- 第 6 議案第69号 むかわ町平成30年北海道胆振東部地震による被害者に対する町税の減免に関する条例案

議員等提出事件

- 第 7 認定第 1号 平成29年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件
- 第 8 認定第 2号 平成29年度むかわ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に関する件
- 第 9 認定第 3号 平成29年度むかわ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に関する件
- 第10 認定第 4号 平成29年度むかわ町介護保険特別会計歳入歳出決算に関する件
- 第11 認定第 5号 平成29年度むかわ町上水道事業会計決算に関する件
- 第12 認定第 6号 平成29年度むかわ町下水道事業会計決算に関する件
- 第13 認定第 7号 平成29年度むかわ町病院事業会計決算に関する件
- 第14 請願第 1号 恐竜化石の通称名「むかわ竜」の変更を求める請願
- 第15 意見書案第 9号 被災者生活再建支援制度の拡充に関する意見書案
- 第16 意見書案第10号 再びブラックアウトを起こさない分散型の電源、「原発ゼロ」、再生可能エネルギーの大規模普及を求める意見書案
- 第18 意見書案第12号 2019年10月からの消費税10%への増税中止を求める意見書案
- 第19 意見書案第13号 平成30年胆振東部地震・台風21号による農業施設被害に関

する要望意見書案

第20 意見書案第14号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求め
る意見書案

第21 所管事務調査報告の件

(総務厚生常任委員会及び経済文教常任委員会)

第22 閉会中の特定事件等調査の件

(総務厚生常任委員会・経済文教常任委員会)

(議会運営委員会・議会広報委員会)

第23 議員の派遣に関する件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（13名）

1番	東 千 吉 議 員	2番	舞 良 喜 久 議 員
3番	山 崎 満 敬 議 員	4番	佐 藤 守 議 員
5番	大 松 紀美子 議 員	6番	三 上 純 一 議 員
7番	野 田 省 一 議 員	8番	三 倉 英 規 議 員
9番	星 正 臣 議 員	10番	津 川 篤 議 員
11番	北 村 修 議 員	12番	中 島 勲 議 員
13番	小 坂 利 政 議 員		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	竹 中 喜 之	副 町 長	渋谷 昌 彦
支 所 長	田 所 隆	会 計 管 理 者	藤 井 清 和
総務企画課長	成 田 忠 則	総務企画課参事	大 塚 治 樹
総務企画課参事	上 坂 勇 人	総務企画課幹主	梅 津 晶

総務企画課主幹	柴田巨樹	総務企画課主幹	西幸宏
町民生活課長	萬純二郎	町民生活課主幹	飯田洋明
健康福祉課長	高橋道雄	健康福祉課主幹	今井喜代子
健康福祉課主幹	藤田浩樹	産業振興課長	酒巻宏臣
産業振興課主幹	東和博	産業振興課主幹	今井巧
産業振興課主幹	松本洋	建設水道課長	山本徹
建設水道課主幹	江後秀也	建設水道課主幹	兄後敏彦
地域振興課長	石川英毅	地域振興課主幹	長谷山一樹
地域振興課主幹	菅原光博	恐竜ワールド戦略室長	加藤英樹
恐竜ワールド戦略室主幹	櫻井和彦	地域経済課長	吉田直司
地域経済課主幹	高木龍一郎	地域経済課主幹	西村和将
国民健康保険穂別診療所事務主幹	藤江伸	教育長	長谷川孝雄
生涯学習課長	齊藤春樹	教育振興室長	田口博
生涯学習課主幹	上田光男	生涯学習課主幹	佐々木義弘
選挙管理委員会事務局長	成田忠則	農業委員会事務局長	鎌田晃
農業委員会支局長	高木龍一郎	監査委員	数矢伸二

事務局職員出席者

事務局長	八木敏彦	主査	長谷山美香
------	------	----	-------

◎開議の宣告

○議長（小坂利政君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

◎議事日程の報告

○議長（小坂利政君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

議事日程第17、意見書案第11号 「水産政策の改革」における慎重な検討を求める意見書案につきましては、提出者の北村議員より撤回の申し出がありましたので、議長としてこれを許可しましたので、報告します。

日程第17、意見書案第11号は、欠番といたします。

◎議案第64号から議案第67号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第1、議案第64号 平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第11号）から、日程第4、議案第67号 平成30年度むかわ町病院事業会計補正予算（第4号）までの4件を一括議題とします。

議案第64号から議案第67号までの4件について、提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 議案第64号 平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第11号）から、議案第67号 平成30年度むかわ町病院事業会計補正予算（第4号）まで、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第64号 平成30年度一般会計補正予算（第11号）でございます。議案書の1ページをお開き願います。

補正予算（第11号）につきましては、北海道胆振東部地震関連経費既定予算において、今後不足する部分及び一部の事業につきまして、不用額の精算を行うものでございます。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13億5,313万4,000

円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154億3,922万4,000円とするものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第11号）に関する説明書により、御説明を申し上げます。

5 ページの歳出より御説明を申し上げます。

2 款総務費、1 項 1 目総務一般事務の24万3,000円の追加につきましては、職員の育児休暇延長に伴う異動等により、予定しておりました臨時職員の配置が不要となったため、共済費と賃金を減額及び震災に伴う中央要望等の活動が増えましたことから、旅費として必要額を補正するものでございます。

文書等管理事務の408万9,000円の追加につきましては、震災に伴う事務量の増加によるコピー代の増高により需用費を追加し、通信運搬費は、執行状況及び前年度実績を考慮し、減額するものでございます。

庁舎等管理事務の燃料費58万9,000円の追加につきましては、震災に伴う施設利用の増加により必要額を補正するものでございます。

ふるさと納税運営事務の546万6,000円の追加につきましては、ふるさと納税の増加に伴い、返礼品に係る報償費、クレジット決済使用料等を追加するものでございます。

6 ページに移りまして、6 目地域情報施設管理運営事務の本庁75万円、支所19万3,000円の追加につきましては、両地区とも光ケーブル修理に要する修繕費や手数料のほか、使用料の口座振替に要する振替手数料を追加するものでございます。

9 目町づくり推進事業の460万円の減額につきましては、第2次まちづくり総合計画策定に向けて、当初予定しておりました満足度調査の本年度実施が困難となったことから、委託に要する経費を減額するものでございます。なお、満足度調査につきましては、翌年度に実施する予定でございます。

14目四季の館管理運営事務の1,305万円の追加につきましては、四季の館が震災の影響により9月から2カ月間休業となったことに伴い、基本協定に基づき休業期間中に起きる影響額を補填するものでございます。

6 ページから7 ページにかけまして、3 項 1 目戸籍等一般事務の229万円の追加につきましては、平成30年度社会保障・税番号制度におけるマイナンバーカード等の記載事項の充実を図るため、システム改修に要する経費を負担金として支出するものでございます。なお、財源につきましては、全額国庫補助金となっております。

3 項民生費、1 項 1 目社会福祉一般事務負担金補助及び交付金の255万1,000円の追加につきましては、震災時に社会福祉協議会において行った災害ボランティアセンター設置に伴い、人件費支援分として補助するものでございます。また、予定しておりました社会福祉大会が中止となりましたことから、その経費に係る金額につきまして減額をするものでございます。

2 項 2 目 こども園管理運営事務の報酬18万6,000円の追加につきましては、さくら認定こども園嘱託職員の震災時における時間外勤務に要するものでございます。これまでの間は、既決予算にて対応しておりましたが、必要額を補正するものでございます。

子育て支援センター事務の報酬 4 万3,000円の追加につきましても、災害対応に伴う嘱託職員の時間外勤務に要するものでございまして、これまでの間、既決予算で対応しておりましたが、必要額を補正するものでございます。

8 ページにかけても、4 款衛生費、2 項 1 目環境衛生一般事務の133万6,000円の追加につきましては、第 2 回定例会において御決定いただきました汐見第一水道組合に対する補助により、水道管等の更新を行ったところでございます。その際に、老朽化に伴う漏水が発覚したところですが、水道管の布設箇所が判明できないため、新たなルートでの更新が必要となったものでございます。布設がえに必要な補助分を補正するものでございます。

2 目ごみ・し尿処理対策事務の1,774万7,000円の追加につきましては、需用費につきましては、公費解体産業廃棄物の仮置き場において、分別作業に使用するフレキシブルコンテナバッグ購入及び管理業務の増加に伴い、委託料を追加するものでございます。

なお、財源につきましては、第 4 号補正における同事業と相殺するものとして、損壊家屋等解体処理業務に係る分として、災害救助国庫負担金を見込んでおりましたが、全額を減額し、かわりに環境衛生費国庫補助金において、公費解体産業廃棄物仮置き場業務に係る経費及び損壊家屋等解体処理業務に係る全壊見込み件数を調整し、事業に充てるものでございます。また、公費解体産業廃棄物仮置き場業務に係る一部に起債を充てるものでございます。

5 款農林水産業費、1 項 2 目農業振興対策事務12億3,000万円の追加につきましては、被災した農業者の施設や、機械等の復旧を支援する被災農業者向けの経営体育成事業でございます。

財源といたしまして、農林水産業国庫補助金として、事業費の 2 分の 1 と、一定の要件を全て満たすものと、そうでないものに分け、北海道からの支援の有無及び受益者負担割合を決定し、助成するものでございます。

北海道からの支援を受けるための要件は、復旧に要する経費が600万円以上、かつ復旧に

要する経費が3カ年平均、農業収入の3割以上の農業者としております。これにより、道費該当者は8割から9割の補助、道費非該当者におきましては、7割から8割の補助とするものでございます。

別冊の議案説明資料の1ページに、事業の内容、助成対象者、支援対象、補助率を、同じく2ページに、費用負担のイメージを載せてありますので、後ほどごらんいただければと思います。

8款消防費、1項1目胆振東部消防組合運営事務の139万2,000円の減額につきましては、鵠川支所の災害に伴う分担金の増額及び穂別支所におきましては、入札減に伴う減額の整理でございます。

9ページの2目防災対策事業の報酬7万円の追加につきましては、災害対応に伴う嘱託職員の時間外勤務に要するもので、これまでの間、既決予算で対応しておりましたが、必要額を補正するものでございます。

9款教育費、2項1目小学校施設管理事務の報酬9万4,000円の追加につきましても、災害対応に伴う嘱託学校校務補の時間外勤務に要するもので、これまでの間、既決予算で対応しておりましたが、必要額を補正するものでございます。

小学校施設整備事業の150万2,000円の減額につきましては、予定しておりました宮戸小学校裏玄関入口スロープ設置工事が、胆振東部地震により施工不能となりましたことから減額するものでございます。

4項4目鵠川高等学校生徒寮管理運営事業の報酬22万5,000円の追加につきましては、災害対応に伴う嘱託職員の時間外勤務に要するもので、これまでの間、既決予算で対応しておりましたが、必要額を補正するものでございます。

10ページの5目放課後子どもセンター管理運営事務における賃金20万4,000円の追加につきましては、活動場所が増えたことなどによる業務調整により必要額を補正するものでございます。

5項1目町民体力づくり事業の委託料17万7,000円の減額につきましては、自治会町内会ビーチバレーボール大会中止に伴い、運動指導委託料を減額するものでございます。

11款諸支出金、1項1目公営企業支出金の3,208万6,000円の減額につきましては、既決の公営企業予算につきまして、財源の振り替え及び地方債借り入れ利率の変更に伴う補助金、出資金を変更するものでございます。

内容としまして、下水道事業におきましては、災害復旧工事機器破損等に対する補助とし

まして、一部災害復旧債へ振り替えたことによる補助金の減額でございます。

病院事業会計におきましては、一般会計補助金から災害復旧事業債への振り替え及び地方債借り入れ利率の見直しによる、利率分の減及び元金追加となる出資金の増でございますが、相殺し、減額となるものでございます。

11ページの13款災害復旧費、1項1目農業施設災害復旧事業の1,203万1,000円の追加につきまして、工事請負費につきましては、農地等小災害復旧事業に係る復旧工事12件15カ所分でございます。事業費の25%を受益者負担金として充てるものでございます。

負担金補助及び交付金につきましては、農業施設災害復旧事業補助金でございまして、1点目は、土地改良区発注事業に対する補助25万6,000円でございます。財源は町債としてございます。

2点目は、農地等災害復旧支援事業で、13件16カ所に対する補助でございまして、事業費の75%、727万5,000円を補助するものでございます。残りの25%は、受益者負担金となっております。

また、第3号補正における災害査定設計分及び第8号補正の農地復旧分に対し、財源調整をあわせて行うものでございます。別冊の議案説明資料の3ページに事業の内容等を記載しております。こちらもあわせて後ほどごらんいただければと思います。

2項1目道路橋りょう災害復旧事業の委託料500万円の追加につきましては、路面段差解消、亀裂補修に係る委託料の増加によるものでございます。

4目公営住宅災害復旧事業の委託料272万1,000円の追加につきましては、半壊との診断を受けました文京ハイツの解体工事に係る実施設計委託として補正するものでございます。

3項1目消防施設災害復旧事業の負担金補助及び交付金116万4,000円の減額につきましては、消防鶴川支所庁舎の調査委託確定に伴うものでございまして、一部事務組合負担金を減額するものでございます。

12ページの7項1目その他公共施設災害復旧事業の9,480万円の追加につきましては、四季の館における修繕及び備品購入でございます。修繕の内訳としましては、たんぼぼホール、プール、鈴木章記念ギャラリー、デイサービスのほか、メーンプールの循環ポンプ、たんぼぼホールの空調設備等を行うものでございます。

備品購入としましては、全損となりました天井パネル等を購入するものでございます。

2目庁舎等災害復旧事業の備品購入費37万7,000円の追加につきましては、地震によりマイナンバーカード等印字専用プリンターが破損し、カード管理上支障を来していることから

補正をするものでございます。

続きまして、歳入の説明に移らせていただきます。

一般会計補正予算説明書の3ページをお開き願います。

10款地方交付税では、特別交付税の災害ルール分としまして、2億7,698万7,000円を追加するものでございます。

12款分担金及び負担金では、小災害復旧事業における受益者負担金として事業費の25%、また、農地災害復旧事業に係る財源振り替え分と相殺し、62万5,000円を追加するものでございます。

14款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金は、第4号補正におきまして、災害救助費負担金として、損壊家屋等解体処理業務に係る1億8,900万円を計上したところでございますが、予算措置科目の精査により全額を減額するものでございます。

2項1目総務費国庫補助金につきましては、平成30年度社会保障・税番号制度におけるマイナンバーカード等の記載事項の充実を図るため、システム改修に要する経費として229万円を追加するものでございます。

3目衛生費国庫補助金につきましては、公費解体廃棄物仮置き場業務に係る経費の2分の1及び損壊家屋等解体処理業務に係る全壊の件数を調整し、9,321万1,000円を追加するものでございます。

7目災害復旧費国庫補助金202万5,000円の追加につきましては、第3号補正における農業施設災害査定設計委託に係る補助でございます。

8目農林水産業費国庫補助金につきましては、被災農業者向け経営体育成支援事業に対する補助として、事業費の2分の1となる7億円を追加するものでございます。

4ページ、15款道支出金、2項3目農林水産業費道補助金につきましては、被災農業者向け経営体育成支援事業に対し、北海道からの補助として2億2,000万円を追加するものでございます。

17款寄附金につきましては、ふるさと納税の増加に伴い、1,949万6,000円を追加するものでございます。

18款繰入金につきましては、歳入予算の調整額としまして、財政調整基金から2億2,000万円を繰り入れするものでございます。

21款町債、1項1目衛生債につきましては、災害等廃棄物処理事業に係る借り入れとして170万円を追加するものでございます。

7目災害復旧債につきましては、農業施設災害復旧事業に係る借り入れでありまして、小災害復旧工事のほか、補助災害復旧事業における査定設計委託に要する分としまして、580万円を追加するものでございます。

議案書の5ページをお開きいただきまして、第2表地方債補正についてであります。ただいま御説明申し上げた起債の発行限度額を変更するものでございます。

以上で、議案第64号の説明を終了させていただきます。

続きまして、議案第65号 平成30年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につきまして、御説明を申し上げます。

議案書の7ページをお開き願います。

第1条でございますが、既定の保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ85万円を追加し、保険事業勘定歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億5,706万7,000円とするものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます平成30年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）保険事業勘定補正予算（第3号）に関する説明書により御説明を申し上げます。

4ページの歳出から御説明を申し上げます。

1款総務費の国保一般事務の負担金補助及び交付金27万円の追加につきましては、広域化に伴い国保事業報告システムの機能改修が必要となったことによるシステム改修負担金でございます。

7款諸支出金の負担金等償還金の58万円の追加につきましては、広域化に伴い高額療養費共同事業負担金が廃止となり、超過する交付金につきまして、社会保険診療報酬支払基金へ返還するものでございます。

歳入につきましては、3ページにお戻りいただきまして、3款道支出金の保険給付費等交付金につきましては、事業報告システムの機能改修に係る交付金として27万円を追加するものでございます。

6款繰越金は、前年度繰越金の58万円で、収支のバランスを図るものでございます。

以上で、議案第65号の説明を終了させていただきます。

続きまして、議案第66号 平成30年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。

議案書の9ページをお開き願います。

第2条は、平成30年度むかわ町下水道事業会計の収益的収入と収益的支出につきまして補

正するものでございます。

収入におきましては、公共下水道事業費用中災害復旧費3,790万円の財源に充てるため、企業債3,000万円を農業集落排水事業費用中災害復旧費1,710万円の財源に充てるため、企業債1,200万円を借り入れるものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます平成30年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第4号）に関する説明書により御説明を申し上げます。

収益的支出は、1款公共下水道費用、3項特別損失において、余震等の影響により新たに被害が拡大したため、工事請負費1,000万円を増額するものでございます。これに対する収益的収入でございますが、既決予算のうち災害復旧工事としてマンホール工事に係る財源は、一般会計からの補助金としておりましたが、企業債へ財源振り替えをするもので、他会計補助金のうち災害関連分を減額するものでございます。

議案書にお戻りいただき、9ページをごらんいただきたいと思います。

第3条につきましては、起債限度額を1億3,080万円から4,200万円増額し、1億7,280万円とするものでございます。

第4条につきましては、他会計補助金を公共下水道事業におきましては、2,000万円の減額、農業集落排水事業は1,200万円を減額するものとしたものでございます。

以上で、議案第66号の御説明を終了させていただきます。

続きまして、議案第67号 平成30年度むかわ町病院事業会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。

議案書の11ページをお開き願います。

第2条は、平成30年度むかわ町病院事業会計の収益的収入と収益的支出につきまして補正するものでございます。

収入におきましては、病院事業費用中災害復旧費4,509万7,000円の財源に充てるため、企業債1,500万円を借り入れるものでございます。

また、第3条では過年度損益勘定留保資金を6,589万9,000円から4万円増額し、6,593万9,000円に改めるものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます平成30年度むかわ町病院事業会計補正予算（第4号）に関する説明書により御説明を申し上げます。

収益的支出は、1款病院事業費用、2項医業外費用におきましては、企業債利率の見直しにより、利息が15万3,000円減額となるものでございます。

3 項特別損失におきましては、災害復旧費としまして、施設内外壁や建具などの補修整備費並びにエックス線モニターや画像情報システムモニター等の医業機器補修整備費として 4,509 万 7,000 円を増額するもので、財源につきましては、国庫補助金及び企業債でございます。

これに対する収益的収入でございますが、1 款病院事業収益、2 項医業外収益として一般会計補助金につきましては、災害復旧費の補助裏と企業債利息の減額分を相殺し、12 万円の減額とするものでございます。

3 項特別利益につきましては、施設医療機器補修整備に係る費用の 3 分の 2 として、3,006 万 4,000 円を追加するものでございます。

資本的支出は、1 項企業債償還金につきましては、企業債償還利率変更に伴う元金償還の額を 7 万 4,000 円増額し、資本的収入の 1 項出資金におきまして、企業債元金償還金増加分の 2 分の 1 である 3 万 4,000 円を追加するものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、12 ページでございます。

第 4 条につきましては、他会計補助金を 1 億 7,062 万 7,000 円から 12 万円減額し、1 億 7,050 万 7,000 円とするものでございます。

第 5 条につきましては、災害復旧に充てるため、企業債の目的、限度額等につきまして予算第 6 条の次に第 7 条として加えるものでございます。

以上で議案第 64 号から第 67 号までを一括して御説明させていただきました。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑の順序は、議案番号順とします。各会計とも質疑をされるときは、ページ数及び款項目節、または事業番号を指示の上、質疑願います。

まず、議案第 64 号 平成 30 年度むかわ町一般会計補正予算（第 11 号）に関する別冊説明書 5 ページの 3 歳出、2 款総務費から、8 ページ、5 款農林水産業費までについて質疑ありませんか。

7 番、野田議員。

○7 番（野田省一君） 四季の館運営費、事業番号 410-00、管理委託料 1,300 万円ということですが、今回補正なんですけれども、協定に基づいてということで支出するんだということだったんですけれども、協定のどの部分に、協定書ないのでわからないんですけれども、もし、どの部分に該当して、今回この支出をするのか。

○議長（小坂利政君） 酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君） 指定管理者の指定に際して、相手方と基本協定を締結しているということでございます。その中で、管理経費の支払いに関する規定条項を定めさせていただきまして、それぞれ年度協定の中で額を決めて支払っていくということをうたってございますが、ただし、このような災害ですとか、経済情勢の変化、主に考えられますのは燃油の大幅な高騰ですとか、そういった部分に営業の支障を来すような場合を想定して、今回のケースについては、乙の、つまり、指定管理者の責によらない経費の増加及び収支不足によりという部分がありまして、その場合には協議に応じて指定管理料を見直すというような条項を定めているところでございます。

今回の件につきましては、9月6日の発災から施設が休館に追い込まれて、特にこの部分については、町民の方々にもいろいろ御迷惑、御不便をおかけしているところなんですけれども、長期にわたりお風呂が休止していた状態であるとか、あるいはホテルの受け入れができないというような部分での収入の不足というものが、年度の中で当初予定していた部分に比べて、大幅な減収となるという部分を踏まえまして、こういったような予算を提案させていただいているところでございます。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） ということは、その四季の館から出てきた数字そのまま丸のみになるんですか、例えば、燃油に関しては高騰した部分だけということにはなるわけですね。どういった根拠でこの数字になったのかというのは、ちょっともう少し説明してほしい。

○議長（小坂利政君） 酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君） 申しわけございません。

私もちょっと説明で、こういったものを発動する場合の事例ということで燃油を挙げさせていただきましたが、今回燃油については、今回変更事項としては挙げてございません。あくまで休止期間中の部分の収入の減ということでございます。

それで、もうちょっとお話をさせていただきますと、まず年度の協定に際しての支払い金額を設定する際に定めておりますのは、過去5カ年の収入の平均、それから支出、かかる経費の部分の平均値というものを示しておきまして、その部分で、収支の差というものを管理委託料ということで設定をさせていただいているところでございます。

今回、出てまいりましたのは、9月以降の部分で、一体その平均値に対してどれだけ減ったかという比較をさせていただいているところでございます。もちろん休業期間中というこ

とでございますので、支出面で逆に減っている部分もありますので、もう一度そういったところも、過去の平均に対してどうなのかというところを出しておりまして、そういう過去の平均ということで、年度の中で基準を定めて、前年度から比べたらこれだけ減ったからとか、そういったようなものではなくて、あくまで年度協定締結の際に設定した過去の平均との比較においての収支の差ということで、基準を定めて設定をさせていただいている内容でございます。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） ということは、町サイドから提示した金額というふうに押さえてよろしいですか。

○議長（小坂利政君） 酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君） もちろん中身、収支の計算方法については、指定管理者から報告を受けまして、それを精査した中でということで、双方協議した中でという数字ということで捉えていただければということでございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 関連になるんですけれども、休館中の働く人たちの中から、例えば、正職員は別ですけれども、臨時だとかパートで働いている人たちから、自分たちの生活を維持していくためにお給料はどうなるんだろうというような相談も受けていたんですけれども、こういう休館中の補填ということでなされるということであれば、その方たちの賃金等の扱いというのは、どんなふうになっているのか、ちょっとお伺いします。

○議長（小坂利政君） 酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君） 賃金等の関係でございますが、この間、指定管理者である果夢工房さんには、四季の館が避難所の運営に際してもさまざまな委託業務以外の御支援をいただいているところでございます。そういった部分につきましては、業務の中での支払いというふうに伺っているところでございます。パートさんに関しましては、勤務しなかった日の支払いといって当然支払いはされないかと思っておりますけれども、こういった私どもの中でも、休業中であっても仕事があったということで、実際、出勤をされていたというような実態も伺っておりますし、そういった部分につきましては、こういったところから当然手当てをされていくんだろうというふうに認識しております。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） ちょっと愚問のような質問ですが、お伺いします。

1つは、8ページの清掃費にかかわって、さらには農業振興費にかかわってなんですが、まず清掃費のところで、今回のこの補正の内容として、さきの補正部分であったものが、今度はその歳入のほうであるように、災害負担金が1億8,900万円減少になったと、そういうふうなことで、この中では、一般財源から1億1,100万円ほどを入れて調整をしたということなんですけれども、これらの仕組みについて、もう1回ちょっと説明をお願いしたいなというふうに思うんです。

この一般財源という形で、清掃費で1億1,000万円、農業費で3億1,000万円がここにあるわけですが、これらは起債にもありませんから、町債にもありませんから、いわゆる地方交付税の災害ルール分と財調というような内訳になろうかというふうに思うんですけれども、そこら辺の内容について、まず説明をお願いしたいなと。

○議長（小坂利政君） 西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） ただいまの御質問にお答えします。

まず財源の部分として、一般財源として振り替えたというような中身での起債になるかと思います。こちらの一般財源分として、今回、ごみ処理、し尿処理の関係でも、農業振興対策部分としましては、歳入として議員御指摘のとおり特別交付税でのルール分として、金額はある程度見込んではおります。実際のところ、農業振興対策部分、3億1,000万円につきましては、そちらの部分の措置位置として、7割として2億1,700万円を特別交付税として見込んでいるというような状況でもございます。

また、ごみ・し尿処理の関係につきましても、4割ほどの額で見込んでいるというような状況でございます。たしか、前回の補正時において、そちらの財源について精査できなかったというところについては、反省をするところかなと思いますが、状況的にもさまざまちょっと変わってきているというようなところもございましたので、今回、財源振り替えというような形で、一旦は計上させていただいたというような内容でございます。

○議長（小坂利政君） 11番。

○11番（北村 修君） 何かわかったような、わからないような感じであるんですが、そうすると一つは、この3億1,000万円の中の2億1,000万円が交付税のルール分ということで充てると。そうすると、ルール分で来るのは2億7,000万円ほどですから、残りが清掃費というわけにもいかないんだろうというふうにも思うんですけれども、そこら辺のこの配分枠と

というのが、なかなかまだ動いているから確定はできないのか、あるいはどういう仕組みなのか、もう一度ちょっとお聞かせを願いたいというふうに思うんです。

そして、その中で財調部分がこれらの中ではどれだけ加わったのかというようなことも、もう少しわかりやすく説明いただければありがたいなというふうに思っています。

○議長（小坂利政君） 西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） まず先ほどの、特交の部分につきましては、申し上げましたとおりルール分としてのカウントになりますので、この部分につきましては、特別交付税としまして交付をされるというような状況でございます。やはりその状況自体がまだ動いて確定がなっていないところもございますので、また昨日も言っておりましたが、特別交付税としましては、まだどれほどの額が最終的に見込まれるのかというところが非常に読めないというようなところもございます。ということもございまして、当然不足する部分については、一般財源という形になりますので、財政調整基金からの繰り入れというような形をとらざるを得ないというふうに考えてございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、8ページ、8款消防費から12ページ、13款災害復旧費までについて質疑ありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） すみません。12ページの2590のその他公共施設災害復旧で、四季の館ということだったんですが、今、プールも使えませんし、たんぼぼホールもまだ使えるようになっていませんし、一体これがいつ使えるようになるの見込んで、見通しているのかについて伺います。

○議長（小坂利政君） 酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君） 四季の館の施設、さまざまな部分で被災以降使えない部分があるということで、本当に御心配と御迷惑をおかけしているところでございますが、たんぼぼホールにつきましては、まず避難所の避難物資等の部分でいろいろ使われていたという部分がございまして、実は、それを撤去の後によりやく調査の手配が整ったところでございまして、現在、調査を進めている段階でございます。

先日、目視によってキャットウォークと言いまして、管理用の天井通路の部分に、目視で

ゆがみが発生したということで、それが使えるかどうかを確認しなければ、ほかの吊り具等の点検にも入っていけないというような事情がございまして、先日それを終えたところでございます。ゆがみの部分につきましては、修理は必要ですが、使用には耐えるということで、実は、週明け、17日に吊り具のほうの調査のほうに入っていく予定となっております。

その調査の内容によっては、時間がかかる場合もございますけれども、今の現時点の予定としては、何とか年明けには、一旦利用、例えば、移動椅子ですとか、そういった修理に相当の時間を要する部分については、時間がかかる部分ありますけれども、平場の部分の利用は一旦開放して、また、吊り具等の本格修繕に入る際には、一旦休止をさせていただくというような対応も視野に入れながら、まずは年明けの開放に向けた努力をしていきたいというふうに考えてございます。

なお、プール等については、これからまだちょっと年明けからの部分で、業者の手配等も含めて時間を要しますが、何とか年度内の中で、そちらのほうの対応については進めてまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解をお願いできればと思います。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） プールなんですけれども、もうちょっと具体的に修理の箇所だとかについてお知らせいただきたいのと、あと毎日のように利用させていただいているんですけれども、本当に元の形に戻るとというのが一番、町民にとっても望ましいことだと思うんですけれども、ゲーム機なんかもそのまま、まだ使えないような状況になっているんです。壊れていて使えないのか、どういう理由かちょっとわからないので、もちろんお子さんも来ますし、やはり元の形に戻していくということがやっぱり復興にとってもいいことだと思うので、その辺は、なぜあんな状態になっているか、わかりますか。

○議長（小坂利政君） 酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君） 申しわけございません。ちょっとゲーム機のところの状態まで、申しわけございません捕捉しておりませんでした。ただそれが、そのことが故障によるものなのか、はたまた他の部分での影響等を考慮し、使用を控えているのかという部分、事情を確認した上で、少なくとも使えないのであれば、早急に使えるようにするであるとか、あるいは当面、やはり本来の目的の部分の優先した修繕ですとか、そういった対応になってくるかと思っておりますので、そういったものを優先しつつ、もちろん町民の方が利用されています見栄えのところも大事かと思っておりますので、例えば、よけておいて、そういったことになら

ないようにするとか、そういったものにちょっと指定管理者のほうと相談をさせていただきまして、対応を図ってまいりたいというふうに思っております。

また、プールにつきましては、大きなところでは、循環ポンプのところの機械の故障がございます。それと、あと壁面ですとか、そういった部分の補修等もあわせてございますので、そういった部分で機械修理等に相当時間はかかるというふうな報告を受けているところでございます。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） プールは、健康づくりのために皆さん数の部分は別として利用していきまして、早くあけてほしいというのがやっぱり要望として聞いていますので、年度内ということですが、できるだけ早く修理が進むようにしていただきたいと思っています。

○議長（小坂利政君） 酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君） 鵜川地区において唯一のプールということでございます。そういった健康づくりという視点も重要な部分でございますので、年度内ということになってございますけれども、できるだけ早い復旧に努めてまいりたいと思いますので、どうか御理解をいただければと思います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 消防費のところで2点ほど伺います。

1つは、先ほどの説明、事務費の減額と言ったんですけども、これ内容なんかもう一度説明をお願いしたいというのが一つです。私のちょっと記憶がないのかわかりませんが、この間、消防費の補正というのなかったんではないかと思っているんですが、きのうの質問等々で言われているように、団員の皆さんも震度4以上になれば出動するというようなことを、余震で、というようにことで随分準備されたというようなこともあります。

だから費用はかかっても減ることはないなというふうに思ったんですけども、そこら辺のところの一つです。

それからもう一つは、消防庁舎そのものも損壊の状況にあるというふうに聞いておりますが、そうしたもののについての対応等がどのように検討されているのか、あれば伺っておきたい。

○議長（小坂利政君） 西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 私のほうからは、先ほどの消防費の減額の理由、内訳とい

うことでお答えをしたいと思います。

まず、鶴川支所におけます部分につきましては、これまでも調査等に係る費用として、さまざま額を計上させていただいたところなんです。増額の部分として、さらに今回災害に伴いまして、各消防団等の見回り等により出動の回数が増えたというところがございます。そういった部分での確定分としまして270万円ほど、増額というような理由がまず一つ出てきます。

それと本年度の事業としては、ちょっと今後、事業難しいというところで、190万円ほどの減額というのがございます。また、穂別支所におきましては、こちら災害部分ではないんですが、当初予算として見込んでいた部分の事業につきまして、ある程度入札等が進みまして、それにより減額が出てきているというところがございます。その額が220万円ほどございます。これら全てを相殺して、139万円ほどの減額というような内容となっております。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 消防庁舎についてですけれども、委託をかけまして、どういった損壊があるかということをして現在調査をしまして、一応、報告を受けているところですが、文京ハイツなどと同じように基礎部分が損壊しているということで聞いてございます。それで、災害復旧事業に関しましては、消防庁舎に関しては、災害復旧事業というのがございません。今後、事業費だとか、そういった部分を検討しまして、消防庁舎をどうするかというところを、ちょっと検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

8番、三倉議員。

○8番（三倉英規君） その他公共施設の災害復旧費に当たるのではないかとこのように思うのですが、穂別にあります地球体験館、結構やられているという話を聞いているんですが、再開が可能なのか、可能でないのか、あるいは今どういう状況なのかということも含めて御説明いただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 加藤恐竜戦略室長。

○恐竜ワールド戦略室長（加藤英樹君） 私のほうから、地球体験館の今の状況についてを御報告をさせていただきたいと思います。

議員御指摘のとおり、地球体験館につきましては、建物本体の損傷という部分については、まだ正式な、特に依頼をしているわけではないんですが、建物内部の損傷がかなりひどく、例えば、通路のところが落石によって通れないという状況にあります。そういった意味では、

現在内部で再開できるのかどうかも含めて検討しているという状況でございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 田所支所長。

○支所長（田所 隆君） 補足をさせていただきます。

地球体験館の損傷状況は、今話したとおりでありますけれども、一方この建物は、例えば、四季の館の風呂と同じように、あるいはホテルと同じように、公設ではありますけれども、収益事業を主な業務としている施設でありますので、それに対する災害復旧費はございません。

一方、さらに博物館周辺エリア再整備基本計画がことしの3月に策定されたところですが、その中で地球体験館のありようについては、そのソフトは継承するけれども、建物自体は、博物館の建てかえに合わせて解体をするというような考え方を持った計画書になっております。それらを総合的に勘案しながら今後検討していきたい。最終判断をしていきたいというふうに思っておりますが、それにはやはり地域の声というものも聞く必要もありますので、地域協議会等に御意見等をいただきながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（小坂利政君） 8番、三倉議員。

○8番（三倉英規君） 確認なんですけど、ということは、一部営利目的にもかかわるということから、仮に解体しなければならない状況であったとしても、国からなり、どこかからの支援は受けられないということですか。

○議長（小坂利政君） 田所支所長。

○支所長（田所 隆君） 公共施設の解体については、基本的に一般財源を充てるということになりますけれども、ただ、一方博物館の改修に合わせて、その時期前年度に解体をとれば、同じ場所に博物館を建てるとなると、その解体費の一部が起債の対象になるとかという補助の対象になるということもございます。

○議長（小坂利政君） ほかに。

3番、山崎議員。

○3番（山崎満敬君） 先ほど北村議員さんが質問した関連になるんですけれども、ページ番号で11ページの2610、消防施設災害復旧費、調査委託して終わったということで、先ほどは、これから考えるということなんですけど、実際に行ってみたらわかると思うんですけれども、あそこに泊って勤務をしている方がいるんです。それで地面が傾いている中で、夜寝

なきゃならないんです。それを何カ月も今続けている状態で、仮に職員の中から健康被害があるという訴えが出て不思議なぐらいの状態で、今勤務をしてもらっています。

私も行ってみたんですが、ちょっと1時間ばかりいて話しているだけでも、ちょっと頭の中が混乱してぐあいが悪くなるというような状態で傾いております。その辺は、補助金が出ないからとかということじゃなく、住民の生命、財産を守るためのかなめのところでもありますし、早急に手だてをする、平らに直す、または直らないのであれば建て直しの方向で、お金かかってもしようがないんですが、どちらかを早く選択して、一日も早く通常業務に戻れるようにしてあげないと、職員の方がこれ以上人を増やすわけにはいかないの、休みが多くなって通常業務ができないということに陥りかねないので、その辺を十分考慮していただきたいと思いますが、その辺どうでしょう。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 消防の関係は先ほど言いましたように、上部といいますか、建築部分は健全な状態であります。耐震改修も行っておりますので、壊れていない状況であります。ただ、地下部分の基礎ぐいが破断をしているということで、文京ハイツ、または高校寮と同様のような形で、上部のみ健全というような形になっております。

直ちに倒壊という状況ではございませんが、経年的に少しずつ沈下をしていく可能性は大きいということで、改修も含めて考えていかなきゃならないんですが、あそこはあの場所で、あれを直すというのは非常にまた難しいものがあるかと思っています。

もし建てかえるとするならば、あその場所がいいのか、新たな場所を求めるべきなのか、そういったことも含めて考えていかなければならないというふうに思っているところでございます。

いずれにしても、今すぐできるというものでございませので、当面の間、どのように隊員の安全というか、健康も含めて守っていけるのか、もう少し消防のほうとも詰めて、応急対応で対応できるものがあれば対応してまいりたいと思いますし、長期的な視点に立って、復興計画にもちょっと絡むと思いますけれども、どういった建設をしていくか、改修をしていくか、早々に検討を進めていきたいと思っておりますので、御理解を願えればというふうに思っております。

○議長（小坂利政君） 3番、山崎議員。

○3番（山崎満敬君） ぜひ早急に。ですが、寝床だけでも平らにしてあげてください。それが大事だと思うので、よろしくお願いいたします。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、1 ページ、1 総括、事項別明細書から 4 ページまでの 2 歳入と、議案書 1 ページから 5 ページまでの予算総則第 1 表、歳入歳出予算補正、第 2 表、地方債補正の全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第 64 号の質疑を終わります。

次に、議案第 65 号 平成 30 年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）に関する別冊説明書、保険事業勘定補正予算（第 3 号）の事項別明細書 1 ページから 4 ページまでの、1 総括、2 歳入、3 歳出と、議案書 7 ページ、8 ページの予算総則第 1 表、保険事業勘定歳入歳出予算補正の全般について質疑ありませんか。

11 番、北村議員。

○11 番（北村 修君） 1 点だけお伺いします。

3 ページ、歳入の繰越金に関連してなんですが、国保の事業勘定そのものは変わらないんだろうというふうに思っているんですが、今年度から都道府県化になりました。若干のシステムが変わってきたわけなんですが、そこでこの繰越金について、これは同様のルールの中でよろしいということなのかということが一つの確認です。

もう一つは、この繰越金というのが、今回既定額を超えて補正になっているんですが、結果として超える形になっているんですが、これらについて、まだ繰越金の額というのは相当まだあるということになるのか、その辺のところもちょっと聞いておきたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） 繰越金の部分につきましては、今回の都道府県化の部分で特別変わるものではなくて、これまでと同様な形で進むという形になると思います。繰越金の残につきましては、特別足りないという部分ではなくての通常で繰り越した部分を今回ここに充てるという形になると考えております。

○議長（小坂利政君） 暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 07 分

再開 午前 11 時 13 分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの答弁、お願いいたします。

萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） 基本的に、前年の繰越金につきましては3,813万6,940円でした。これで、これまでの……額として421万1,000円を使っているところでございます。今回、58万の補正をした残りという部分は、3,334万5,000円残っている形となります。ただ、最終的に国等へ返還するお金等が、そのうち2,600万ほどございますが、今後ある程度の数字が出て、余裕のある数字という形となっているところでございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第65号の質疑を終わります。

次に、議案第66号 平成30年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第4号）に関する別冊説明書1ページ、収益的収入、収益的支出全般についてと、議案書9ページ、予算総則全般について質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 先ほどの説明ちょっと1点だけわからない点がありまして伺います。

1ページの集落排水事業収益の関係で1,200万円の補助金の減額ということになっているんですが、災害関連分ということなんですが、これらがどのようにしてこういう流れになっていくのかということはもう一回説明してもらいたいですけれども、先ほど一般会計からの借入れとしてきたという話があったんです。それは借入れということではいいのか、一般会計やらなくてもいいし、企業債なんかの分では処理が終わればそういう部分もあるかと思っているんですが、先ほど言われた借入分というふうな形での内容というのはどういうことを意味するのか、改めて伺っておきたい。

○議長（小坂利政君） 西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） ただいまのご質問にお答えします。

今回の補正内容につきまして、まずこちらの公共下水道事業のほうもあわせてなんですが、9月7日の専決において一旦こちらの災害復旧工事に係る分としまして、その費用としては、一旦、一般会計からの補助という形で議決いただいたということでございます。

その後、こちらの内容については適債性があるということで、こちらのほうでも判断いたしまして、起債の借入金を金額を財源としてこちらの公共事業を行っていくというような考え方になったというような状況でございます。そうすることによりまして、3条予算の中ではあるんですが、通常であれば一般的には施設整備等においては4条予算の中で起債を借入れるというような流れではあるんですが、今回3条予算の中身ということで、実は工事ということではあるんですが、中身的にはこういった災害に伴う修繕的な意味合いを持つということで、3条の中での予算計上というような感じになります。

例えば、当然こちらの起債ということで、一般的に企業債ということではなく災害復旧債としての借入れになります。こちらについては今年度、特別交付税のほうでも元利償還の50%見込めるということもございまして、一旦、一般会計からの補助金として見込んでいた部分なんですが、そちらを起債でもっての振り替えをするというような内容での今回の補正に至ったというふうな内容でございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第66号の質疑を終わります。

次に、議案第67号 平成30年度むかわ町病院事業会計補正予算（第4号）に関する別冊説明書1ページから2ページまでの収益的収入、収益的支出、資本的収入、資本的支出全般についてと、議案書11ページ、12ページの予算総則全般について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第67号の質疑を終わります。

これから議案第64号から議案第67号までの4件について討論を行います。なお、討論の順序は議案番号順とします。

まず、議案第64号について原案に反対者の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで議案第64号の討論を終わります。

次に、議案第65号について原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで議案第65号についての討論を終わります。

次に、議案第66号について原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで議案第66号の討論を終わります。

次に、議案第67号について原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで議案第67号の討論を終わります。

これから議案第64号から議案第67号までの4件について採決します。なお、採決は議案番号順とします。

お諮りします。

まず、議案第64号 平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第11号）について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号 平成30年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号 平成30年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第4号）について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号 平成30年度むかわ町病院事業会計補正予算（第4号）について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第5、議案第68号 工事請負契約の変更に関する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 議案第68号 工事請負契約の変更に関する件につきましてご説明申し上げます。

追加議案書の13ページをお開き願います。

本件は、平成30年7月31日開催の平成30年第2回むかわ町議会臨時会におきまして議決をいただきました、防災行政無線（移動系）デジタル化整備工事につきまして、設計変更が生じ、契約金額を変更する必要があることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例第2条の規定に基づき提出するものでございます。

設計変更の内容につきましては、現状のシステムでは鷗川穂別の両庁舎間の光ケーブルが切断されたときに、無線システムが穂別側で使用できなくなるため、穂別地区、鷗川地区それぞれ地区内運用ができるシステムへ変更するものでございます。

契約の金額の事項中、1億7,820万円に1,832万7,600円を追加しまして、1億9,652万7,600円に改めるものでございます。

以上で議案第68号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議、御決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第68号 工事請負契約の変更に関する件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第6、議案第69号 むかわ町平成30年北海道胆振東部地震による被害者に対する町税の減免に関する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

飯田町民生活課主幹。

〔飯田洋明町民生活課主幹 登壇〕

○町民生活課主幹（飯田洋明君） 議案第69号 むかわ町平成30年北海道胆振東部地震による被害者に対する町税の減免に関する条例案につきまして、提案理由の説明を始めます。

議案書15ページをお開き願います。

本条例の制定につきましては、本年9月6日発生の平成30年北海道胆振東部地震により、むかわ町内において甚大な被害が発生したことから被災された方の負担軽減を図るため町税の減免を行うに当たり、必要な事項を定めるものでございます。

条例案につきましては、議案書15ページから19ページまでの記載となっており、別冊にて配付しております議案説明資料より説明のほうをさせていただきます。

議案説明資料5ページをお開き願います。

各条ごとに、要旨を説明させていただきます。

第1条は、災害減免の特例についての規定でございます。

平成30年北海道胆振東部地震により被害を受けた方に対する平成30年度分の町民税、固定資産税及び国民健康保険税のうち、災害を受けた9月6日以後に納期の末日の到来する税額について減免を行うものでございます。

続きまして第2条では、本条例中、損害の損壊の程度についてを全壊、大規模半壊、半壊と規定している部分がございます。これにつきましては、災害対策基本法第90条の2第1項の規定に基づき町長が交付する罹災証明書で証明を受けた罹災の程度によるものとするものでございます。

第3条につきましては、町民税の減免についての規定でございます。

第1項におきまして、人的被害に対する減免。第2項におきましては物的被害に対する減免について規定するものでございます。

人的被害に対する減免につきましては、亡くなられた方、生活保護法による生活扶助を受けることとなった方に対しましてはその全額を、障害者となった場合につきましては10分の9を減免するものでございます。

物的被害に係る減免につきましては、災害により居住する住宅に被害を受けた場合、その被害の程度に応じて減免するものでございます。

6ページをお開き願います。

第4条は、固定資産税の減免についての規定でございます。第1項では被害を受けた土地について、第2項では被害を受けた家屋について、第3項では被害を受けた償却資産についてそれぞれ損害の程度に応じて減免を行うものでございます。

続きまして7ページになります。

第5条につきましては、国民健康保険税の減免についての規定でございます。第5条の減免の内容につきましては、先ほどの第3条町民税の減免に係る規定と同じ内容となっており、人的被害に係る減免、物的被害に係る減免についてそれぞれ規定しているものでございます。

第6条につきましては、減免の申請についての規定でございます。減免を受けようとする場合、減免申請書を町長のほうへ提出いただくこととなりますが、第2項のほうで公簿等により減免すべき事由が明らかな場合は、職権により減免を行うことを規定するものでござい

ます。

その第2項の規定につきましては、減免の判定を罹災証明書で証明を受けた罹災の程度による場合、町において罹災証明書の交付状況を確認することができるため、被災者の方の申請手続等の負担軽減を図るためにも、申請によらず職権により減免することができる規定を設けるものでございます。

第7条につきましては、減免の取り消しについての規定でございます。減免の決定を受けた申請につきまして、何らかの不正があった場合、その減免を取り消すものとするものでございます。

第8条は、委任に関する規定でございます。条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることとするものでございます。

議案書19ページに移りたいと思います。

本条例の附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第69号 むかわ町平成30年北海道胆振東部地震による被害者に対する町税の減免に関する条例案につきましての提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 第6条の減免の申請についてなんですけれども、公簿等により減免すべき事由が明らかであるときというんですけれども、公簿は先ほどのいうところで、罹災証明でわかるよということは、罹災証明で半壊以上であれば該当する損害があれば、勝手にやってくれるというふうに解釈もとれるんですけれども、どう読み取ればいいんですか。申請しないとあくまでもやらないよというのか、これでいくと事由が明らかであるということからやってくれるのか、ちょっとそこだけ確認させてください。

○議長（小坂利政君） 飯田町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（飯田洋明君） 今の減免の申請の第2号の適用に関してですが、固定資産税の土地に係る部分、それと償却資産に係る部分につきましては罹災証明書のほうでの確認がとれないということになってございますので、それ以外の部分で罹災証明書の交付内容により減免することを決める部分に関しては、申請をいただくのを省略いたしまして、町のほ

うでその罹災証明書の内容を確認して、職権で減免の決定をするというふうな流れにしたい
と思っております。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） ごめんなさい、ちょっと2つ大丈夫だよ、しなければならないのはあ
るよというのをもう一回ちょっと教えてください。

○議長（小坂利政君） 飯田町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（飯田洋明君） 固定資産税の土地の被害に係る部分と、同じく固定資産税
の償却資産に係る部分につきましては、罹災証明書の発行の対象とはなっておりませんので
その2つに関しては申請をいただくということになります。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） これらの減免にかかわる、対象となるというか人数とか、金額とか
想定しているのがあれば教えてください。

それから、4条の固定資産税の減免、土地の被害に係る減免という、あるんですけども、
こういうちょっとよくわからなくて、例えば具体的にどういったところが対象になって、今
見込まれているのがこのくらいあってとかっていうところも含めて教えてください。

○議長（小坂利政君） 飯田町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（飯田洋明君） はじめに、減免の見込みの部分に関してですけれども、11
月末現在の数字になってございますが、こちらのほうの罹災証明書のほうの判定がまだ再調
査等で今後変わってくる部分がございますので、11月末現在の見込みということで。

次に、町民税につきましては約130件、減免額で440万円となっております。固定資産税に
につきましては件数で約200件、減免額で約130万円。国民健康保険税につきましては約50件、
減免額が410万円の見込みとなっております。

2つ目の土地の被害に関しての減免についてですが、簡単に言いますと土地に亀裂が入っ
て、その土地としての機能が果たせなくなったというような状況を想定しております。現在
のところ、むかわ町内において土地に関して大きく被害を受けたという情報は入っておりま
せん。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

11番、北村 修議員。

○11番（北村 修君） 私は国保の減免にかかわってお伺いしたいというふうに思いますが、

この人的被害にかかわる減免ということで、亡くなられた方ということになれば、これははっきりようわかるわけなんです、2つ目の生活保護法の規定による扶助を受ける場合ということになれば、そういう近い状況になっても扶助を受けないという場合、頑張っという場合がありますけれども、そのような場合にはどのように判断されるのかと、あくまでもそれは扶助を受けるということになっちゃうのか、そこら辺のところが第1点。

それから、障害者となった場合というふうにあります、この規定は非常に漠然としている感じなんです、この災害、手帳をもらったとかそういうふうになるのかというようなことなのか、そこら辺のところをもう今一度説明をしていただきたいし、一定の基準があるのであればそういう内容もお示し願いたいというのと、それからこれらの人的な被害の問題についてはこういう判断だけでいいのかと、手帳を障害者になった場合という形とそこまで行かなくても、その後のいろんな病気の症状等が出て、結構な入院治療等が出るなどという場合があると思うんですが、そこら辺のところというのがどういうふうに対応になるのかどうか、含められるのかどうかこれらについてお伺いしておきたい。

○議長（小坂利政君） 飯田町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（飯田洋明君） はじめに、生活扶助を受ける場合及び障害者となった場合という部分に関しまして、一旦それぞれの法律のほうでの該当になるという部分が一応その減免対象となる基準というふうに考えておりますので、実際に生活保護を受けて申請をされていなくても大変苦しいような状態の方もいらっしゃるということにはなるかとは思いますが、減免をする上ではある程度基準なりを設けた中での運用ということになろうかと思っておりますので、あくまで生活保護法による生活扶助を受けることになった場合、または震災が原因により何らかの身体に損害を受け身体障害者となった方を一応減免の対象ということで考えてございます。

また、実際に生活保護を受けてらっしゃらなくてもそれなりに支払いが難しいという場合にございましては、災害の減免に限らず税務グループのほうで納税相談等受け付けておりますので、分納なりということで対応のほう考えていきたいと思っています。

障害者になった場合につきましても、障害手帳が交付されたというような事実を確認してからということになります。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 今回の場合、地震災害による町民税等の減免という形なんですよ。こういう場合に、人的被害の場合に簡単に言えば生活保護を受けた場合、障害者手帳を受け

た場合という、こういう規定だけでいいのか、私は思うんです。やっぱり非常に大きな怪我をされて回復したという方だっておるし、これは本当に大変な被害を受けた方だと思うんです。こういうような方々を含めて、あるいはきのう福祉避難所の話もしましたけれども、やっぱりそういうふうな流れの中でじっと自分で我慢をしながら頑張って来たんだけれども、この健康上よろしくない状況になっているというふうな方々、こういう人たちなんかを減免等々で救う、これが大事じゃないかと思うんです。そういうことも含めて、被災証明の状況なんかを活用して、そういうものまで広げ救っていくという、そういう応援していくという立場にはこういうものは該当するような方向に持っていくかというべきだというふうに思うんです。そういうことをぜひ検討してもらいたいというふうに思っていますが、その辺でそういうふうな方向ということは、これから考えないのかどうか、ぜひ考えてもらいたいと思いますが、どうですか。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 今回提案させていただいているのは、あくまでも今回の広域といいますか、全町的に被害が大きい、多くの人にかかわるということで特例的な減免制度というものでございます。単発的な制度でございまして、議員おっしゃるのは恒常的なといいますか、一般的に生活困窮等々、いろいろな事情の中で出てくるものだというふうに捉えているわけでありますけれども、それはその部分で今までもやっておりますけれども、やはり納税相談とかそういった状況に応じてケース・バイ・ケースで対応すべきものだというふうに思っております。それを今回の災害に絡めて拡大していくということとはなじまないのではないかなというふうに思っているところでございます。きめ細かな対応というのは今後も努めてまいりたいというふうに考えてございますけれども、災害とは切り離してということで考えております。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 私は一般的な形で言っているのではなくて、今回の災害の中でもそういうような方だというのはいらっしゃるんです。きのうちょっと具体的には言うことはできませんので、それはいろんな問題あるから言っていませんけれども、そういうふうなこの災害の中での関連で、そういう特例も設けていく必要があるのではないかな。その点で言えば、減免申請の際のこの職権による減免というふうなことの中に、普通であれば町長が認めた場合とか、そういうような形も含まれるんです。ですからそういうような余地も残して、やっぱり単なる納税相談だけではなくて、そういうものが、そういうこの被災の中で大変だった

という人を少しでも応援してあげる、そういうものとして受け入れるぞというそういう状況はうたがわれないにしてもとれないものだろうか、そのことについて再度伺っておきたい。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 言われていることもわかりますけれども、それを基準を持って文章化してやっていくというのは非常に難しいものがあるかと思っています。一定のルールの中で減免額を決めておりますので、ここに書いてありますように被災の程度ですとか、農地の被害面積ですとか、何らかの因果関係といいますか、しっかりしたデータがなければこういった基準ではなかなかもっていけないんじゃないかなというふうに思っています。

そういった意味では、通常の裁量の中で減免していくというか、考慮していくというところに当てはめていくほうがいいんじゃないかなというふうに思っているところであります。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第69号 むかわ町平成30年北海道胆振東部地震による被害者に対する町税の減免に関する条例案を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◎認定第1号から認定第7号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、
採決

○議長（小坂利政君） 日程第7、認定第1号 平成29年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件から、日程第13、認定第7号 平成29年度むかわ町病院事業会計決算に関する件ま

での7件を一括議題とします。

認定第1号から認定第7号までの7件については、第3回臨時会において平成29年度むかわ町各会計決算審査特別委員会を設置し、閉会中の継続審査として付託をしていたものでございます。

このたび審査終了に伴い、お手元に配付のとおり、委員会審査報告書が提出されておりますので、委員長から審査の経過と結果について報告を受けたいと思います。

野田委員長。

〔野田省一決算審査特別委員長 登壇〕

○決算審査特別委員長（野田省一君） 平成29年度むかわ町各会計決算審査特別委員会における、審査経過及び結果について御報告をいたします。

平成29年度むかわ町一般会計ほか3特別会計及び3事業会計の決算審査については、平成30年第3回臨時会において設置された本委員会にその審査が付託されたものであります。

本委員会は、10月10日開催の第1回委員会において、審査の方法及び審査日程を協議した結果、審査の方法については、審査を有効かつ円滑に進めるため事前に調査事項を取りまとめることとし、審査日程については11月12日から11月13日までの2日間としました。

審査事項を取りまとめた結果、一般会計歳入で個人町民税、住民税非課税世帯、均等割のみ課税世帯数についてほか2項目、歳出では、地方創生の人口減少対策として取り組んだ内容についてほか28項目、国民健康保険特別会計3項目、病院事業会計1項目、合計36項目でありました。

これらを審査項目として決定し、説明員として所管課長等の出席を求め、その内容及び大要説明及び行政成果について説明を受けました後、質疑及び意見交換を行い、慎重に内容について審査を行いました。また、審査最終日には渋谷副町長の出席を得て、7会計の決算について意見交換を行い、決算にかかわって委員から次の趣旨の意見が述べられました。

地域に根差した医療機関として町民から信頼される病院としての礎づくりに、今後も努力をお願いしたい。小中学校の歯科の有病率が減少してきており、歯を大切にすることは健康な心と体を維持していくことにつながるので、さらなる有病率の減少につなげていただきたい。

鶴川高校の通学バスについては、バスがあることで生徒確保につながっているという側面もあるので、慎重な検討協議を行っていただきたい。

地域おこし協力隊の人が地元根づくためには、自立できるような方法、地元で活発に活

動ができるような方法を考えていただきたい。

今回の災害の中で、職員の人的不足をこれから考えていかなければならない。また、起業力向上についても商店等をはじめとして多大な事態が起き、これらの事業とあわせながら考えていく必要があるのではないかと意見が出ました。

以上の意見を受け、副町長から次の趣旨の考えが述べられました。

平成29年度決算については、一昨年まで続いていた大型事業が一段落したことから、通常の予算規模に戻ってきた中での決算でした。歳入については、地方交付税が合併の低減期等もあり減少しているという中で、厳しい財政運営は変わってはいないが、長期財政フレームを意識しながら国庫補助金、地方債等の確保を図りながら健全財政に努めてきたところである。財政指標も健全な状況を維持している実態でもある。今後においても人口減少社会に向けて、地方創生総合戦略の展開、また老朽化した公共施設等の維持等もしっかりと行いながら、持続可能な財政運営に努めていきたい。皆さんからの意見については、今後の予算編成に生かしていきたいというような発言がありました。

以上の説明聴取、質疑及び意見交換の後、平成29年度にかかわるむかわ町一般会計ほか6会計の採決をした結果、いずれも認定するということに決定をいたしました。

最後に、審査に当たりまして、説明資料の提出等、御配慮いただきました町理事者をはじめ、各課長及び関係職員各位に対し心から感謝を申し上げ、委員会の報告とさせていただきます。

○議長（小坂利政君） 委員長報告が終わりました。

ほかの委員で補足発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） ほかになしと認め、委員長報告を終わります。

これから委員長報告の審査の経過及び結果について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、認定第1号から認定第7号までの7件について討論を行います。

討論は一括して行います。

認定に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第1号 平成29年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件から、認定第7号 平成29年度むかわ町病院事業会計決算に関する件までの7件を採決します。

採決の順番は認定番号順とします。

初めに、認定第1号 平成29年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件を採決します。
お諮りします。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 平成29年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件は認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号 平成29年度むかわ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に関する件を採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号 平成29年度むかわ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に関する件は認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号 平成29年度むかわ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に関する件を採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号 平成29年度むかわ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に関

する件は認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号 平成29年度むかわ町介護保険特別会計歳入歳出決算に関する件を採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号 平成29年度むかわ町介護保険特別会計歳入歳出決算に関する件は認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号 平成29年度むかわ町上水道事業会計決算に関する件を採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号 平成29年度むかわ町上水道事業会計決算に関する件は認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号 平成29年度むかわ町下水道事業会計決算に関する件を採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第6号 平成29年度むかわ町下水道事業会計決算に関する件は認定することに決定しました。

次に、認定第7号 平成29年度むかわ町病院事業会計決算に関する件を採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第7号 平成29年度むかわ町病院事業会計決算に関する件は認定とすることに決定いたしました。

◎請願第1号の報告

○議長（小坂利政君） 日程第14、請願第1号 恐竜化石の通称名「むかわ竜」の変更を求める請願を議題とします。

本日までに受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおり、所管の総務厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査としましたのでご報告いたします。

◎意見書案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第15、意見書案第9号 被災者生活再建支援制度の拡充に関する意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

7番、野田省一議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） 意見書案第9号について趣旨説明をさせていただきます。

被災者生活再建支援制度の拡充に関する意見書についてであります。既に皆様にお手元に配付しておりますので、趣旨の朗読をもって提案理由とさせていただきます。

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けたものに対して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活再建を図ることになっています。しかし、住宅が全壊や大規模半壊など、甚大な被災者への支援金の支給が制限されています。

多発する震災や集中豪雨による住家の被害は、半壊の場合も、また一部損壊の場合でも住居にすることが困難である状況が少なくありません。

住宅は人間の暮らしの基礎をなすものですから、普通の生活を送ることを困難にしている場合にあっては再建支援金支給の対象との要望が出ています。

よって、本議会では地方自治法100条2項に基づき、支援制度の拡充を強く要望するものです。

以上、決定いただけますようにご審議、ご決定よろしく願いをいたします。

○議長（小坂利政君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第16、意見書案第10号 再びブラックアウトを起こさない分散型の電源、「原発ゼロ」、再生可能エネルギーの大規模普及を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

11番、北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○7番（野田省一君） 意見書案第10号 再びブラックアウトを起こさない分散型の電源、「原発ゼロ」、再生可能エネルギーの大規模普及を求める意見書案について趣旨説明をさせていただきます。

9月6日の地震では、ブラックアウトいわゆる全域停電を招いたことは御存じのとおりであります。これは北海道電力株式会社の電源集中や、苫東厚真石炭火発の耐震性が問われました。

厚真火発の耐震基準が震度5でしかないという状況が、北海道知事も知らされていなかったというふうな状況でありました。

これまで、北電は泊原発の安全対策などで2,000億円等々の多額の資金を投入する一方で、再生可能エネルギーへの投資は原発の100分の1でしかありません。これら送電線には泊原発分の空き分があるにもかかわらず、再生可能エネルギーへの接続を制限しているなどの問題があります。

こうした状況から、今回の震災で、大出力で特定のところに集中しているということが大きな問題になりました。やはり分散型の形をとることが強く求められているということでもあります。

道内の世論調査でも、常に原発再稼動を認めないが6割に上ります。再びブラックアウトが起きることのないよう、電力の安心で安定した供給のために、原発を再稼動せず、原発のない日本と北海道、大規模集中発電から再生可能エネルギーでの分散型電源へ転換することを強く求める意見書であります。

どうぞ御審議、御決定よろしく願いをいたします。

○議長（小坂利政君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

12番、中島議員。

○12番（中島 勲君） 国の経済発展にはエネルギーの確保が大前提となっているのが現実です。したがって、エネルギー確保の見通しがしっかりと立つまでは、現状やむを得ないというふうに考えます。

さらに今回のブラックアウトについては、この解消に向けて北電は本州と北海道との通電の連携強化、さらには道内で新しい発電所、これは石狩湾新港でございますけれども、このところで発電を予定しているということでございますので、今回の意見書については反対意見といたします。

○議長（小坂利政君） 次に、原案に賛成者の発言はありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 大震災があつて、ブラックアウトが起きたことによって、どれだけ大きな被害を受けたかというのは、もうここにいる皆さんはよくご存じだと思います。研究者の中にも北海道電力への二度とブラックアウトが起きないような対策を講じるようにということ求めている方もたくさんいらっしゃいます。泊原発が、もし稼動していたときにこの震災が起きていたらということを考えると、私は本当にぞっとしているんですけども、そういう立場から原発ゼロも本当に私の願いでもあります。ということから、ぜひこの意見書には賛成をしていきたいというふうに思っています。

○議長（小坂利政君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第10号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（小坂利政君） 起立少数です。

したがって、本案は否決されました。

◎意見書案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第18、意見書案第12号 2019年10月からの消費税10%への増税中止を求める意見書を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

2番、舞良喜久議員。

〔2番 舞良喜久議員 登壇〕

○2番（舞良喜久君） 意見書案第12号の趣旨説明をさせていただきます。

2019年10月からの消費税10%への増税中止を求める意見書であります。

朗読して説明させていただきます。

2019年10月からの消費税10%への増税中止を求める意見書案です。

安倍晋三首相が、来年10月からの消費税8%から10%への引き上げを強行することを繰り返し発言しています。2014年に8%へ増税した際、「増税の影響は一時的」としていましたが、増税と年金カット、医療・介護等の社会保障費負担増、賃金低下、物価上昇のもとで、実質家計消費は増税前から大きく落ち込み4年経っても回復せず、深刻な消費不況を招いています。

自治体財政も消費税が大きく圧迫をしています。こうした状況下で再び5兆円もの大増税を強行すれば、消費はますます冷え込み、日本経済に破滅的影響を及ぼすことは明らかなです。

加えて税率引き上げと同時に実施を狙う「軽減税率」は大きな問題があります。飲食料金は持ち帰れば8%、店内で食べれば10%と線引きがわかりづらく、外食や中小零細企業者に負担をかけるだけです。「キャッシュレス」やクレジットカードを利用しない高齢者などには何の恩恵もありません。この制度に、担当大臣の麻生大臣が「田舎の魚屋で…、クレジットカードなんかでやっている人はいない。（ポイント）還元がどれだけうまくいくか」と述べるほどの無責任さを露呈しています。

さらに、2023年に導入されるインボイス制度は中小零細事業者にとって深刻な問題です。年間売り上げ1,000万円以下の免税業者はインボイス（適格請求書）を発行できません。しかし、納入先はインボイスがなければ仕入れ税額控除ができなくなり、過大な税負担を強いられます。そのために500万とも言われる免税業者が取り引きから排除されてしまうことになります。だからこそ、日本商工会議所など中小企業団体がこぞって反対しているのです。

そもそも消費税は、所得の少ない人ほど負担が重く、貧困と格差を拡大する根本的な欠陥を持つ税制です。大企業や富裕層を優遇する不公平税制を正し、不要不急の大型公共事業をやめ、暮らしや社会保障、地域経済振興優先に税金を使い、内需主導で家計を温める経済政策をとるべきです。

よって、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に打撃的な影響を与える2019年10月からの増税を中止することを強く求めます。

どうぞよろしく御審議、御決定をよろしくお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

3番、山崎議員。

○3番（山崎満敬君） 前もやったかと思うんですけども、この10%は実は民主党政権のときに三党合意でもう決まっていたものですが、延び延びになっていて、いよいよ来年10月からということで、誰しも税金取られたくないのはやまやまですが、今後増大する社会保障に対してこれといった切り札がない中で、しょうがないだろうという意見もあります。で、今言ったような軽減税率、その他の中でいろいろ問題があると言われておりますが、来年までにいろいろな面で解決がつくのではないかと。

大きなことでいえば、各被災を受けた広島、もちろんこの胆振もそうですが、そういうところに回ってくるお金が社会保障のお金に多く回ることによって、少なからず削られる可能性もなきにしもあらず、ということに陥らないためにも、社会保障の充実のため、またいろいろな自治体への分配を考えるときには、この10%は避けられないものと私は思っております。

以上で、この意見書に反対といたします。

○議長（小坂利政君） 次に、原案に賛成者の発言はありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 消費税を導入するときに、社会保障の充実のためと言ってきました政府はね、でも皆さん社会保障費は削られ続けています。社会保障に使っている部分はほんの数%にすぎないということは調べてみればすぐわかることです。

地震で大きな被害を受けた私たち住民にとって、今の8%でも大変なのに、10%になったらますます暮らしを追い詰めることになります。復旧や復興を目指して懸命に歩みを進める、この町、自治体もそうですし、私たち自身にとってもさらなる負担を押しつけられることについては断固反対です。

賛成討論とします。

○議長（小坂利政君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第12号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（小坂利政君） 起立少数です。

したがって、本案は否決されました。

◎意見書案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第19、意見書案第13号 平成30年胆振東部地震・台風21号による農業施設被害に関する要望意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

11番、北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 意見書案第13号 平成30年胆振東部地震・台風21号による農業施設被害に関する要望意見書案。

これは9月4日から5日にかけて台風21号、そしてその後の地震という中でいろいろ議論されておりますように、多大な被害を当地域でも受けました。そうしたことからたくさんの今支援策も出されておりますが、この中で農業施設、農機具等の整備、改修に当たって、経営体育成の事業が打ち出されておりますが、さらなる上乗せ支援事業が活用、誰でもが求める農家ができるようにということが第1点であります。

2つ目に、農協と共同施設事業をするものへの支援事業として、強い農業づくり交付金、この活用の耐用年数等々の内容を改善していただきたいと、そして人手不足や担い手対策としての営農支援ができる体制を強めていただきたいということで、経済文教常任委員会が一致して提案をさせていただくものであります。

どうぞ御審議、御決定よろしくお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第20、意見書案第14号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

11番、北村 修議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 意見書案第14号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案であります。

この意見書案は、森林の持つ役割を述べておりまして、地球温暖化をはじめ、国民生活にとって欠かせない内容になっている森林であります。今回の地震災害でも当地域でも相当な被害を受けました。こうしたことを回復して、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

2つ目に、森林資源の循環利用を通じて、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みや森林づくりを担う林業事業体や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化するよう求めるという意見書であります。

御審議、御決定のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎所管事務調査報告の件

○議長（小坂利政君） 日程第21、所管事務調査報告の件を議題とします。

本件について、別紙配付のとおり総務厚生常任委員長から所管事務調査報告書、経済文教常任委員長から所管事務調査中間報告書が提出されております。調査の経過と結果について報告を求めます。

総務厚生常任委員長、報告はありませんか。

○7番（野田省一君） はい、特に追加する報告はありません。

○議長（小坂利政君） 経済文教常任委員長、報告はありませんか。

○11番（北村 修君） はい、特に報告をすることはありませんが、中間報告とさせていただいておりますので、どうぞ朗読のほうよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小坂利政君）　これから各委員長に対する質疑を行います。

総務厚生常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　質疑なしと認めます。

次に、経済文教常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　質疑なしと認めます。

これで各委員長報告に対する質疑を終わります。

各常任委員会の所管事務調査報告については報告済みといたします。

◎閉会中の特定事件等調査の件

○議長（小坂利政君）　日程第22、閉会中の特定事件等調査の件を議題といたします。

総務厚生常任委員会、経済文教常任委員会及び議会運営委員会並びに議会広報委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり特定事件等について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎議員の派遣に関する件

○議長（小坂利政君）　日程第23、議員の派遣に関する件を議題とします。

本件については、お手元に配付のとおり胆振東部市町議会懇談会が予定されております。お諮りします。

議員の派遣に関する件については、別紙のとおり派遣することにしたいと思います。

なお、日程の変更など細部の取り扱いについては、議長に一任願いたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣に関する件については、別紙のとおり派遣することに決定しました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（小坂利政君） これで、本定例会に付された事件は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第4回むかわ町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 零時24分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員